

國際課税關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」「2つの柱」の進捗状況

(1 ページ)	OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」「2つの柱」の進捗状況	3
(2 ページ)	「BEPSプロジェクト」について①	3
(3 ページ)	「BEPSプロジェクト」について②	4
(4 ページ)	「BEPSプロジェクト」の三本柱	4
(5 ページ)	「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要	5
(6 ページ)	BEPS包摂的枠組み (Inclusive framework on BEPS) 参加国・地域	5
(7 ページ)	政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抜粋①)	6
(8 ページ)	政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抜粋②)	6
(9 ページ)	政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－ (抜粋③)	7
(10ページ)	経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について	7
(11ページ)	国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」2本の柱について	8
(12ページ)	「2本の柱」の全体像	8
(13ページ)	G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）（2024年7月25－26日於：ブラジ ル・リオデジャネイロ）	9
(14ページ)	「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」の概要	9
(15ページ)	国連における国際租税協力に係る議論について	10
(16ページ)	第1の柱 利益Aに関する多数国間条約	10
(17ページ)	第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）	11
(18ページ)	「第1の柱」の多数国間条約案の適用イメージ	11
(19ページ)	「第1の柱」の多数国間条約案の概要	12
(20ページ)	利益A（市場国への新たな課税権の配分）に関する多数国間条約交渉の背景・経緯 等	12
(21ページ)	（参考）「第1の柱」の多数国間条約案における廃止対象の既存措置の概要	13
(22ページ)	（参考）「第1の柱」の多数国間条約の発効のために各国・地域が持つポイントの割 合	13
(23ページ)	利益Aの適用プロセス	14
(24ページ)	第1の柱 利益B 移転価格税制の執行の簡素化・合理化	14
(25ページ)	利益B：移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化のイメージ	15
(26ページ)	執行方法	15
(27ページ)	Pricing matrixの産業分類	16
(28ページ)	第2の柱	16
(29ページ)	第2の柱（グローバル・ミニマム課税）	17
(30ページ)	所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）のイメージ	17

(31ページ)	国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）のイメージ	18
(32ページ)	令和6年度与党税制改正大綱（抜粋①）	18
(33ページ)	各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直し	19
(34ページ)	自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の創設①（概要）	19
(35ページ)	自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の創設②（QDMTT会計基準・整合性基準）	20
(36ページ)	自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の創設③（スイッチオフ・ルール）	20
(37ページ)	収入金額等に関する適用免除基準	21
(38ページ)	外国税額控除（QDMTTが外国法人税の額に含まれることの明確化）	21
(39ページ)	グローバル・ミニマム課税に関するAdministrative Guidance（第3弾）	22
(40ページ)	グローバル・ミニマム課税に関するAdministrative Guidance（第4弾）	22
(41ページ)	令和6年度与党税制改正大綱（抜粋②）	23
(42ページ)	外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し	23
(43ページ)	租税条約上の最低課税ルール（STTR：Subject to Tax Rule）のイメージ	24
(44ページ)	情報交換	24
(45ページ)	非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等	25
(46ページ)	参考資料	25
(47ページ)	スコープ：利益Aの対象グループの判定	26
(48ページ)	平均メカニズムの概要	26
(49ページ)	レベニューソーシングの概要①	27
(50ページ)	レベニューソーシングの概要②	27
(51ページ)	レベニューソーシングの概要③	28
(52ページ)	ネクサスルールの概要	28
(53ページ)	利益Aの配分式	29
(54ページ)	利益Aの配分－MDSHの仕組み（適用イメージ）	29
(55ページ)	二重課税除去国の特定	30
(56ページ)	二重課税除去事業体の特定・二重課税除去の方法	30
(57ページ)	二重課税除去国・二重課税除去事業体の特定－利益Aの振分けのイメージ	31
(58ページ)	利益Aに係る課税（申告・納付）及び二重課税除去のイメージ	31
(59ページ)	税の安定性（Tax Certainty）	32

OECD/G20「B E P S 包摂的枠組み」 「2つの柱」の進捗状況

財務省主税局参事官室

2024年9月18日

(2 ページ)

「BEPSプロジェクト」について①

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公平な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ グローバルな経済活動、ローカルな課税: 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間になずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ 負担の公平性: 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

2

「BEPSプロジェクト」について②

○ 経緯

- 2012年6月 OECD租税委員会(当時の議長:浅川元財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- 2013年7月 G20財務大臣からの要請も受け、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- 2014年9月 「第一弾報告書」公表。
- 2015年10月 「最終報告書」を公表。
- 同年11月 G20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- 2016年6月 京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在147か国・地域)

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリングを実施中。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築 ⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 上記の取組みはG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード。

3

「BEPSプロジェクト」の三本柱

〔実質性〕

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

〔透明性〕

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等)

〔予見可能性〕

C. 企業の不確実性の排除

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

4

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築（実質性）

（1）電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し（27年度改正）

（2）各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協議して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済
租税条約の拡充（含行動⑤）の中で対応

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し（29年度改正）

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について見直し（令和元年度改正）

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

（3）国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑤）の中で対応

行動7 人道的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し（30年度改正）
租税条約の拡充（含行動⑤）の中で対応

行動8～10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて見直し（令和元年度改正）

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上（透明性）

（4）透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの職務的開示 → 法改正の要否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化） → 28年度改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除（予見可能性）

（5）法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予測せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充（含行動⑤）の中で対応

（6）BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多数国間協定の開発 → 参加（31年1月に発効）

5

BEPS包摂的枠組み（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域

(2024年9月現在)

メンバー国・地域		147カ国・地域			
OECD加盟国		OECD非加盟国 = BEPS Associate			
		従来から参加していた国	京都合会及び合会後に参加した国・地域		
オーストラリア フランス イタリア ◎英国 韓国 トルコ	カナダ	アルゼンチン	【京都合会に参加】		
	ドイツ	ブラジル	ペナン	ブルガリア	ブルキナファソ
	日本	インド	コンゴ	キュラソー	D.R.コンゴ
	米国	★中国	ガボン	ガーナ	ハイチ
	メキシコ	インドネシア (ロシア)	マニラ	ジャマICA	ケニア
		サウジアラビア	モナコ	★ナイジェリア	バキスタン
		南アフリカ	ルーマニア	サンマリノ	セネガル
G20メンバー		シンガポール	スリランカ	ウルグアイ	カメルーン エジプト 香港 リヒテンシュタイン バハマニューギニア シエラレオネ
		【京都合会後に参加】			
ニュージーランド	チリ	アンドラ	アンゴラ	バミューダ諸島	ボツワナ
ノルウェー	アイスランド	BVI	ケイマン諸島	コートジボワール	ジブチ
イスラエル	オランダ	マカオ	◎ジャマイカ	タックス・カイコス	マレーシア
ベルギー	ルクセンブルク	モリシャス	モンセラト	パナマ	セーシェル
フィンランド	スウェーデン	タイ	ウクライナ	ベトナム	モルディヴ
オーストリア	デンマーク	セントクリストファー・ネイビス	カタール	チュニジア	トリニダード・トバゴ
スペイン	ポルトガル	グレナダ	ザンビア	モンゴル	セルビア
ギリシャ	アイルランド	アンギラ	バーレーン	アラブ首長国連邦	北マケドニア
チェコ	ハンガリー	アルバ	ドミニカ共和国	カーボベルデ	クック諸島
ポーランド	スロバキア	アンティグア・バーブーダ	セントビンセント及びグレナディーン諸島	モロッコ	クロアチア
エストニア	スロベニア	フェロー諸島	グリーンランド	ジブラルタル	エスワティニ
スイス	ラトビア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	アルバニア	ヨルダン	トルコ
リトアニア	コロンビア	モンテネグロ	サモア	(ペラルーシ)	トーゴ
コスタリカ		モリタニア	ウズベキスタン	フィリピン	クウェート
		フィジー	モルドバ		
計38カ国		計8カ国	計101カ国・地域		

注1: メンバー国・地域は、対等な立場（equal footing）で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。
ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。
注2: 下線はBEPS包摂的枠組運営委員会メンバー（2024年）の出身国を、◎は議長出身国、★は議長代理出身国をそれぞれ指す。

6

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 一令和時代の構造変化と税制のあり方一」(抜粋①)

(令和5年6月30日)[抄]

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

第2部 個別税目の現状と課題

V. 国際課税

4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

(1) 新たな国際課税ルールの背景

BEPSプロジェクトの行動1(デジタル経済の発展への対応)については、経済のデジタル化に伴う課税上の課題として、消費課税上の課題(BEPS最終報告書において見直しを提言)とともに、法人課税上の課題も議論されてきましたが、平成27(2015)年のBEPS最終報告書においては、後者については合意に至らず、引き続き議論を継続することとされました。平成28(2016)年に立ち上げられたOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において途上国やオフショアセンターとされる国・地域を含めた議論が行われ、令和3(2021)年10月に、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する「2本の柱」の解決策に関する合意が実現しました。新型コロナウイルスへの対応で各国の財政状況が更に悪化したことが、合意に対する後押しの一つとなったと考えられます。約140カ国・地域が本合意に賛成を表明し、制度のグローバルな実施に向けた取組みが続けられています。国際課税ルールの見直しの背景として議論されてきた課題は、「国際課税を取り巻く経済環境の変化」の節において既に述べた課題のうち、大きく以下の2点であり、それぞれが「第1の柱」「第2の柱」に対応しています。

- ・ 経済のデジタル化に伴い、市場国に恒久的施設(PE)を置かずビジネスを行う企業の増加がみられます。典型的には、オンラインでの動画・音楽配信や、オンライン書籍の販売等は、店舗などのPEがなくとも市場国の消費者にサービスを提供することができます。現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得への課税が可能のため、こうしたビジネスから得られた所得に対しては、市場国で適切に課税が行えない問題が顕在化してきました。

- ・ 低い法人税率や税制上の優遇措置によって外国企業を国内に誘致する動きがみられる中で、1980年代以降、各国の法人税が継続的に引き下げられ、各国の法人税収基盤が弱体化してきています。また、こうした軽減課税国を利用する企業とそれ以外の企業との間で、税制面において企業間の公平な競争条件が阻害される事態が生じてきました。

7

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 一令和時代の構造変化と税制のあり方一」(抜粋②)

(令和5年6月30日)[抄]

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

第2部 個別税目の現状と課題

V. 国際課税

4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

(4) 新たな国際課税ルールの意義

(国際的に共通の課税ルールの導入)

これまでの国際課税のルールにおいては、各国における課税の制度設計(課税ベースの設定、申告・納税などの執行のあり方)については、各国の課税権のもと各国が自由に設定することができる一方、二国間の租税条約において個別に、源泉地国において配当・利子・使用料に課される税率の制限等が規定されてきました。

こうした中、BEPSプロジェクトにおいて15の行動計画が提言されましたが、その多くは、国際的なベスト・プラクティスの提示や、OECD移転価格ガイドラインなどの既存の国際基準の改正により対応するものであり、課税ルールの設定における各国の裁量は広く認められていました。他方、租税条約の濫用防止や移転価格税制に係る文書化制度の整備など、一部の行動はミニマム・スタンダードとして各国が遵守すべきものとされるとともに、多数国間条約であるBEPS防止措置実施条約が策定されました。

経済のデジタル化に伴う課題に対する2本の柱からなる解決策においては、こうした流れを更に進めて、国際的に統一されたルール(課税ベース、申告・納税などの執行のあり方)に基づいて、新たな課税制度を構築するものです。「第1の柱」においては、多数国間条約や国内法において、新たな課税に必要なルールが詳細に規定され、各国は、多数国間条約への参加及び国内法制の制定を通じて、共通の課税ルールを実施することとなります。「第2の柱」においては、先述のとおり、各国の国内法で導入可能であるものの、各国が制度を導入する場合は国際的に合意されたルールに沿った形での制度の導入が必要となります(コモン・アプローチ)。課税ベースや税率の設定、申告・納税などの制度の執行に至るまで、税制全体の制度設計に国際的に合意し、実施するという点で、画期的な取り組みであると考えられます。このため、制度の実施に際して、国家間の紛争防止・解決プロセスを含め、各国税務当局間の今まで以上の緊密な協力が求められます。また、今後、各国における制度の実施状況をモニターしつつ、国際的に協調された制度の実施に向けて我が国としても貢献していくべきと考えられます。

8

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

第2部 個別税目の現状と課題

Ⅴ. 国際課税

4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

(4) 新たな国際課税ルールの意義

(「第1の柱」の考え方)

(略) デジタル・サービス税等については、各国において柔軟な制度設計が可能である一方、OECD／G20「BEPS包括的枠組み」における議論では、事業者から見るとデジタル・サービス税と法人所得課税との間で実質的な二重課税が生じているのではないかとの指摘や、外国企業をターゲットとする場合には上述のような報復措置を誘発するおそれがあるといった指摘がされており、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対しては、「第1の柱」による多国間で協調した解決策により対応する方が望ましいとされてきました。

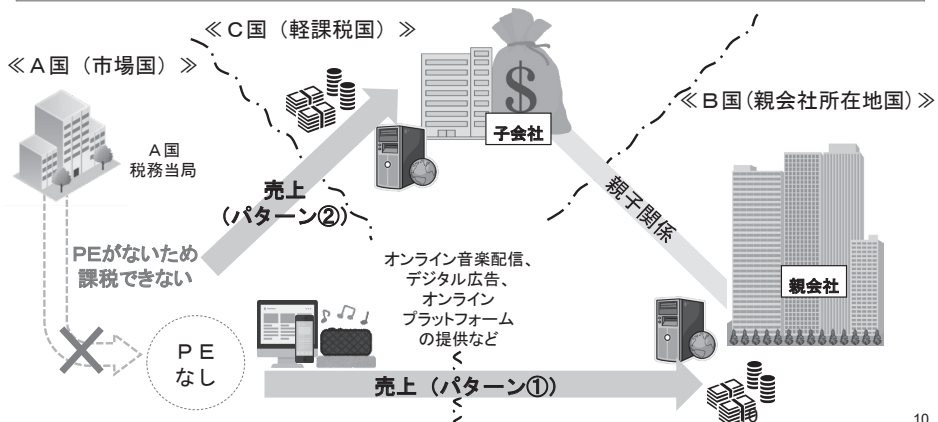
(「第2の柱」の考え方)

「第2の柱」は、経済のデジタル化・グローバル化やビジネスにおける無形資産の重要性の増大に伴って生じた「法人税引下げ競争」に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした制度です。多国籍企業グループの拠点が存在する国・地域の多くで本制度が導入されれば、実質的に世界全体において最低税率（15%）以上の課税が確保されることになります。これまでアグレッシブにタックス・プランニングを行ってきた多国籍企業が低税率国を利用することが難しくなることにより、ひいては、我が国企業の国際競争力の維持及び向上にもつなげるものと評価できます。(略)

9

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について

- 国内に外国法人の支店や工場などの物理的拠点(=PE)がある場合に限り、そのPEに紐づく事業所得に課税することができる。
※ PE : Permanent Establishment (恒久的施設)
- しかし、経済の電子化により市場国で課税が行えない事例が顕在化(パターン①)。また、軽課税国から事業を行うことで最低限の課税が行えない事例も発生(パターン②)。



10

国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」 2本の柱について

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は147か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月、2本の柱による解決策に合意。
- 2023年7月、交渉成果をアウトカム・ステートメントとして公表（142か国・地域が合意）。

現在の状況

- 「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）
 - 2023年10月、「第1の柱」の多数国間条約の案文を公表。
 - 早期署名開放を目指し、交渉が継続中。
- 「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）
 - 国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。
 - 日本においては、所得合算ルール（IIR）を法制化済。軽減税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）についても順次法制化を予定。

11

「2本の柱」の全体像

「第1の柱」

「利益A」（Amount A）

- 市場国への新たな課税権の配分
- 多数国間条約により実施

「利益B」（Amount B）

- 基礎的なマーケティング・販売活動に対する移転価格税制の執行に係る簡素化・合理化
- 移転価格ガイドライン改定により実施

「第2の柱」

グローバル・ミニマム課税

- GloBEルール（IIR・UTPR）とQDMTTによる15%の最低実効税率の導入
- 各国国内法により実施

租税条約上の最低課税ルール （Subject to Tax Rule：STTR）

- 軽減税国の関連者に対する支払について源泉地国（途上国が対象）に一定の課税権を認めるもの
- 多数国間条約又はバイ条約により実施

12

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(仮訳抜粋)
(2024年7月25-26日 於:ブラジル・リオデジャネイロ)

国際租税協力

32. 我々は、OECD/G20「BEPS包括的枠組み」における2本の柱の解決策に関する進展を歓迎し、包括的枠組みの2021年10月の声明と、すべての関心を持つ法域による2本の柱の解決策の迅速な実施に対する我々のコミットメントを改めて表明する。我々はまた、第2の柱の実施に向け、引き続き大幅な進展があることを歓迎し、共通アプローチとしてGloBEルールを実施する国同士の協調を確保するための現在進行中の作業を引き続き支援する。これは、国際租税協力のめざましい成功とみなされるべきである。可能な限り早期に多数国間条約(MLC)の最終化と署名開放を可能にするため、我々は包括的枠組み加盟国・地域に、利益Bの枠組みに関する残る論点を解決することを通じ、第1の柱に関する最終パッケージの交渉を迅速に妥結することを奨励する。

33. 我々は、21世紀にふさわしい、より公正で安定的かつ効率的な国際課税制度を目指し、引き続き協力する。この文脈において、我々は、「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」を発表し、税の透明性への我々のコミットメントを再確認し、超富裕層の個人を対象に含む公正かつ累進的な課税その他の課題に関する対話を促進する。我々の国際租税協力は、既存の国際フォーラム間の相乗効果を最大化すべきである。我々は、G20議長国ブラジルにより委託された以下の文書:「歳入動員のための代替策」に関するIMFによるG20ノート、「超富裕層に対する協調した効果的な最低課税基準」のためのブループリント、及びG20財務大臣・中央銀行総裁に向けた「租税と格差」に関するOECDの報告書に留意する。我々は、国際租税協力に関する国連枠組条約のための基本的事項を策定するための国連臨時委員会において、建設的な議論を奨励する。

13

「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」の概要

- 2024年7月25・26日開催のG20財務大臣・中央銀行総裁会議(議長国:ブラジル)において、「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」が採択された。宣言の主な内容は以下の通り。
 1. 「2本の柱」の解決策の最終化及び迅速な実施へのコミットメントを確認。
 2. 国際租税協力に関する国連枠組条約の交渉に向けた指針の議論にあたっての留意点として、**広範なコンセンサスの重要性**等を指摘。
 3. 不平等等は正を含む持続可能な開発目標(SDGs)達成のための方策として、**国内資金動員(DRM)の向上、累進課税の強化、超富裕層への効果的な課税の促進^(注)**等を提案。

	基本的な考え方	今後の対応の方向性
2本の柱	「2本の柱」の解決策の最終化及び迅速な実施に向けたコミットメントを確認。 第1の柱の交渉は、多数国間条約の署名開放を可能とするため、移転価格税制の執行の簡素化・合理化(利益B)の枠組みの残る論点の解決により、迅速な妥結を奨励。 第2の柱の実施は、利益移転と法人税率引下げ競争の可能性を限定し、国際課税を取り巻く状況を安定化させる。	- 可能な限り早期に多数国間条約に署名するため、第1の柱の迅速な最終化に引き続きコミット。 - 第2の柱のグローバル・ミニマム課税(GloBE)ルールの実施を支援。
国連枠組条約交渉に向けた議論	他の国際機関における既存の成果、プロセス、進行中の作業を基礎とし、不必要な努力の重複を避けるよう努める。	①広範なコンセンサスに達することによる包括的で効果的な国際租税協力の促進、②合意に達しやすい課題を優先、③DRMの向上と能力開発に焦点を当てることの重要性を強調。
SDGs達成のための方策	- 累進課税は、国内の格差を是正し、SDGsの達成を促進するための重要な手段。国内税制改革と国際租税協力は、効果的で公平かつ累進的な税政策を推進するために重要。 - 租税回避や脱税は依然として課題であり、暗号資産や不動産に関連する情報を含め、税の透明性を高めることが重要。 - 各国は、税の能力開発の促進等による、税執行の有効性の向上のために取り組む。	- 各国の課税主権を尊重しつつ、超富裕層への効果的な課税^(注)のために協力し、G20等で議論を継続。 暗号資産の報告制度等の迅速な実施及び税目的の不動産関連の情報を自主的に交換する可能性をOECDで検討。 - 技術支援の強化はDRMの促進に不可欠であり、税の能力開発の枠組強化を求める。

(注) 仏経済学者ズクマン氏は、超富裕層に対するグローバル・ミニマム課税(世界総資産10億ドル超を保有する個人を対象とし、対資産額最低2%を課税)の導入を提案。¹⁴

国連における国際租税協力に係る議論について

【経緯と現状】

- 2022年国際租税協力に関する国連総会決議。新たな政府間議論の開始、国際租税協力促進のための法的ツールの検討を行う事務総長レポートの作成等を要請。
- 2023年8月事務総長レポート。法的ツールの選択肢として、①税のマルチ条約、②国際租税協力の枠組条約、③法的拘束力のない国際租税協力の枠組み、を提言。
- 2023年国際租税協力に関する決議。当該枠組条約の交渉に向けた基本的指針（ToR）案の策定を要請。
- 本年2月以降、ToR案の交渉が行われ、同年8月、早期議定書のトピック等を含むToR案が採択された。
- 今後、本年年末にかけ、当該ToR案が国連総会で決議予定。

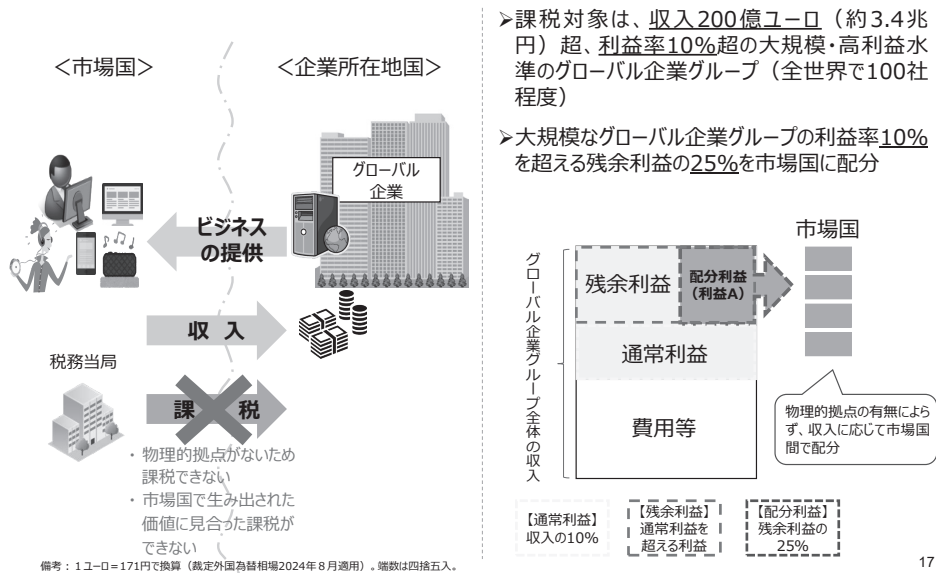
【ToR案の主な内容】

- （注）下記は、現状のToR案に基づくものであり、国連総会の決議によって変更されうる。
- 枠組条約の目的を達成するためのコミットメントとして、多国籍企業への公平な課税を含めた課税権の公平な配分等へのコミットメントを検討すべき。
 - 枠組条約と並行して議論される2つの早期議定書のトピックを、下記のように規定。
 - 1つ目のトピックは、デジタル化及びグローバル化する経済における、国境を越えたサービスの提供に由来する所得への課税。
 - 2つ目のトピックは、枠組条約の交渉会議体の手続的事項を決める会合において、①デジタル経済における税、②税に関連する不法な資金な流れへの対応策、③紛争予防・解決、④富裕層による脱税や課税逃れへの対応、及び関連する加盟国における富裕層への効果的な税制、の4つの中から決定される。
 - 2025年～2027年に、少なくとも毎年3回の政府間交渉委員会を開催し、枠組条約と2つの早期議定書を策定、国連総会の第82回会合第1四半期（2027年9月～12月）に提出する。
 - なお、コンセンサス方式等の、枠組条約の交渉における意思決定については、ToR案に盛り込まれなかった。

15

第1の柱 利益Aに関する多数国間条約

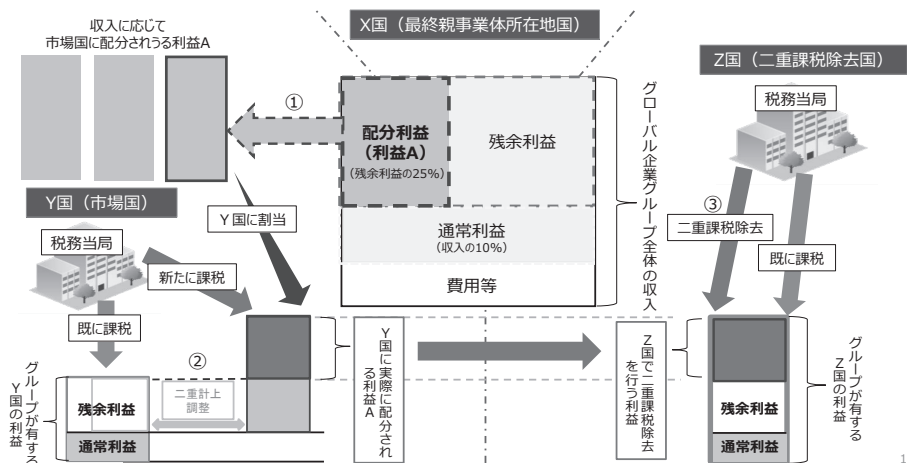
第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）



17

「第1の柱」の多数国間条約案の適用イメージ

- ① グローバル企業グループ全体の収入から、市場国（Y国）に配分される利益Aの金額を算定。
- ② 市場国（Y国）におけるグループの利益には、市場国（Y国）において既に計上され、課税対象となっている利益Aが含まれることから、その金額を①の金額から減額（二重計上調整）。
- ③ 一方、新たに市場国（Y国）に配分される利益Aについては、他国（Z国）において既に課税対象となっている利益であるため、Z国において二重課税除去を実施。



18

「第1の柱」の多数国間条約案の概要（2023年10月公表）

○市場国への新たな課税権配分ルール（利益A）

【課税対象】

- 全世界収入が200億ユーロ（約3.4兆円）超、かつ、利益率が10%超のグローバル企業グループ。
※ 規制された金融機関、採掘事業、防衛事業、外国事業が僅少で国内メインの企業等は除外。
- 収入閾値について条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として100億ユーロ（約1.7兆円）に引下げ。

【配分割合】

- 収入の10%を超える残余利益の25%を、ネクス（課税上のつながり）を有する市場国に配分。

【ネクス（課税上のつながり）】

- 市場国での100万ユーロ（約1.7億円）以上の収入。
※ GDPが400億ユーロ（約6.8兆円）未満の国は25万ユーロ（4,275万円）以上の収入。

【税の安定性】

- グローバル企業グループに対して、利益Aの適用について安定性（税務当局がその課税関係について変更を加えることがない状態）を付与し、多数国間の紛争を未然に防止するメカニズム等を提供。

【一方的措置】

- 多数国間条約の締約国は、全ての企業に対する既存のデジタル・サービス税及びその他の関連する類似の措置を廃止し、また、将来にわたり導入しないよう所要の措置を定める。

【発効要件】

- Critical Massを満たす国の承認が必要→利益Aの対象となるグローバル企業グループの数を最終親事業体の所在地国別に指数化したポイント数で60%以上を占める30以上の国が条約を承認した後、これらの国が所要の手続により条約発効日を決定。

備考：1ユーロ＝171円で換算（裁定外国為替相場2024年8月適用）。端数は四捨五入。

19

利益A（市場国への新たな課税権の配分）に関する多数国間条約交渉の背景・経緯等

年	利益A関連の動き	DST関連の動き
2015	OECD/G20が、「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意。	
2016		インド：平衡税源泉徴収開始
2017		EU：欧州委員会のレポートにおいて、デジタルビジネスの実効税率が伝統的なビジネスと比べて著しく低いことを指摘。
2018	Inclusive Framework（IF）が「デジタル化から生じる税務諸課題－中間報告」を公表。	EU：「Fair Taxation of the Digital Economy」においてEU統一のDST導入を提案。
2019	IFから「2本の柱」が提案され、「第1の柱」において、課税権の再配分に関する多数国間条約をとりまとめる方針を決定。	
2020		英仏伊西澳印土：DSTを課する法律を成立・施行。 EU：EU統一のDST導入を再提案（2020）→実施せず 米国：1974年通商法301条に基づく調査を開始。 → 米国企業を不当に差別していると認定（一部国に25%の報復関税を課す旨発表）。 → USTRは二国間協議やOECDでの議論による解決を奨励。
2021	IFにおいて、経済のデジタル化に伴う課税上の課題について利益Aの大枠を合意（2021.10）。	米国：英仏伊西澳印土との間で、第1の柱の制度発効までのDST等の税額を第1の柱の実施による税額と実質的に同水準に留める枠組みの導入を条件として、7か国のDST等に対する制裁関税の発動を取りやめることに合意。
2022		
2023	IFの作業部会が多数国間条約の条文案を公表（2023.10）。	

20

(参考)「第1の柱」の多数国間条約案における廃止対象の既存措置の概要

○「第1の柱」の多数国間条約の発効日から6か月の期間が満了した時以後に開始する最初の年の初日からデジタル・サービス税等を適用することができない。



デジタル・サービス税

- ・域内のオンライン広告売上に5%を課税。
- ・2019年10月法案が可決。2020年1月施行。



デジタル・サービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ・2019年1月施行。同措置に反対する米国に配慮し、2020年1月に徴税を2020年末まで延期することを決定。その後徴税を再開。



平衡税（オンライン広告サービス） (Equalisation Levy)

- ・外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収。
- ・2016年4月施行。

平衡税（電子商取引） (Equalisation Levy)

- ・2020年4月からeコマースの提供等を行う外国法人の売上に2%を課税していたが、2024年8月1日以降の取引に対しては適用しない。



デジタル・サービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ・2020年1月施行。



デジタル・サービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ・2020年10月法案が可決。2021年1月施行。



デジタル・サービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ・2020年1月施行。



デジタル・サービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。
- ・2019年12月公布。2020年3月施行。



デジタル・サービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に2%を課税。
- ・2020年4月施行。



デジタル・サービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ・2024年6月施行（2022年に遡って適用）。

21

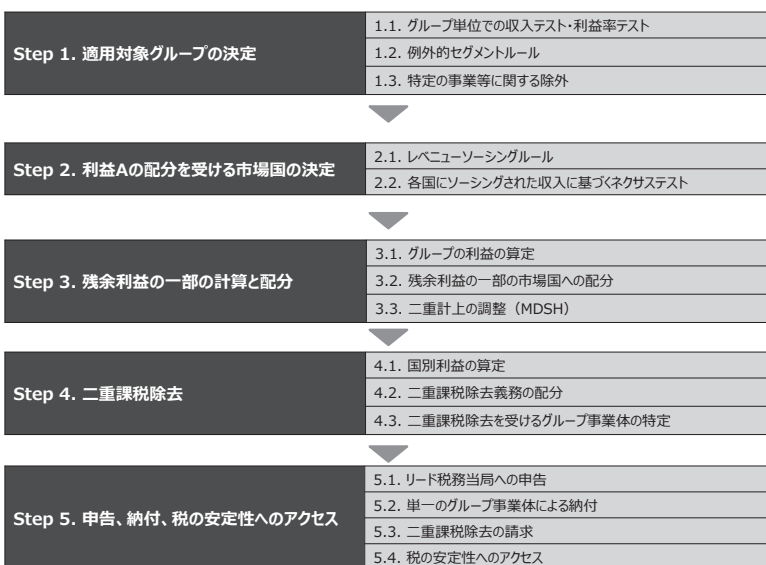
(参考)「第1の柱」の多数国間条約の発効のために各国・地域が持つポイントの割合

国・地域	ポイントの割合 (注)
米国	48.6%
中国	9.4%
香港	8.8%
フランス	5.6%
英国	4.9%
日本	4.7%
ドイツ	4.5%
スイス	3.4%
アイルランド	2.1%
インド	1.5%
オランダ	1.5%
スペイン	1.5%
韓国	1.1%
ベルギー	0.9%
カナダ	0.6%
デンマーク	0.4%
サウジアラビア	0.2%
メキシコ	0.2%
その他	0.0%
合計	100.0%

(注) 四捨五入の関係上、計数の和が合計値と一致していない。

22

利益Aの適用プロセス（詳細は参考資料）



23

第1の柱

利益B 移転価格税制の執行の 簡素化・合理化

利益B:移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化のイメージ

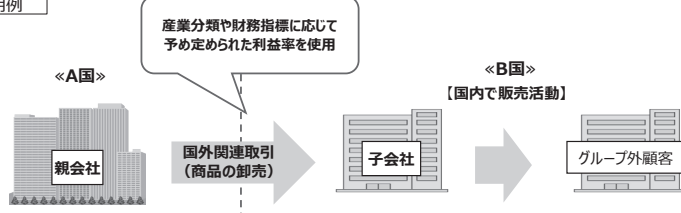
2024年2月公表
ガイドンス文書参照

- 利益Bは、グローバル化に伴う移転価格税制に係る紛争の増加等に対応し、税の安定性を高めるため、販売会社による卸売販売等の単純な取引について、産業分類や財務指標に応じて予め定められた共通の利益率を用いることにより、移転価格税制の適用の簡素化・合理化を図るもの。
- ※ 移転価格税制とは、クロスボーダー取引について、海外の関連企業との間の取引（国外関連取引）を通じた所得の海外移転を防止するための措置。関連者間における価格を、第三者と取引した場合の価格（独立企業間価格）と同水準の価格に引き直すことで、取引価格を是正する。

従来の移転価格税制の適用例



利益Bの適用例



25

執行方法

2024年2月公表
ガイドンス文書参照

適用開始時期	2025年1月1日以降に開始する事業年度から各国が選択適用
適用国	簡素化・合理化アプローチの適用を選択した国 (例：当局のリソースや比較対象企業の情報が不足する国等)
執行方法	適用国が、いずれかの方法を選択可能 ①納税者による任意適用 ②原則適用
適用国の相手国における効果	適用国における簡素化・合理化アプローチの結果に相手国は拘束されない
二重課税排除の方法	原則として、二国間租税条約に基づく相互協議にて、対応的調整を行う

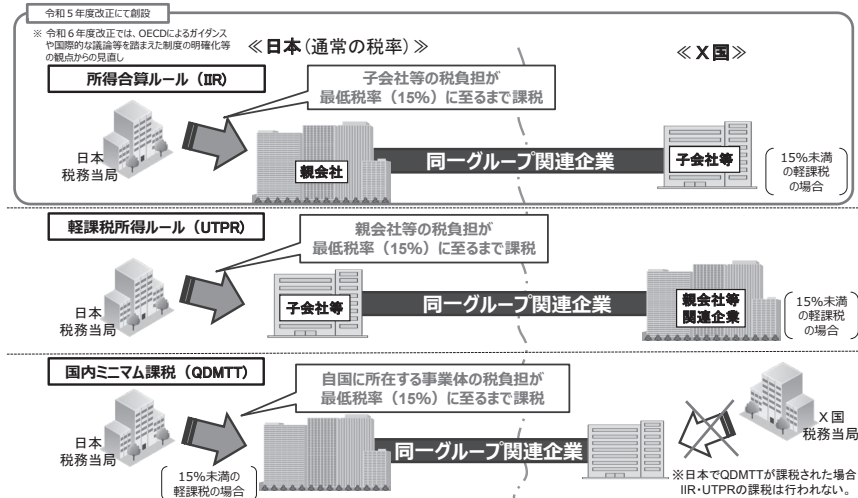
26

Pricing matrixの産業分類			2024年2月公表 ガイドンス文書参照
Industry Group 1	Industry Group 2	Industry Group 3	
● 生鮮食料品 ● 食料雑貨品 ● 家庭用消耗品 ● 建設用資材 ● 配管用資材 ● 金属	● ITハードウェア・部品 ● 電子部品・消耗品 ● 動物用飼料 ● 農業用品 ● 酒類・タバコ ● ペットフード ● 履物・その他アパレル用品 ● プラスチック・化学製品 ● 潤滑剤 ● 染料 ● 医薬品 ● 化粧品 ● ヘルスケア・福祉製品 ● 家庭用品、家電製品 ● 家具 ● 家庭用・オフィス用消耗品 ● 印刷物 ● 製紙・梱包材 ● 宝飾品 ● 繊維製品、皮革、毛皮 ● 新車及び中古車 ● 自動車部品 ● 混合製品 ● Industry Group 1、3 のリストにないもの	● 医療用機器 ● 産業機械（産業用、農業用車両含む） ● 産業用工具・部品	27

第 2 の柱

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

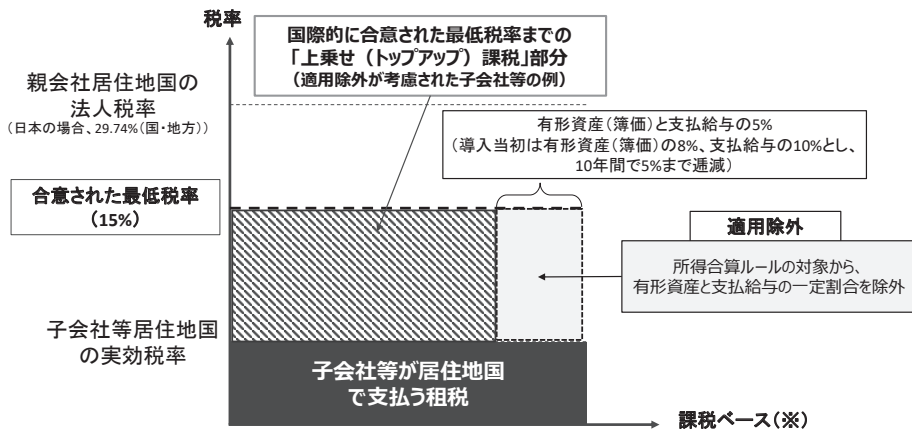
- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,179億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。



29

所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）のイメージ

- 軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度

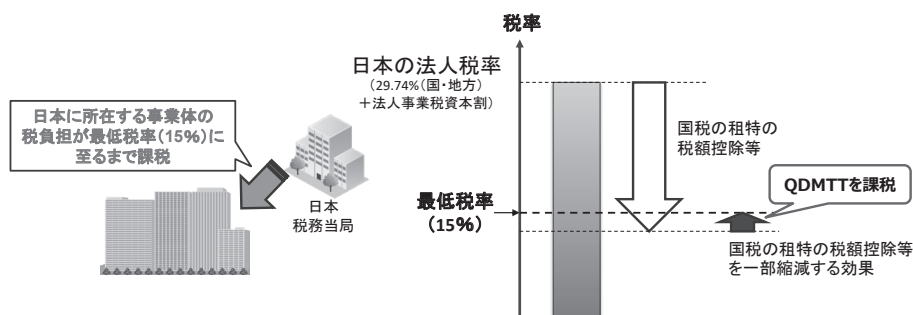


(※) 所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用

30

国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）のイメージ

- 自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国において上乗せ課税されるのを防ぐため、各国が導入できる制度。
- 日本においては、国税の租税特別措置の税額控除等の適用により各企業グループの実効税率が15%を下回った場合に、QDMTTにより実効税率を15%まで引き戻す効果がある。



※ QDMTTの税額の計算においては、課税ベースとなる所得から、有形資産（簿価）と支払給与のそれぞれ5%に相当する額が控除される。（適用除外）

31

令和6年度与党税制改正大綱（抜粋①）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(3) グローバル化を踏まえた税制の見直し

① 新たな国際課税ルールへの対応

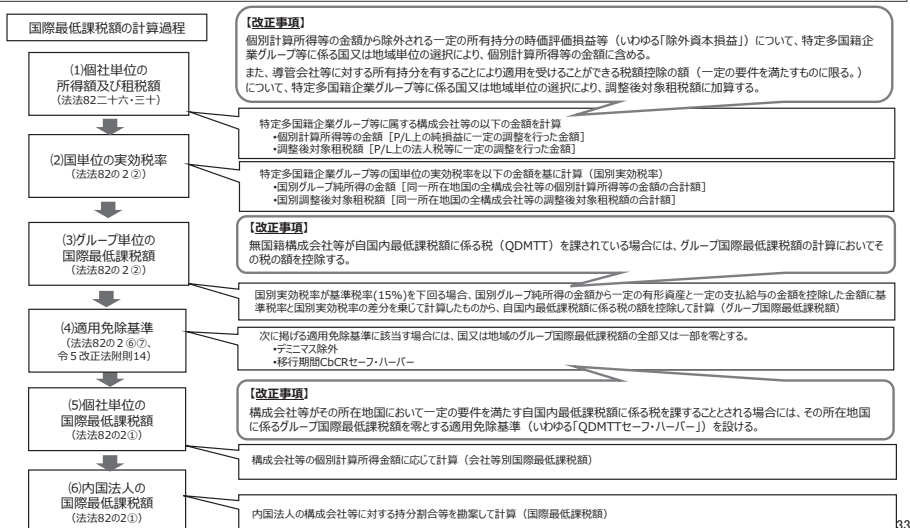
B E P Sプロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたわが国にとって、令和3年10月にO E C D / G 2 0「B E P S包摂的枠組み」においてまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意の実施に向けた取組みを進めることが重要である。市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなる本国際合意のうち、「第2の柱」については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、令和5年度税制改正に引き続き、国際合意に則った法制化を進める。

令和6年度税制改正において、所得合算ルール（I I R : Income Inclusion Rule）については、O E C Dにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行う。国内ミニマム課税（Q D M T T : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、O E C Dにおいて来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降の法制化を検討する。

32

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直し

- 令和5年度税制改正において、グローバル・ミニム課税を構成する制度の1つである所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）を「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」として法制化。
- 令和6年度税制改正においては、OECDにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、この各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しを行った。



33

自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の創設①（概要）

【制度の概要】

- ✓ 本税制におけるその国のグループ国際最低課税額の計算に当たっては、その国で課せられる自国内最低課税額に係る税（QDMTT）を控除することとされている（法82の2②一二等）。
 - ✓ 他方、本税制とQDMTTとの両方において類似の計算を行うことから、その事務負担の増大が懸念された。
 - ✓ 本税制とQDMTTとの類似の計算の回避のため、令和5年7月に公表された執行ガイダンスにおいて、その国において一定の要件を満たすQDMTTを課することとされている場合には、選択により、その国のグループ国際最低課税額を零とする制度（QDMTTセーフ・ハーバー）が導入され、本ガイダンスに沿った改正が行われた。
 - ✓ 具体的には、構成会社等が以下の要件の全てを満たすQDMTTを課することとされている場合には、選択により、その構成会社等の所在地に係るグループ国際最低課税額又は無国籍構成会社等に係るグループ国際最低課税額を零とすることができる（法82の2⑥）。
- ① QDMTTに関する法令が、本税制における当期純損益金額の計算に関する規定と同様であると認められる規定が設けられている法令であること【QDMTT会計基準】（法82の2⑥一、法令155の54①②）
 - ② QDMTTに関する法令が、最終親会社等又は被部分保有親会社等がその国・地域を所在地とする全ての構成会社等に係る持分の全てを有する場合にのみQDMTTを課することとされているものでないことその他の一定の要件を満たすものであること【整合性基準】（法82の2⑥二、法令155の54③）

34

自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の創設②（QDMTT会計基準・整合性基準）

【QDMTT会計基準の趣旨・概要】

- ✓ QDMTTでは、本税制と異なり、その国で一般に公正妥当と認められる財務会計基準（所在地等財務会計基準）に基づき当期純損益金額を計算することも許容されている。しかし、制限なく所在地等財務会計基準を用いることを認めしまうと本税制との乖離のリスクが生じることから、QDMTTセーフ・ハーバーの適用に当たっては、財務会計基準に係る一定の要件（QDMTT会計基準）を満たす必要がある。
- ✓ 具体的には、次に掲げる要件のいずれかを満たすQDMTTに関する法令は、QDMTT会計基準を満たすことになる。
 - ① 本税制と同様に当期純損益金額を計算することとされていること（法令155の54④一、法規38の43④）
 - ② 次に掲げる要件の全てを満たすこと（法令155の54④二）
 - イ その国・地域においてQDMTTを課することとされている全ての構成会社等の所在地等財務諸表（所在地等財務会計基準に従って構成会社等の財産及び損益の状況を記載した一定の計算書類）が作成されている場合には、その所在地等財務諸表に係る所在地等財務会計基準に従って当期純損益金額に相当する金額を計算することとされ、かつ、いずれかの構成会社等の所在地等財務諸表が作成されていない場合には、本税制と同様に当期純損益金額を計算することとされていること。
 - ロ その国・地域においてQDMTTを課することとされている共同支配会社等グループについてもイと同様に当期純損益金額を計算することとされていること。

【整合性基準の趣旨・概要】

- ✓ QDMTTでは、若干の本税制と異なる適用範囲又は計算規定とすることも許容されている。しかし、制限なくこれらの相違を認めしまうと本税制との乖離のリスクが生じることから、QDMTTセーフ・ハーバーの適用に当たっては、適用範囲や計算規定に係る一定の要件（整合性基準）を満たす必要がある。
- ✓ 具体的には、次に掲げる要件の全てを満たすQDMTTに関する法令は、整合性基準を満たすことになる。
 - ① 最終親会社等又は被部分保有親会社等が対象会計年度開始の日からその終了の日までの期間においてその国・地域を所在地とする全ての構成会社等に係る持分の全てを有する場合にのみQDMTTを課することとされているものでないこと（法令155の54③一）
 - ② その国・地域を所在地とする共同支配会社等に対してQDMTTを課することとされているもの（同一の所在地に構成会社等がある場合に、その構成会社等に対してその共同支配会社等の所在地に係るQDMTTを課することとされているものを含む。）であること（法令155の54③二）
 - ③ 個別計算所得等の金額の計算に関する規定に相当する規定が設けられているものであること（法令155の54③三）
 - ④ その他、グループ国際最低課税額の計算に関する規定が設けられていないことにより、そのグループ国際最低課税額の全額を控除するに至らないと認められる場合におけるQDMTTに関する法令でないこと（法令155の54③四、法規38の43④）

35

自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の創設③（スイッチオフ・ルール）

【制度の概要】

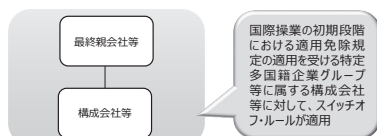
- ✓ QDMTTセーフ・ハーバーに該当するかどうかは、国別に判定されるものであり、特定多国籍企業グループ等ごとに判定されるものではない。
- ✓ しかし、一定の場合には、その国の法制上の制限等から、特定の形態の会社等（例：導管会社等）に関して、QDMTTが課されない場合があり得る。
- ✓ このような乖離がある場合であっても、依然として整合性基準を満たすが、QDMTTが課されない特定多国籍企業グループ等又は会社等についてはQDMTTセーフ・ハーバーが適用されない（スイッチオフ・ルール）（法規38の43④、38の45①）。

- ① 最終親会社等である導管会社等に対してQDMTTを課さないこととされている場合（法規38の43④一）



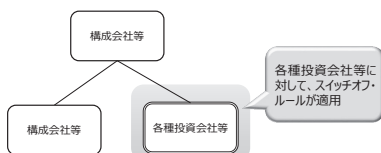
※ 導管会社等は、その所在地の税法上納税義務者とされており、QDMTTにおいても納税義務者となることが認められている。

- ② 国際操業の初期段階における免除規定の適用によりQDMTTが等となる場合（法規38の43④二）



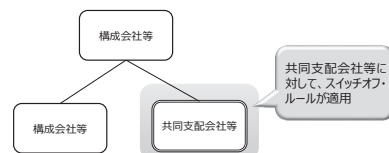
※ 国際操業の初期段階にある特定多国籍企業グループ等への配慮の観点から、QDMTTを免除することが認められている。

- ③ 各種投資会社等に代えて、同一グループの構成会社等にその各種投資会社等に係るQDMTTを課することとされている場合（法規38の43④三）



※ 各種投資会社等に係るQDMTTを同一グループで、かつ、同一の所在地の構成会社等に配分することが認められている。

- ④ 共同支配会社等に代えて、構成会社等にその共同支配会社等に係るQDMTTを課することとされている場合（法規38の45①において準用する法規38の43④三）



※ 共同支配会社等に係るQDMTTを同一の所在地の構成会社等に配分することが認められている。

36

収入金額等に関する適用免除基準

【制度の概要】

以下の要件のいずれをも満たす場合、当期国別国際最低課税額を等とする。（法82の2⑦）

※ 各種投資会社等や無国籍会社等については、適用免除基準の適用が無い。

【改正事項】

連結除外構成会社等について、国別報告事項（CbCR）に記載された収入金額を用いた簡便計算が措置された（法令155の55③）。

【要件①】 国別の一定の収入金額の平均額（下記算式により計算した金額）が、1,000万ユーロ未満であること

「算式」

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{構成会社等の所在地を所在地とする全ての構成会社等の} \\ \text{当該適用対象会計年度に係る収入金額に} \\ \text{一定の調整を加えた金額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{構成会社等の所在地を所在地とする全ての構成会社等の} \\ \text{直前の2対象会計年度に係る収入金額に} \\ \text{一定の調整を加えた金額の合計額} \end{array} \right)}{\text{適用対象会計年度及びその直前の2対象会計年度の数}}$$

【改正事項】

連結除外構成会社等については、国別報告事項（CbCR）に記載されたその所在地に係る収入金額（その連結除外構成会社等に係る部分に限る。）を用いることができる。
（※） 個社単位による選択

【要件②】 国別の一定の利益・損失の額の平均額（下記算式により計算した金額）が、100万ユーロ未満であること

「算式」

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{適用対象会計年度に係る} \\ \text{所在地所得等の金額（※）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{直前の2対象会計年度に係る} \\ \text{所在地所得等の金額（※）の合計額} \end{array} \right)}{\text{適用対象会計年度及びその直前の2対象会計年度の数}}$$

$$\begin{aligned} (\text{※}) \text{ 所在地所得等の金額} &= \begin{array}{l} \text{構成会社等の所在地を所在地とする全ての構成会社等の} \\ \text{各対象会計年度に係る} \\ \text{個別計算所得金額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{構成会社等の所在地を所在地とする全ての構成会社等の} \\ \text{各対象会計年度に係る} \\ \text{個別計算損失金額の合計額} \end{array} \end{aligned}$$

【改正事項】

連結除外構成会社等については、国別報告事項（CbCR）に記載されたその所在地に係る収入金額（その連結除外構成会社等に係る部分に限る。）を用いることができる。
（注） 個社単位による選択

37

外国税額控除（QDMTTが外国法人税の額に含まれることの明確化）

【概要】

○ 自国内最低課税額に係る税（QDMTT）と外国子会社合算税制等（CFC税制）の適用順序に関して、執行ガイダンスにおいて、QDMTTが優先適用されることを明確化。

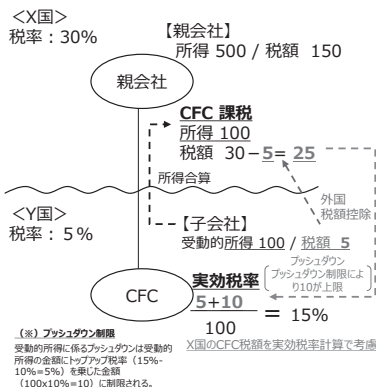
→親会社に対して、その所在地のCFC税制によって課された租税であって、本税制（GloBEルール）では法人税法施行令第155条の35第1項4号に基づいて構成会社等（CFC）の調整後対象租税額とされる（プッシュダウンされる）ものについて、QDMTTの計算上は除外することとされた。

（注）支店（PE）にプッシュダウンされることとなるもの等、一定の被配分当期対象租税額（法令155の35③一・五・六）による調整についても同様の取扱い。

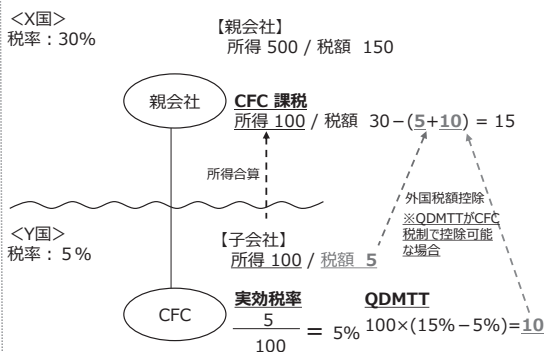
○ QDMTT導入国に所在する構成会社等に関して、そのQDMTT導入国が第一次課税権を行使できることとなる。

○ 本執行ガイダンスに沿って、QDMTTの額を外税控除の対象とすることとする。

設例①（Y国がQDMTTを導入していない場合）



設例②（Y国がQDMTTを導入している場合）



38

グローバル・ミニマム課税に関するAdministrative Guidance（第3弾）

2023年12月18日、OECD事務局は、Inclusive Frameworkの承認を経て、ピラー2（グローバル・ミニマム課税制度）に関して、Administrative Guidanceの第3弾を公表。主な内容は以下のとおり。

1. 移行期間CbCRセーフハーバー関連

- (1) パーチェス会計調整（※）を含めている構成事業体の財務勘定（連結パッケージ等）を、一定の条件及び調整の下で、適格財務諸表として取り扱うこととする。

（※）連結グループが企業結合により他の企業の支配を獲得した場合に、被取得企業の資産・負債の簿価を取得日の時価で評価する会計処理。モデルルールでは、構成事業体のGloBE所得の計算に当たってパーチェス会計調整の影響を除去することを求めている。

- (2) 2022年12月15日以後にハイブリッド・アービトラージ・アレンジメント（※）が締結されている場合、対象法域のセーフハーバーの計算上、一定の調整を行う必要があることを明確化。

（※）セーフハーバーの適用を受けるために、財務情報のデータソースの違い（例：連結会計基準/現地会計基準）や、税務と会計の差異を濫用して、税引前利益の圧縮や税金費用の重複計上などを創出する取決め

2. その他のGloBEルール関連

- (1) 7.5億ユーロの収入閾値の判定における収入とは、連結損益計算書のトップライン（売上高）をいい、投資活動による純利得や特別・非経常項目として個別に表示される収益・利得を含むことを明確化。

- (2) 最終親事業体と構成事業体の会計年度のミスマッチや、構成事業体の会計年度と課税年度とのミスマッチがある場合のGloBEルールの適用方法を明確化。

- (3) Blended CFC税制（GILTI等）に係る租税の配分（2023年2月執行ガイダンスで規定）の計算上必要な実効税率（ETR）に関して、デミニマス除外等の適用によりETR計算が行われない場合に、代替として使用するETRの計算方法等を明確化。

- (4) 12か月よりも短い移行年度（Transition Year）を有する多国籍企業グループについても、2026年6月30日（2024年12月31日から18か月後）より前にGloBE情報申告書の提出を求められないこととする。

- (5) 恒久的セーフハーバーである「簡易計算セーフハーバー」の一部として、重要性のない構成事業体（NMCE: Non-Material Constituent Entity）（※）に係る簡易計算（簡易的な所得・収入・税額の計算方法）を提供。

（※）規模・重要性を理由に連結の範囲から除かれるが、GloBEルールでは構成事業体として取り扱われる事業体

39

グローバル・ミニマム課税に関するAdministrative Guidance（第4弾）

2024年6月17日、OECD事務局は、Inclusive Frameworkの承認を経て、ピラー2（グローバル・ミニマム課税）に関するAdministrative Guidanceの第4弾を公表。主な内容は以下のとおり。

繰延税金負債のリキャブチャ

- ✓ 繰延税金負債（DTL: Deferred Tax Liability）リキャブチャルール（注）の適用に関して、DTLカテゴリーの意義やDTLが5年以内に取り崩されたかどうかのトラッキング方法などを明確化。

（注）モデルルール第4.4.4条では、対象会計年度の調整後対象租税に含められたDTLが後続の5年以内に取り崩されなかった場合には当該DTLを除外して対象会計年度の実効税率を再計算するDTLリキャブチャルールを定めており、これはDTLカテゴリーに基づいて適用される。

GloBE上の帳簿価額と会計上の帳簿価額との差異

- ✓ 資産・負債のGloBE上の帳簿価額と会計上の帳簿価額とに差異がある場合、構成事業体の調整後対象租税の計算に当たっては、GloBE上の帳簿価額に基づいて算定された繰延税金資産（DTA: Deferred Tax Asset）及びDTLを使用する必要があること等を明確化。

国境を超える当期税金及び繰延税金の配分

- ✓ Cross-crediting（いわゆる彼此流用）を許容する外国税額控除制度の下における構成事業体間での当期税金費用の配分メカニズムを定める。
- ✓ また、親事業体の財務勘定においてCFC税制に基づいてCFC構成事業体に関して計上された繰延税金費用をCFC構成事業体に配分する方法等を定める。

フロースルー事業体を含む構造における利益及び税金の配分

- ✓ フロースルー事業体が他のフロースルー事業体に所有される構造におけるその利益及び税金の配分方法等を明確化。

証券化ビークルの取扱い

- ✓ QDMTTの適用上、証券化ビークルをその適用範囲から除外し、また、証券化ビークルに納税義務を課さないことができること等を明確化。

40

令和6年度与党税制改正大綱（抜粋②）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

① 新たな国際課税ルールへの対応
(前略)

「第2の柱」の導入における国・地方の対応については、令和5年度税制改正の際の整理に従って次のとおりとする。

イ IIR・軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）は、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、地方税である法人住民税・法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907：93の比率となるよう制度を措置する。

ロ QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえ、国・地方の法人課税の税率（法人実効税率29.74%の内訳）の比率を前提とした仕組みとする。簡素な制度とする観点から、QDMTTにおける法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。これらを踏まえ、法人税による税額と地方法人税による税額が753：247の比率となるよう制度を措置する。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じることを踏まえ、令和5年度税制改正に引き続き、外国子会社合算税制について可能な範囲で追加的な見直しを行うとともに、令和7年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。

「第1の柱」については、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

コロナ後の国境を越えたビジネスや人の往來の再拡大なども踏まえて、非居住者の給与課税のあり方について、今後検討を行っていく。あわせて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行など適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行うものとする。

41

外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

■ グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）のうち所得合算ルール（IIR）について、制度の明確化等の観点から見直しを行うことに伴い、企業の事務負担軽減等の観点から、令和5年度税制改正に引き続きCFC税制の簡素化を行った。

→CFC税制による全部合算課税の対象となるペーパーカンパニー等から除かれる外国関係会社の範囲（ペーパーカンパニー特例）を拡充（※）。

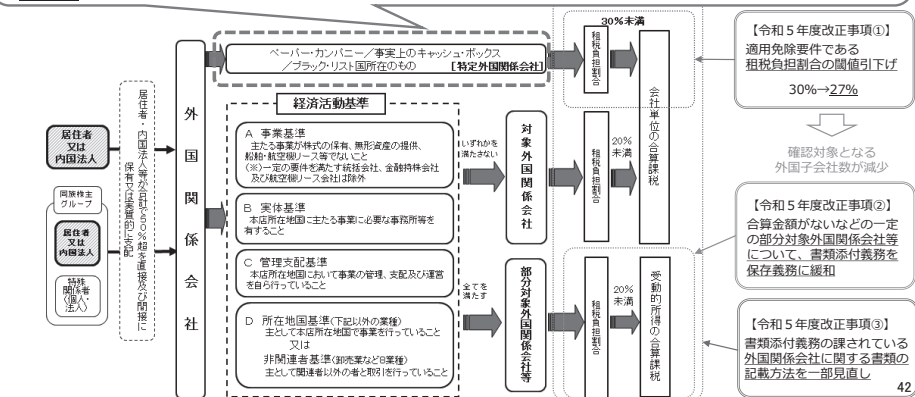
（※）ペーパーカンパニー特例の認められる外国関係会社として、①持株会社、②不動産保有及び③資源開発等プロジェクトに係る3類型が認められている（令和元年度改正により創設）。

【令和6年度改正事項（ペーパーカンパニー特例に係る「収入割合要件」の見直し）】

ペーパーカンパニー特例の要件のうち「収入割合要件」について、外国関係会社の収入がゼロの場合には満たすことができなかった点を改正により見直し。

→ペーパーカンパニーに該当しないものとして取り扱われる外国関係会社の範囲が拡大することで、ペーパーカンパニーに係る租税負担割合の計算と、これに伴う情報収集等の作業がなくなり、企業の事務負担が軽減。

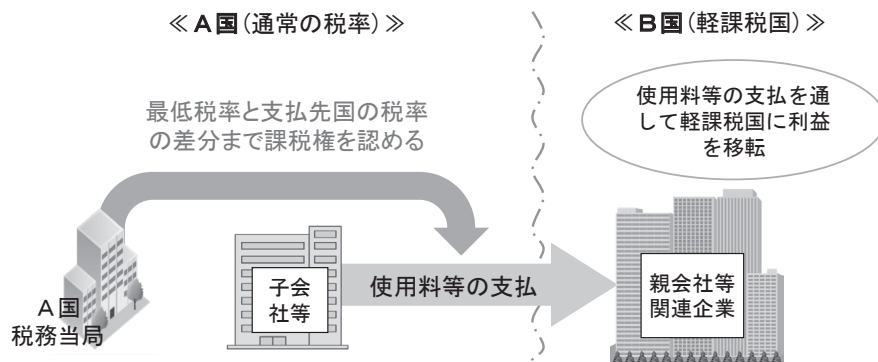
（※）収入が等でも特例を満たすことになる外国関係会社について、租税回避リスクが疑われる事案が把握された場合は、当該リスク解消の観点から、将来の改正において必要な措置を講じる。



42

租税条約上の最低課税ルール（STTR: Subject to Tax Rule）のイメージ

- 軽課税国の関連者に対する支払について、「最低税率（9%）」と「対象となる支払に対して支払先の国で適用される税率」の差分まで、源泉地国に課税権を認める。
- 対象となる支払は、利子・使用料・その他一定の支払。
- STTRは二国間条約に導入され、他の規定が定める租税条約上の特典（免税・限度税率）にかかわらず、適用される。



情報交換

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

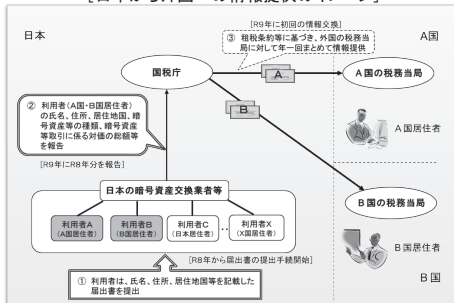
《OECD、G20での議論》

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年、OECDは、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（Crypto-Asset Reporting Framework:「CARF」）を策定し、承認・公表。
- 2023年、G20首脳宣言が、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（「GF」）171か国が参加するOECDの関連組織」に対し、2027年の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請。

《上記議論を受けた日本の対応》

- 暗号資産交換業者等による、非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備。
- 暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、2024年立法→2026年施行→2027年初回情報交換（2026年分の取引情報）のスケジュールとする。

【日本から外国への情報提供のイメージ】



【報告制度】

1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地国等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
 2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地国とする暗号資産等取引実施者の取引情報を国税庁に報告
 3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
 - (1) 暗号資産等取引実施者の居住地国の特定に関する記録の作成・保存義務
 - (2) 暗号資産交換業者等の報告に関する調査のための質問検査権
 - (3) 報告事項の提供回避を主たる目的とする行為等に対する特例
 - (4) 罰則（届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告、調査に係る検査忌避等）
 4. 令和8年（2026年）1月1日から適用
- （注）暗号資産交換業者等から報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。

45

参考資料

スコープ：利益Aの対象グループの判定

Step 1：収入テスト (Revenue Test)

- 当期の調整収入が200億ユーロ超。
➤ Step2の利益率テストと異なり、収入テストは「当期」のみの数値で判定する点に留意。

Step 2：利益率テスト (Profitability Test)

- 当期の税引前利益率が10%超。
➤ ただし、過去の直前2期に利益Aの対象グループではなかった場合（これまで一度も利益Aの対象グループになったことがない場合を含む。）は、「平均メカニズム（過去期テスト・平均テスト）」が適用される。

特例①：開示セグメント単位で利益Aの適用対象となるか否かの判定

- グループ単位では上記のスコープの閾値を満たさないが、グループの連結財務諸表において開示されているセグメント単体でこの閾値を満たす場合は、当該開示セグメントが単体で利益Aの適用対象となる。

特例②：特定の事業等に関する特別な取扱い

- 金融、採掘に関連する事業を行う場合は、スコープの閾値の判定及び利益Aの計算上、その収入・損益が除外される。
- 防衛に関連する事業を行う場合、主として国内で事業を行う場合は、スコープの閾値の判定はその収入・損益を除外せずにグループ全体で行うが、利益Aの計算上その収入・損益が除外される。

47

平均メカニズムの概要

- 原則として、当期の調整収入が200億ユーロを超え、かつ、税引前利益率も10%を超えるグループが、利益Aの適用対象となるグループ（対象グループ）に該当する。【当期テスト】
- ただし、「初めて利益Aが適用されるグループ」及び「一度利益Aが適用されてから2期連続で利益Aの適用対象外となったグループ」については、税引前利益率の判定上、当期テストに加えて、次の両方のテストを満たさない限り、対象グループに該当しない。【平均メカニズム】

- 過去期テスト：
直前4期のうち2期以上の税引前利益率が10%超
- 平均テスト：
当期＋直前4期（計5期）通算の税引前利益率が10%超

「過去期テスト」を満たさない例

	-4期	-3期	-2期	-1期	当期
収入	21bn€	21bn€	21bn€	25bn€	25bn€
利益	1.89bn€	1.89bn€	1.89bn€	3.2bn€	3.5bn€
利益率	9%	9%	9%	12.8%	14%

過去期テスト
直前4期のうち2期以上で税引前利益率が10%を超えるか否か
3期超えない ⇒ 適用対象外

「平均テスト」を満たさない例

	-4期	-3期	-2期	-1期	当期
収入	21bn€	21bn€	25bn€	25bn€	25bn€
利益	1.68bn€	0.84bn€	2.75bn€	2.6bn€	2.7bn€
利益率	8%	4%	11%	10.4%	10.8%

平均テスト
当期＋直前4期の通算の税引前利益率が10%を超えるか否か
超えない（9%） ⇒ 適用対象外

48

レベニューソーシングの概要①

レベニューソーシングの意義

- レベニューソーシングとは、対象グループの調整収入が生じたとされる地域（源泉地）を特定することをいう。

源泉地の特定

- 対象グループは、信頼できる方法（reliable method）（①信頼できる指標（reliable indicator）、一定の場合は、②配分キー（allocation key））を用いて、全ての調整収入の源泉地を特定することが求められる。

①信頼できる指標

- 次のいずれかの指標をいう。
- ✓ 列挙された信頼できる指標：条約中で信頼できる指標として列挙されている指標
 - ✓ 別の信頼できる指標：信頼性テスト（reliability test）を満たすもの
 - ✓ 代替的な信頼できる指標：事前安定性審査で個別に認められた指標

②配分キー

- 信頼できる指標によって源泉地を特定できない場合には、次の要件を満たせば、信頼できる指標に代えて配分キーを使用して源泉地を特定する方法も、信頼できる方法として認められる。
- ✓ その配分キーの使用が条約中で明示的に認められている
 - ✓ 信頼できる指標を特定する合理的な段階を踏んでも当該指標が入手できないことを対象グループが示す
 - ✓ 調整収入が生じないと合理的に予期できる地域を特定し、配分キーの適用対象から除外する

- 取引は、その性質に応じて9つの類型に分類され、取引類型ごとに、その取引に係る調整収入の源泉地を特定するためのルール（ソースルール）が定められている。
- ✓ 複数のカテゴリに該当する収入は、支配的な性質（predominant character）で源泉地を決定。
 - ✓ 9つの類型のどのカテゴリにも当てはまらない収入は、最も類似した収入のカテゴリに従って源泉地を特定。
 - ✓ 補助的収入（supplementary revenues）の源泉地を主たる収入に適用されるソースルールに従って判定することも、主たる収入との合計額に占める割合が15%を超えない等の一定の条件を満たせば、信頼できる方法として認められる。
- 信頼できる方法によって源泉地を決定できなかった場合は、信頼できる方法の例外として、配分キーを使用するための要件（上記②）を満たさなくても、バックアップルールとしての配分キーによる源泉地の特定が認められる。

49

レベニューソーシングの概要②

取引類型	源泉地	列挙された信頼できる指標	配分キー
最終製品 ①直接販売	最終顧客への引渡地域	配達先住所、小売販売店の所在地	—
②独立販売経由	最終顧客への引渡地域	独立販売が報告した配達先住所・小売販売店の所在地、独立販売の所在地	地域的配分キー、 低所得地域配分キー、 超過末端収入配分キー、 グローバル配分キー
デジタルコンテンツ ①一般顧客向け	使用地域	顧客が報告した利用場所、契約で特定された地域、請求先住所、利用者プロフィール、国際電話コード	総人数配分キー
②再販売業者向け	使用地域	最終顧客が報告した最終顧客の所在地、再販売業者が報告したサービスの使用地、再販売業者の所在地	サービス配分キー
部品	部品が含まれる最終製品の最終顧客への引渡地域	配達先住所、小売販売店の所在地、独立販売の所在地	部品配分キー
サービス ①特定の場所におけるサービス ➤有形資産に関連するもの	有形資産の所在地域	有形資産の所在地域	—
➤その他	サービスの提供地域	顧客又はその代理人の所在地域	—
②広告サービス ➤オンライン広告サービス	閲覧者の所在地域	利用者プロフィール、ジオロケーション、IPアドレス	—
➤その他	掲載地域又は受信地域	看板等の所在地、新聞等の流通地域、テレビ番組等の受信地域、契約等で特定された地域	—
③オンライン仲介サービス ➤特定の場所におけるサービス 以外の販売促進	購入者の所在地域と販売者の所在地域で50%ずつ	＜購入者の所在地域＞ 配達先住所、請求先住所、利用者プロフィール、ジオロケーション、IPアドレス ＜販売者の所在地域＞ 請求先住所、利用者プロフィール	—

50

レベニューソーシングの概要③

取引類型	源泉地	列挙された信頼できる指標	配分キー
③ オンライン仲介サービス ➢ 特定の場所におけるサービスの販売促進	購入者の所在地と特定の場所におけるサービスの提供地域で50%ずつ	＜購入者の所在地＞ 請求先住所、利用者プロフィール、ジオロケーション、IPアドレス ＜特定の場所におけるサービスの提供地域＞ 有形資産が存在すると予期される地域、顧客又はその代理人が存在すると予期される地域	—
④ 輸送サービス ➢ 旅客運送サービス	上陸（下船）地域	—	旅客空輸配分キー、旅客非空輸配分キー
➢ 貨物運送サービス	荷上げをした地域と荷下ろしをした地域で50%ずつ	—	貨物空輸配分キー、貨物非空輸配分キー
⑤ 顧客ポイントプログラム	各地域に所在する会員数の割合に応じて按分	利用者プロフィール、請求先住所、国際電話コード	—
⑥ その他のサービス ➢ 一般顧客向け	使用地域	顧客が報告した利用場所、契約で特定された地域、請求先住所、利用者プロフィール、国際電話コード	総人数配分キー
➢ 再販売業者向け	使用地域	最終顧客が報告した最終顧客の所在地、再販売業者が報告したサービスの使用地、再販売業者の所在地	サービス配分キー
無形資産 ① 最終製品又は部品に関連するもの	最終製品の最終顧客への引渡地域	ライセンス等が報告した最終製品の引渡地域、小売販売店の所在地	地域的配分キー、グローバル配分キー
② サービス又はデジタルコンテンツをサポートするもの	サービス又はデジタルコンテンツの使用地域	関連するサービス又はデジタルコンテンツに適用される指標	地域的配分キー、グローバル配分キー
③ その他	使用地域	契約等で特定された地域、ライセンス等の所在地、請求書住所	総人数配分キー
利用者データ	利用者の所在地	利用者プロフィール、ジオロケーション、IPアドレス	—
不動産	不動産の所在地	不動産の住所、開発を許可した地域	—
政府補助金	補助金の提出地域	—	—
非顧客収入	他の全ての収入で各地域に按分	—	—

51

ネクサスルールの概要

- **ネクサスルール**とは、利益Aの配分対象となる市場国を特定するためのルール。
- 具体的には、グローバル企業グループが市場国から**100万ユーロ以上**の収入を得ている場合に、その市場国はネクサスを満たすこととされ、その市場国に対し、収入の額に応じて、利益Aが配分される。
- なお、**GDPが400億ユーロ未満の国**には、この閾値は**25万ユーロ**に設定される。
- グローバル企業グループがどの市場国から収入を得ているかは、ソースルールによって特定。

ネクサスルールの適用イメージ

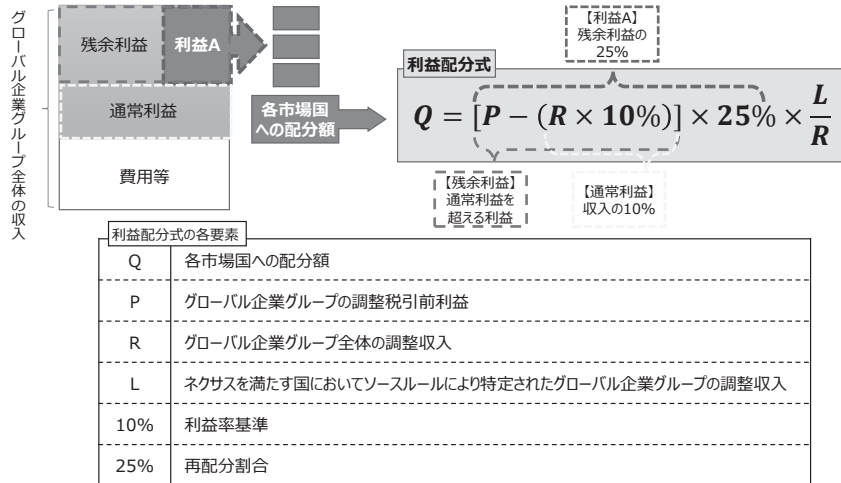
グローバル企業グループ全体の収入 = R

	市場国	ソースルールで 特定された収入	ネクサス を満たすか	利益Aの配分を 受けられるか	利益Aの配分を 受けられる割合
GDP 400億€ 以上の国 と仮定	A国	€ 2 million	満たす	受けられる	$\frac{€ 2 \text{ million}}{R}$
	B国	€ 0.75 million	満たさない	受けられない	—
GDP 400億€ 未満の国 と仮定	C国	€ 0.75 million	満たす	受けられる	$\frac{€ 0.75 \text{ million}}{R}$
	D国	€ 0.15 million	満たさない	受けられない	—

52

利益Aの配分式

- グローバル企業グループの収入の10%を超える利益として定義される残余利益のうち25%を、ネクサスを満たす各市場国へ配分する際の金額は、下記の**利益配分式**によって算定される。
※最終的に配分される金額は、マーケティング販売利益セーフハーバーにより、Qから減額される場合がある



53

利益Aの配分 - MDSHの仕組み（適用イメージ）

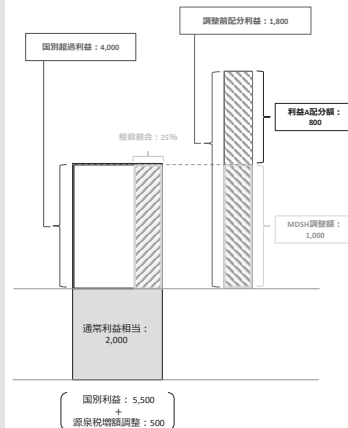
- MDSH調整（マーケティング販売利益セーフハーバー調整）は、既存の法人課税によって市場国が既に利益Aに相当する利益に課税しているとみなされる部分を、その市場国に配分される利益Aから減額するもの。
- 利益が5,000万ユーロ未満である市場国は、MDSH調整の対象から除外される（デミニスルール）。

各市場国の利益A配分額 = 調整前配分利益 - MDSH調整額

- ◆ 調整前配分利益 = $(\text{グループ利益} - \text{グループ収入} \times 10\%) \times 25\% \times \frac{\text{各市場国の収入}}{\text{グループ収入}}$
- ◆ MDSH調整額 = 国別超過利益 × 相殺割合
 - 国別超過利益 = (国別利益 + 源泉税増額調整) - 通常利益相当
 - 相殺割合：90%（低DP国）、25%（低所得国）、35%（その他の国）
- ✓ 「源泉税増額調整」：源泉税 ÷ 法人税率 × (1 - 減額率)
- ✓ 「通常利益相当」：①「除去対象基準RoDPの利益」と②「RoR3%の利益」の大きい方
 - ①：国別のDP × (グループ収入 × 10% ÷ グループのDP)
 - ②：国別の収入 × 3%
 - ※ DP (Depreciation and Payroll)：減価償却費給与
- ✓ 「低DP国」：「国別のDP/収入 < グループのDP/収入 × 75%」の国
→ 収入に対してDPが比較的小さく、市場国由来の利益が大きいと考えられる国
(超過利益により多くの利益Aが含まれると考えられるため、高い相殺割合を適用)

〈各国に適用される減額率の表〉

	当初2年	間接引下前	間接引下後	
			低所得国	その他
DP < 5万ユーロの国	100%	75%	70%	60%
低DP国	100%	75%	40%	30%
その他の国	100%	50%	15%	15%



54

二重課税除去国の特定

二重課税除去国の特定

ステップ1：Identification（デミニスルール）

- 次のいずれかの基準を満たす国を、二重課税除去国の候補国として特定する（⇒利益が僅少である国を除外する）。
 - 積算基準：利益額が大きい国から積算してグループ全体の利益額の95%以上となる最も少ない数の国を構成する国
 - 個別基準①：5,000万ユーロ以上の利益額を有する国
 - 個別基準②：1,000万ユーロ以上の利益額を有する国（一定の利益率及び税率の要件を満たす国に限る）

ステップ2：Allocation（利益Aの振分け）

- 二重課税除去国は、ステップ1で特定された候補国の利益率（減価償却費給与利益率）を算定した上で、その利益率を次の4つの階層に分類し、より利益率の高い階層に分類される国から、その高い階層に属する利益を優先的に利益Aとして特定する方法により特定される。
→収益性の高い国がより多くの二重課税除去義務を負う。

階層	対象	配分方法
Tier 1	国別のRoDPがグループ全体のRoDPの1.5倍を超える部分	Waterfall
Tier 2	国別のRoDPがグループ全体のRoDPの1.5倍を超える部分	プロラタ
Tier 3A	国別のRoDPがグループの除去対象基準RoDPを超え、かつ、40%を超える部分	プロラタ
Tier 3B	国別のRoDPがグループの除去対象基準RoDPを超え、かつ、40%以下の部分	プロラタ

- ✓「減価償却費給与利益率（RoDP：Return on Depreciation and Payroll）」：利益を減価償却費・給与で除した利益率。国別とグループ全体の双方で用いられる。なお、「除去対象基準RoDP」とは、グループの収入の10%に相当する利益（通常利益）をグループの減価償却費・給与で除したRoDPの水準。国別利益のうち国別のRoDPが除去対象基準RoDPの水準以下の部分は、通常利益として二重課税の除去の対象外となる。
- ✓「Waterfall」：同一の階層に複数の国が存在する場合、RoDPの高い国から優先的に利益Aを振り分ける方法。まず、最もRoDPの高い国の利益のうち2番目にRoDPが高い国のRoDPを上回る部分の利益を優先的に利益Aとして特定する（以下、繰り返し）。
- ✓「プロラタ」：同一の階層に複数の国が存在する場合、各国のその階層の利益額に比例して利益Aを振り分ける方法。

55

二重課税除去事業体の特定・二重課税除去の方法

二重課税除去国における二重課税除去事業体の特定方法

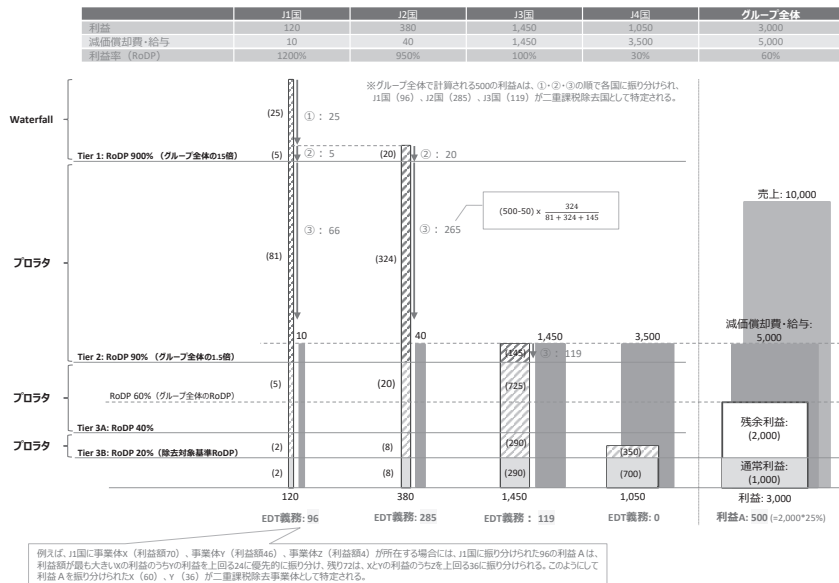
- 二重課税除去国として特定された締約国は、国内に複数の事業体が存在する場合、**利益額に基づくWaterfall方式**により、二重課税除去を行う事業体又は課税上の存在（二重課税除去事業体：relief entity）を特定し、その締約国に配分された二重課税除去義務の金額を配分する。
 - ✓利益額は、超過利益、課税対象利益、会計上の利益のいずれかを使用する。
 - ✓利益額に基づくWaterfall方式とは、利益額の大い事業体から優先的に配分する方法であり、二重課税除去国を特定するために用いられるRoDPに基づくWaterfall方式とは異なる。
- 二重課税除去国は、国内法に定める他の方法により二重課税除去を行うことも認められる（ただし、上記の原則的な方法により二重課税除去事業体となる事業体及び当該他の方法により二重課税除去事業体となる事業体が同意する場合に限る。）。

締約国が採用可能な二重課税除去の方法等

- 締約国は、以下のいずれかの方法により、二重課税除去を行う。
 - ① **直接支払方式**
指定納付事業体が納付した租税の金額に、二重課税除去事業体に配分される利益A除去額のグループ全体の利益A除去額に占める割合を乗じたもの（二重課税除去事業体関連納付税額）について、二重課税除去事業体に支払を行う方式
 - ② **還付有税額控除方式**
二重課税除去事業体関連納付税額を、二重課税除去事業体の租税債務の金額から控除し、控除しきれない金額を還付する方式
 - ③ **還付無税額控除方式**
二重課税除去事業体関連納付税額を、二重課税除去事業体の租税債務の金額から控除し、控除しきれない金額について少なくとも3年間の繰越を認める方式
 - ④ **所得控除方式**
二重課税除去事業体に配分される利益A除去額を、二重課税除去事業体の所得の金額から控除し、控除しきれない金額について少なくとも3年間の繰越を認める方式

56

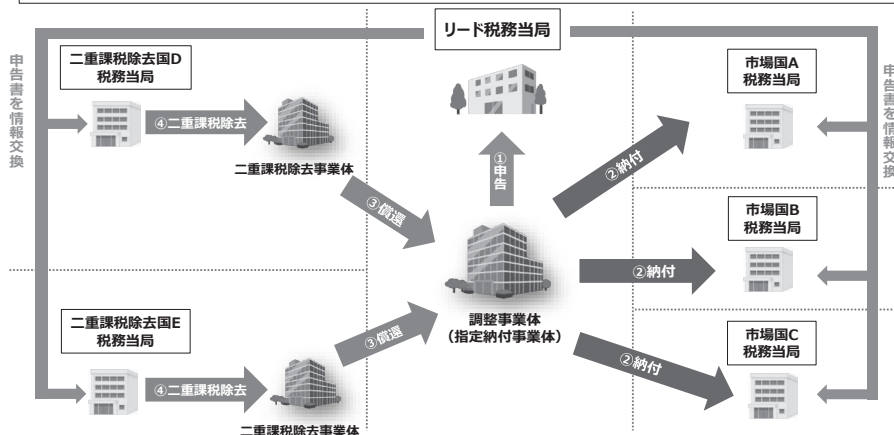
二重課税除去国・二重課税除去事業体の特定 - 利益Aの振分けのイメージ



57

利益Aに係る課税 (申告・納付) 及び二重課税除去のイメージ

- 調整事業体 (通常は最終親事業体) が居住地国の税務当局 (リード税務当局) に申告し、リード税務当局が関連各国の税務当局に申告書を回付。
- 指定納付事業体 (通常は最終親事業体) が、納税義務が生じた市場国の税務当局に対し納税。
- 二重課税除去を受ける事業体 (二重課税除去事業体) は、指定納付事業体に納付額の一部を償還。
- 二重課税除去義務を負う国 (二重課税除去国) は、同国に所在する二重課税除去事業体に対し、税額控除等で二重課税除去。



58

税の安定性 (Tax Certainty)

- **利益Aの適用と利益Aに関連する事項**について、安定性（税務当局が納税者の課税関係について変更を加えることがない状態）を付与する仕組み

利益Aに係る税の安定性

- 多国間で利益を再配分する利益Aは、関係国が多く、納税者のコンプライアンスコストも大きいことから、紛争を未然に防止するため、多国間で**利益A納税申告書の内容の適正性、利益Aの対象グループとしての該当性**等を確認し、安定性を付与する仕組みを用意。
- グループの要請に基づいて**審査パネル**又はリード税務当局（原則として最終親事業体の居住地国の税務当局）による審査が行われ、グループが審査結果を受け入れた場合には、審査結果が全ての関係国を拘束する。
- 審査パネルが合意に達しない場合等には、**決定パネル**が設置され、異なる意見のうちの一つを最終的な結果として決定し、その決定が全ての関係国を拘束する。

審査パネル

- ✓ リード税務当局及び一定の要件を満たす6の締約国の税務当局（計7人）で構成される。
- ✓ 審査パネルが特定の結論に合意し、関係国から異議が出されなければ、その結論が審査結果となる。

決定パネル

- ✓ 3人の独立専門家、3人の政府職員及び議長（独立専門家又は政府職員）の計7人で構成される。
- ✓ コンセンサス方式により合意するよう努めるが、コンセンサスに至らない場合には単純多数決等の一定の方式により決定を行う。

利益Aに関連する事項に係る税の安定性

- 利益Aの対象グループの事業体に対する**移転価格課税**や**恒久的施設帰属利得への課税**は、利益Aの適用に影響しうることから、これらの課税のうち一定のものを利益Aに関連する事項として定め、未解決の関連する事項を解決するための義務的・拘束的な紛争解決パネルの仕組みを用意。
- 対象グループの構成企業が関連する事項に関して二国間租税条約の規定に適合しない課税を受けると認められる場合には、権限のある当局は、構成企業からの申立てに基づき、合意によって事案を解決するよう努める（**相互協議**）。
- 相互協議において権限のある当局間の合意が2年以内に成立しない場合、構成企業の要請により、未解決の関連する事項が**紛争解決パネル**に付託され、その決定が二国間租税条約の両締約国を拘束する。

紛争解決パネル

- ✓ 議長を含む3人の独立専門家と2人の権限のある当局の職員（計5人）で構成される。
- ✓ 紛争解決パネルの決定は、パネル構成員の単純多数決により行う。
- ✓ 双方の締約国が別の方式に合意する場合を除き、Last Best Offer方式（双方の権限のある当局から提出された解決案のいずれか一つを選択してパネルの決定とする方式）が適用される。

税制関係資料

財務省主税局

目 次

税制の現状と今後の課題

(1 ページ)	税制の現状と今後の課題	36
(2 ページ)	目次	36
(3 ページ)	1. 総論	37
(4 ページ)	最近の動き	37
(5 ページ)	令和6年度税制改正の全体像	38
(6 ページ)	令和6年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額	38
(7 ページ)	一般会計税収の推移	39
(8 ページ)	雇用者報酬・給与税収の推移	39
(9 ページ)	配当金総額・配当税収の推移	40
(10 ページ)	親子間配当の源泉徴収の取りやめ	40
(11 ページ)	株価・株式売買金額・株式譲渡税収の推移	41
(12 ページ)	法人の所得金額・法人税収の推移	41
(13 ページ)	民間最終消費支出及び輸入・消費税収の推移	42
(14 ページ)	相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移	42
(15 ページ)	一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	43
(16 ページ)	財政の中長期的な展望	43
(17 ページ)	経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）	44
(18 ページ)	経済社会の構造変化	44
(19 ページ)	個別税目の現状と課題	45
(20 ページ)	米英仏における政権交代の税制への影響	45
(21 ページ)	2. 各税目の課題（1）所得税	46
(22 ページ)	（1）所得税・個人住民税の定額減税	46
(23 ページ)	給付金・定額減税一体措置について	47
(24 ページ)	所得税の定額減税	47
(25 ページ)	源泉徴収・定額減税事務の流れ：給与所得者の例（イメージ）	48
(26 ページ)	岸田総理記者会見（令和5年11月2日）	48
(27 ページ)	岸田総理記者会見（令和5年11月2日）	49
(28 ページ)	（参考）物価上昇率と所得増加率の関係	49
(29 ページ)	春闘による賃金引上げ率の推移（連合）	50
(30 ページ)	賃金指数の推移	50
(31 ページ)	（2）こども関係	51
(32 ページ)	「こども未来戦略」（抄）	51
(33 ページ)	令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）	52
(34 ページ)	「扶養控除」の見直しのイメージ	52
(35 ページ)	子どもの年齢別の世帯の支出構造	53
(36 ページ)	子育て世帯における教育費の世帯年収ごとの状況	53

(37ページ)	児童手当の拡充と扶養控除見直しによる受益のイメージ	54
(38ページ)	「ひとり親控除」の拡充（案）	54
(39ページ)	子育て支援に関する政策税制について	55
(40ページ)	子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充	55
(41ページ)	子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充	56
(42ページ)	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（案）	56
(43ページ)	令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）	57
(44ページ)	所得税額・住民税額等を活用している各府省所管制度（主なもの）	57
(45ページ)	(3) 年金・退職金関係	58
(46ページ)	高齢者の就業率推移	58
(47ページ)	転職者の動向	59
(48ページ)	令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抄）	59
(49ページ)	退職所得の課税方式	60
(50ページ)	モデル退職金の支給状況と退職所得控除額	60
(51ページ)	年金課税の概要	61
(52ページ)	確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態	61
(53ページ)	主な年金課税	62
(54ページ)	企業年金・個人年金の拠出限度額	62
(55ページ)	各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）	63
(56ページ)	(4) 控除関係	63
(57ページ)	令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抄）	64
(58ページ)	人的控除の種類及び概要	64
(59ページ)	基礎控除への振替（平成30年度改正）	65
(60ページ)	配偶者控除・配偶者特別控除の概要	65
(61ページ)	いわゆる「103万円の壁」について	66
(62ページ)	共働き世帯等の推移	66
(63ページ)	2. (2) 消費税	67
(64ページ)	(1) インボイス	67
(65ページ)	インボイス登録件数の推移	68
(66ページ)	インボイス発行事業者になった個人事業者による消費税の申告状況	68
(67ページ)	インボイス制度への対応状況に関する民間アンケート①	69
(68ページ)	インボイス制度への対応状況に関する民間アンケート②	69
(69ページ)	インボイス対応におけるシステム活用について	70
(70ページ)	インボイス制度に関して生じうる懸念と対応	70
(71ページ)	インボイス制度の円滑な実施と定着に向けた支援策	71
(72ページ)	公正取引委員会による対応	71
(73ページ)	(2) 外国人旅行者向け免税制度の見直し	72
(74ページ)	外国人旅行者向け免税制度の概要〔現行制度〕	72
(75ページ)	外国人旅行者向け免税制度の不正状況について	73
(76ページ)	免税店における税務リスクへの対応と外国人旅行者への影響について	73

(77ページ)	外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性	74
(78ページ)	出国時における旅行者の空港での手続（案）	74
(79ページ)	諸外国の免税手続の概要	75
(80ページ)	2. (3) 法人税	75
(81ページ)	(1) 成長志向の法人税改革の検証	76
(82ページ)	法人税収の推移	76
(83ページ)	成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現（与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）	77
(84ページ)	諸外国における法人実効税率の比較	77
(85ページ)	利益剰余金及び現金・預金等の推移	78
(86ページ)	資本金規模別の利益剰余金と現預金の推移	78
(87ページ)	海外・国内別にみた投資の動向及び平均賃金の国際比較	79
(88ページ)	法人税率と製造業の海外生産比率、対外・対内直接投資残高の推移	79
(89ページ)	内閣府「日本経済レポート（2023年度）」（抜粋）	80
(90ページ)	令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抜粋）	80
(91ページ)	(2) EBPM	81
(92ページ)	令和4年度租税特別措置の適用実態調査報告書（令和6年通常国会提出）のポイント	81
(93ページ)	賃上げ促進税制の適用実績等	82
(94ページ)	給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析・計量分析	82
(95ページ)	令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抜粋）	83
(96ページ)	令和6年度末までに適用期限が到来する法人税関係特別措置	83
(97ページ)	2. (4) 国際課税	84
(98ページ)	国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」2本の柱について	84
(99ページ)	「2本の柱」の全体像	85
(100ページ)	「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」の概要	85
(101ページ)	2. (5) 防衛財源	86
(102ページ)	新たな防衛力整備計画に関する財源確保について	86
(103ページ)	令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）	87
(104ページ)	加熱式たばこの税負担割合等	87
(105ページ)	3. 政府税制調査会	88
(106ページ)	政府税制調査会への諮問（令和6年1月25日）	88
(107ページ)	政府税制調査会 委員・特別委員	89
(108ページ)	政府税制調査会における専門家会合	89

税制の現状と今後の課題

2024年9月18日

青木孝徳

(2 ページ)

目次

1. 総論	P. 3
2. 各税目の課題	
(1) 所得税	P. 21
(2) 消費税	P. 63
(3) 法人税	P. 80
(4) 国際課税	P. 97
(5) 防衛財源	P. 101
3. 政府税制調査会	P. 105

(3 ページ)

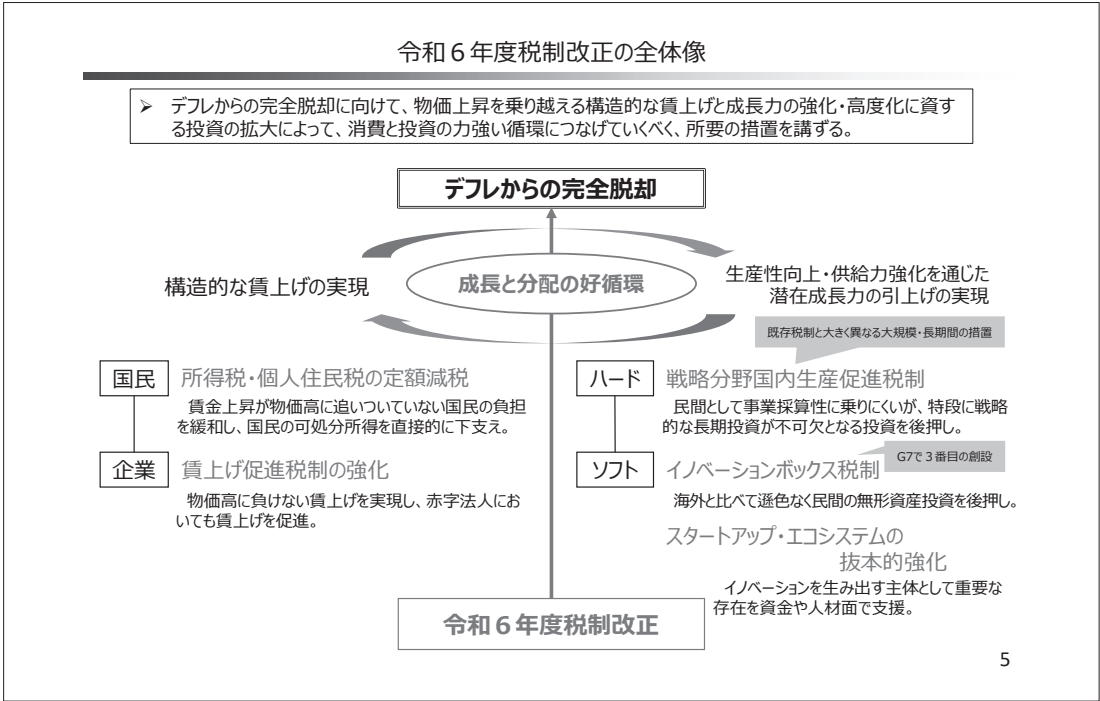
1. 総論

(4 ページ)

最近の動き

2022年12月	令和5年度税制改正大綱（防衛力強化のための税制措置）
2023年 1月	異次元の少子化対策を総理表明
6月	こども未来戦略方針 政府税制調査会・中期答申
10月	インボイス制度開始 定額減税について総理指示
12月	令和6年度税制改正大綱 （定額減税、賃上げ促進税制、扶養控除、防衛財源等）
2024年 1月	能登半島地震 発生
2月	能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置
3月	令和6年度税制改正法 成立
6月	定額減税開始

4



令和6年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

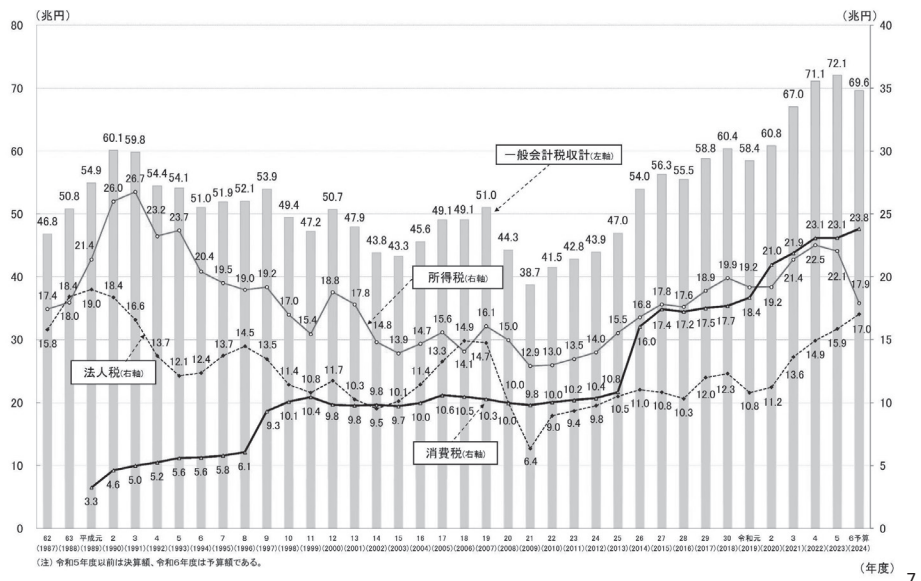
(単位：億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 定額減税	▲ 23,020	▲ 23,020
(2) エンジェル税制の拡充	▲ 20	▲ 10
(3) 住宅ローン控除の拡充	▲ 290	▲ 20
個人所得課税 計	▲ 23,330	▲ 23,050
2. 法人課税		
(1) 賃上げ促進税制の強化	▲ 3,460	▲ 480
(2) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し	▲ 30	▲ 20
(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設	▲ 2,190	-
(4) イノベーションボックス税制の創設	▲ 230	-
(5) 研究開発税制の見直し	230	-
(6) 交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 170	▲ 130
(7) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し	170	150
法人課税 計	▲ 5,680	▲ 480
合 計	▲ 29,010	▲ 23,530

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
(注2) 定額減税による減収見込額は、個人住民税等の減収見込額と合わせて▲32,840億円程度。
(注3) 住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和6年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。
(注4) 戦略分野国内生産促進税制のうちGX分野の物産に係る減収については、GX経済移行債の発行収入により補填。
(注5) 消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度180億円。
(注6) 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった消費税額の一部（70億円）が、納付時期のずれにより、令和7年度収収に帰属することとなる。

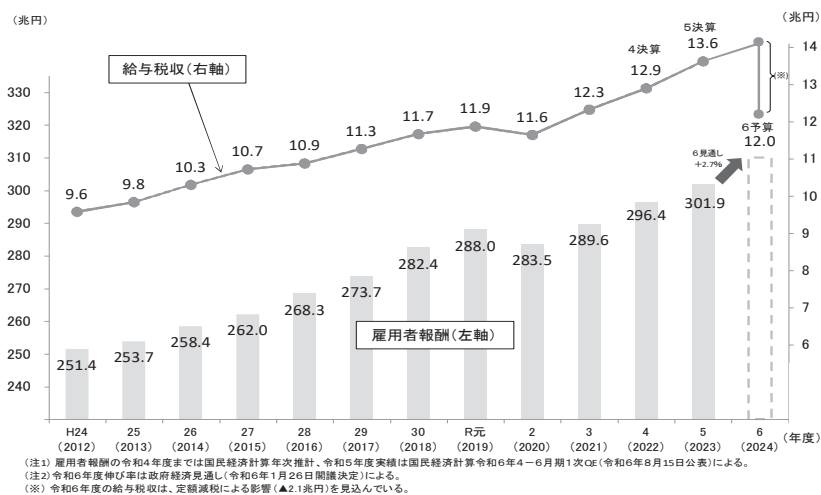
6

一般会計税収の推移



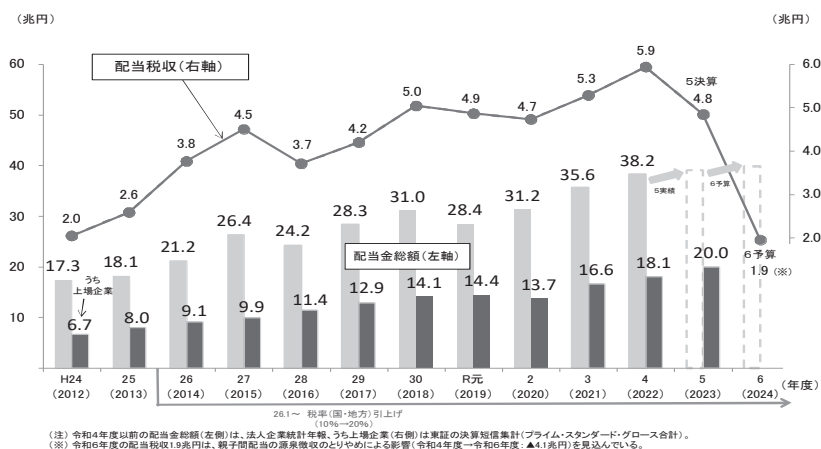
7

雇用者報酬・給与税収の推移

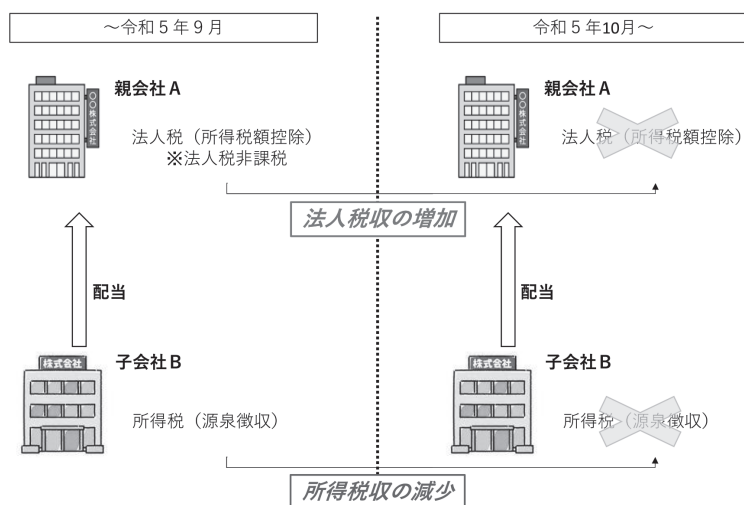


8

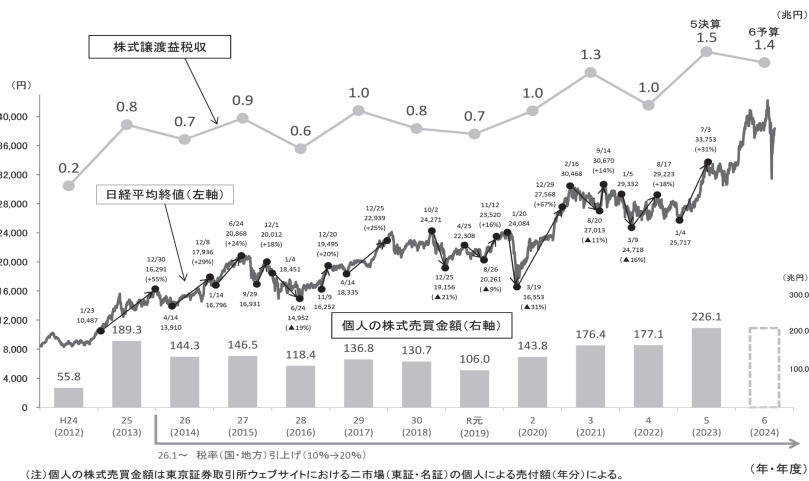
配当金総額・配当税収の推移



親子間配当の源泉徴収の取りやめ

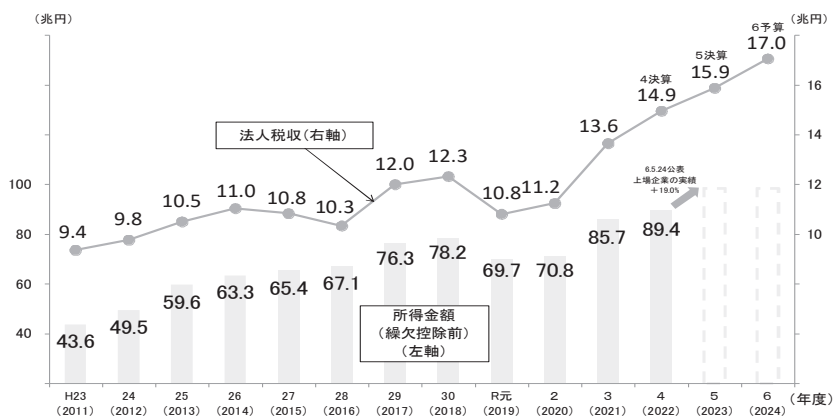


株価・株式売買金額・株式譲渡税収の推移



11

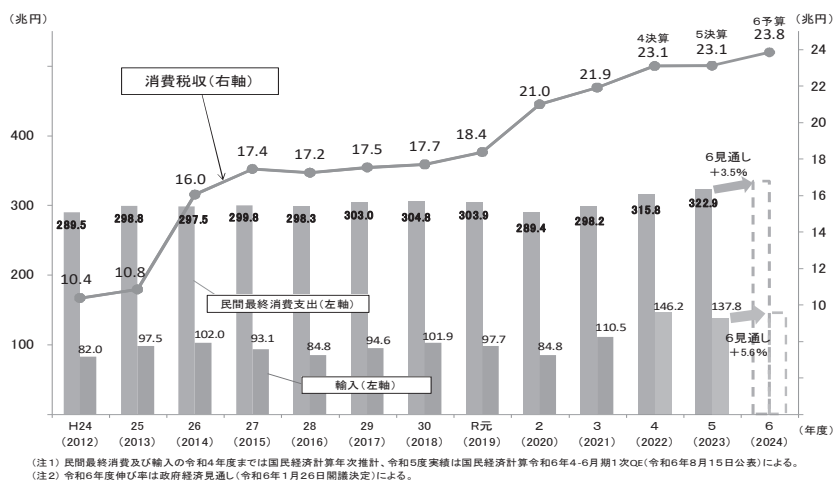
法人の所得金額・法人税収の推移



(注) 所得金額(繰欠控除前)は、会社基本調査による。
なお、令和4年度から令和5年度における伸び率は、3月期決算の上場企業(全産業約1,100社)の決算短価を集計した経常利益(連結決算)の伸び率(日本経済新聞調べ)である。

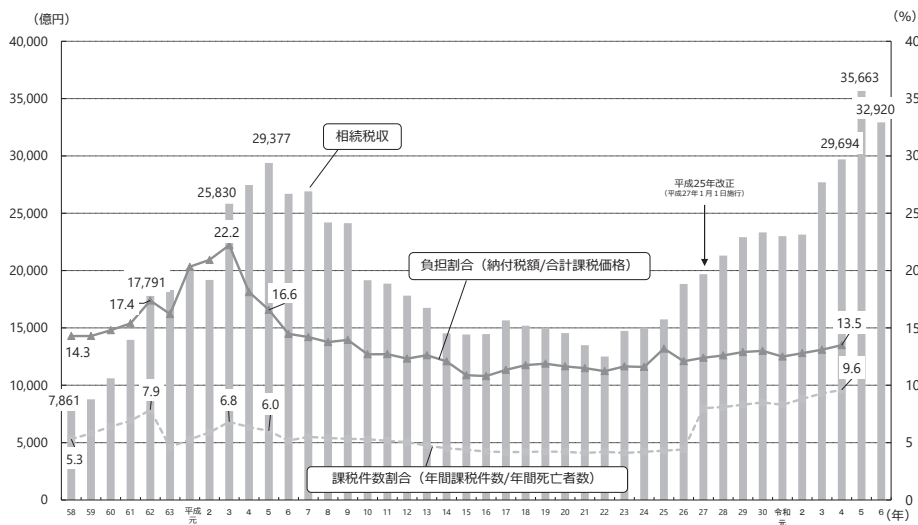
12

民間最終消費支出及び輸入・消費税収の推移



13

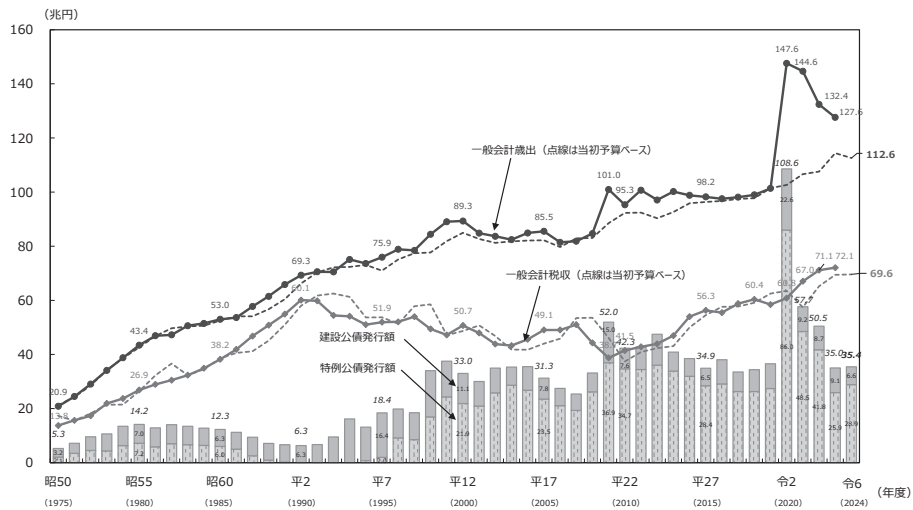
相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(令和5年度以前は決算額、令和6年度は予算額)。
(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。

14

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和5年度までは決算、令和6年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支える財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を計上している。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入4.4兆円が含まれている。

15

財政の中長期的な展望

(出典) 内閣府公表資料
(2024年7月 中長期試算ポイント資料)

【国・地方のPB対GDP比】

- 2023年度決算概要における不用、繰越、税収増等を反映。
- 累次の経済対策にかかる歳出の大宗は2024年度までに執行されるため、2024～25年度にかけてPBが大幅に改善。
- 民需主導の堅調な成長が続く中、一定の前提※の下で、2025年度のPBは黒字化する姿となる。その後、成長移行ケースでは黒字幅が拡大する一方、過去投影ケースでは次第に縮小する。

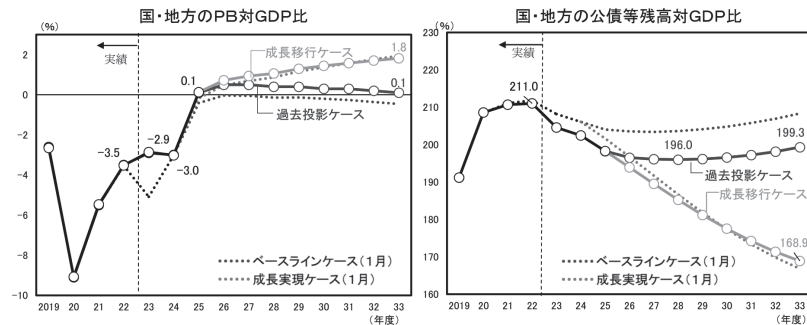
(※) 1. 「防災・被災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(～2025年度)及び「防衛力整備計画」、「こども未来戦略」は試算に反映している。

2. 2024年秋に策定を目指す経済対策は試算に織り込まれていない。

3. 2025年度のPB対GDP比には、歳出効率化努力の効果について半分程度(0.7兆円程度)を織り込んでいる(これまでの歳出効率化努力とそれによる経済への影響を加味した場合のPB改善効果(1.3兆円程度)については、経政財政諮問会議(4月2日)経政財政一体改革推進委員会提出資料参照)。

【国・地方の公債等残高対GDP比】

- 成長移行ケースではPBが黒字化する中で徐々に低下するが、過去投影ケースでは試算期間後半に上昇に転じる。



16

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）

令和6年6月21日
閣議決定

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

2. 中期的な経済財政の枠組み

（税制改革）

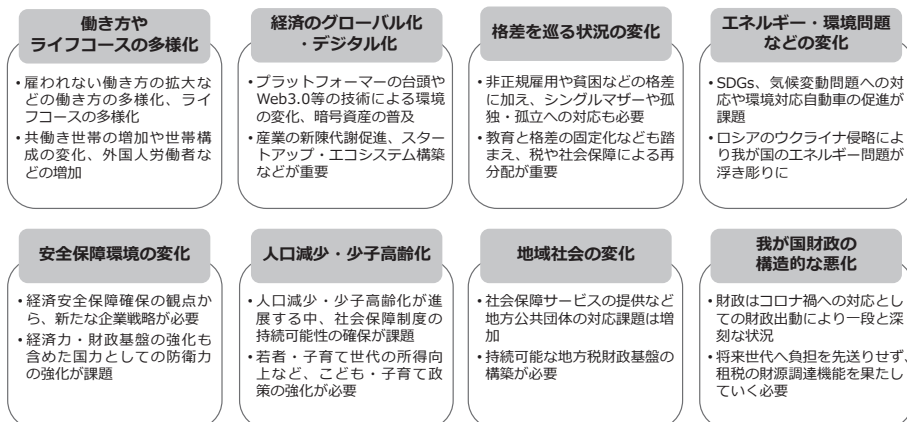
デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

骨太方針2023等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、E B P Mの取組を着実に強化しながら、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備と適正・公平な課税の実現の観点から制度及び執行体制の両面からの取組を強化するとともに、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

17

経済社会の構造変化

○ 税とは「社会共通の費用を賄うための会費」です。公的サービスを提供するために必要で「十分」な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するため、社会の様々な問題・課題をしっかりと把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要です。



（出所）政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方」（令和5年6月）

18

個別税目の現状と課題

個人所得課税	(1)働き方などの選択に中立的な税制の構築 ・30年度改正（特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト）に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討 ・企業年金・個人年金等に関する税制について、提出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討 ・給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意 ・個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意	資産課税等	(1)相続税・贈与税 ・経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割 ・課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考え方なども踏まえ、幅広い観点から議論する必要 ・相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえて検討
	(2)所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討 ・総合課税と分離課税分を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討 ・29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討		(2)固定資産税等 ・市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要 ・税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要
	(3)税制の信頼を高めるための取組み ・デジタル技術を活用した納税者の利便性向上（正確な記帳を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税） ・公平性確保に向けた取組み（暗号資産取引やプラットフォーム取引、相続特例措置）		(1)法人税 ・所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要 ・「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要
消費課税	(1)消費税 ・更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後も重要 ・国境を越えた役務提供への課税（プラットフォーム事業者を通じた課税の実現） ・地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要	法人課税	(2)相続特例措置 ・必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則 ・適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要（EBPM）
	(2)酒税・たばこ税 ・同様・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討		(3)地方法人課税 ・社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討 ・分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討
国際課税	(3)自動車・エネルギー関係諸税 ・自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し ・石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的・財政需要等に留意しつつ、あり方を検討	納税環境整備	・記帳水準の向上上第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進 ・e-LTAXを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進 ・適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方を検討 ・税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討

19

米英仏における政権交代の税制への影響

(2024年9月現在)

国	政治情勢	候補者 政党	基本的な考え方	具体的内容
米国	【大統領選挙】 2024年11月5日	トランプ 前大統領 (共和党)	✓ 2017年に実施したトランプ減税の恒久化・深掘り	✓ 法人税率（現行21%）の15%への引下げ ✓ 所得税の標準控除額の引上げ、児童税額控除額の倍増等のトランプ減税恒久化
	【就任日】 2025年1月20日	ハリス 副大統領 (民主党)	✓ 中低所得者への増税は行わない（トランプ減税の一部延長） ✓ 大企業・高所得者に相応の負担を求める	✓ 法人税率の28%への引上げ ✓ 自社株買いに対する課税の税率（現行1%）を4%に引上げ ✓ 超高所得者に対する25%の最低所得税の賦課 ✓ 初回住宅購入者・売却者に対する1万ドルの税額控除を導入 ✓ 勤労所得税額控除及び児童税額控除の拡充
英国	7月の下院総選挙により、保守党政権に代わり労働党政権が安定	労働党	✓ 所得税・付加価値税・法人税・国民保険料の引上げを行わない ✓ 一部の高所得者・外国人・石油ガス会社等が対象となる増税措置を行う	✓ 非居住者税制を廃止し、制度を刷新 ✓ キャリートインテレスト税制の抜け穴に対処 ✓ エネルギー利益税の期限延長、税率引上げ等 ✓ 私立学校の付加価値税非課税措置を撤廃
フランス	7月の下院総選挙にて与党連合は敗れ、左派連合が第一党になるも過半数に届かず	左派連合	✓ 富裕層への課税強化のため多くの税の導入・強化	✓ 所得税の累進強化 ✓ 金融所得課税の総合課税化 ✓ 相続税の抜本的見直し・強化 ✓ 金融取引税の課税強化 ✓ 脱税対策の強化 ✓ 気候変動対策の要素を加えた富裕税の復活 ✓ 一般社会税（CSG）の累進化
	【政権発足】 少数政党の中道右派・共和党/リニエ氏が首相に任命されたが、政権枠組みは不透明	与党連合	✓ 増税はしない方針で、所得税や相続税等の非課税枠を拡大	✓ 所得控除額等の拡大 ✓ 相続・贈与において、非課税額の拡大

(出典) 各種報道等

20

(21ページ)

2. 各税目の課題

(1) 所得税

(22ページ)

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

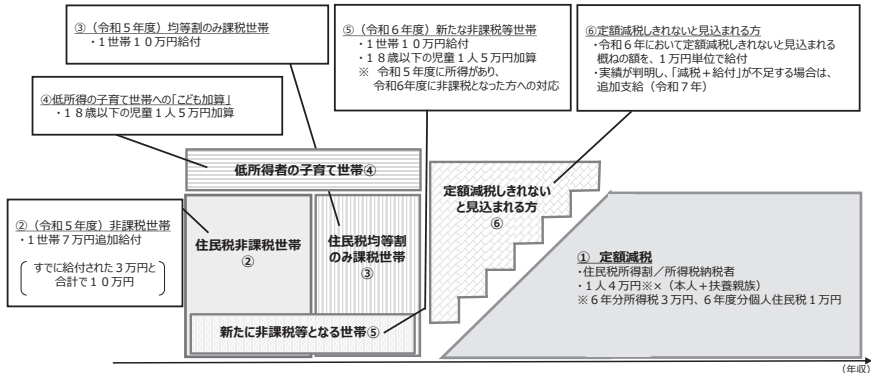
22

令和6年6月12日
内閣官房給付金室

給付金・定額減税一体措置について

○ 昨年11月に策定された経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じた定額減税及び各種給付金を実施。

※ 給付金は、地域の実情に応じた柔軟な取り扱いが可能な交付金により、市区町村において実施。



23

所得税の定額減税

- デフレ完全脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税の減税を実施
- 減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円(住民税は1万円)
- 合計所得金額1,805万円(給与収入2,000万円相当)超の高額所得者は、減税の対象外

給与所得者に対する実施

- ・ 6月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税

公的年金受給者に対する実施

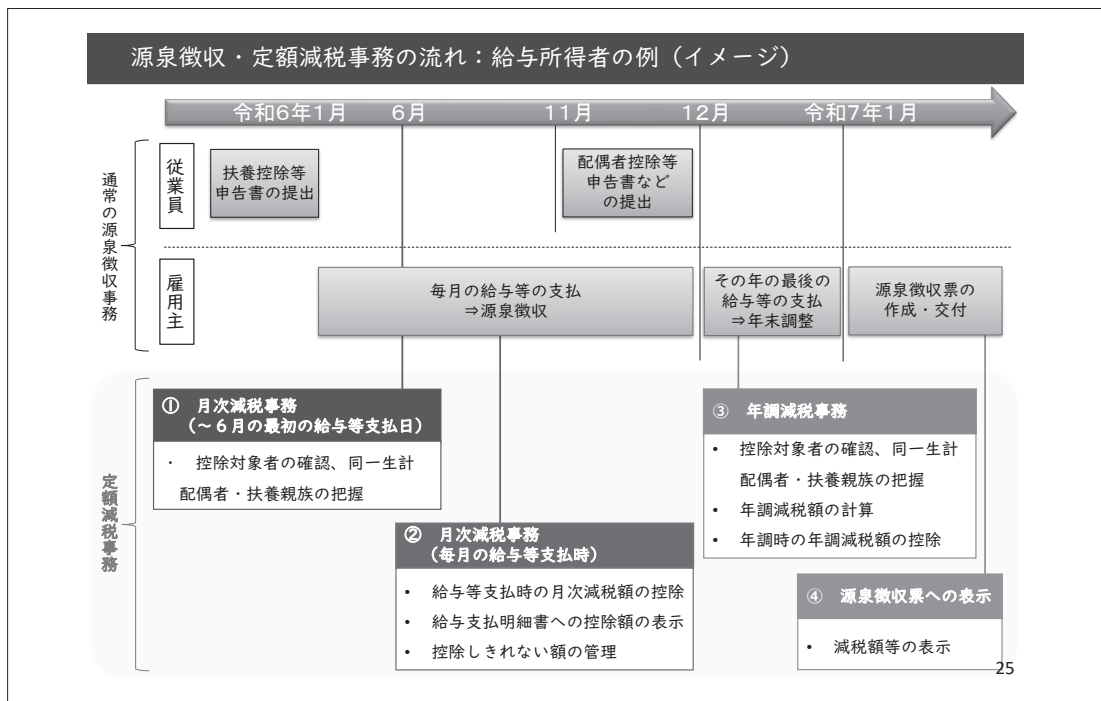
- ・ 年金機構等の公的年金(老齢年金)は、6月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 納税の機会に減税
 - ・ 予定納税対象者については、6月の第1回予定納税の通知の機会に減税
 - ・ それ以外の納税者は、確定申告で減税

- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ✓ 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

24



岸田総理記者会見（令和5年11月2日）

（岸田総理冒頭発言）

今回の経済対策では、2段階の施策を用意いたしました。

第1段階の施策は、年内から年明けに直ちに取り組む、緊急的な生活支援対策です。具体的には、生活に苦しんでいる世帯に対し、既に取り組んでいる1世帯3万円に加え、1世帯7万円をできる限り迅速に追加支給することで、1世帯当たり10万円の給付を行います。このことにより生活を支えてまいります。

第2段階の施策は、来春から来夏にかけて取り組む、本格的な所得向上対策です。まず、来年の春闘に向けて、経済界に対して、私が先頭に立って、今年を上回る水準の賃上げを働きかけます。同時に、労働者の7割は中小企業で働いています。このため、年末の税制改正で、赤字法人が多い中小企業や医療法人なども活用できるよう、賃上げ税制を拡充するとともに、価格転嫁対策の強化など取引適正化をより一層進めるなどにより、中小企業の賃上げを全力で応援します。

このように、政府として全力で賃上げを進める環境を整備する予定ですが、それでもなお、来年に国民の賃金が物価を超えて伸びていく状況となるのは確実ではありません。しかし、今回のチャンスを逃せば、デフレ脱却が難しくなります。確実に可処分所得を伸ばし、消費拡大につなげ、好循環を実現する。

そのため、私は、**来年の6月のボーナスのタイミングで、本人・扶養家族を問わず、1人当たり計4万円、約9,000万人を対象に、総計3兆円半ばの規模で所得税・住民税の定額減税を行いたいと考えています。本人・扶養家族を問わず、お一人ずつ減税を行うことで、過去に例のない子育て支援型の減税ともなります。**例えば子供二人の子育て世帯では16万円の減税となります。

このように、**来年夏の段階で、賃上げと所得減税を合わせることで、国民所得の伸びが物価上昇を上回る、そういった状態を確実につくりたいと思っています。**そうすれば、デフレ脱却が見えてきます。

さて、「減税ではなく、給付金を支給すれば、もっと早い時期にお渡しできるのではないか」という意見があることは承知しています。先ほど申し上げたように、給付金は第1段階の緊急的な生活支援を行うものです。その上で、**今回の所得減税は、第2段階の本格的な所得向上、そして好循環実現のために行うものです。幅広い国民の所得を下支えする観点からは、来年夏のボーナスの時点で、賃上げと所得減税の双方の効果が給与明細に目に見えて反映される、そうした環境をつくり出すことが必要だ**と考えています。

岸田総理記者会見（令和5年11月2日）

（記者）

北海道新聞の藤本です。よろしくお願いたします。

経済対策で発表された減税について質問します。総理は、税収増の還元策として、所得税・住民税の減税実施を表明しました。ただ、実施は来年6月の予定で、国会審議でも「物価高にあえぐ国民への支援としては遅い。より早い支援につながる給付金支給にすべきだ」との声が相次ぎました。なぜ給付では駄目なのか。なぜ減税にこだわるのか。先ほど総理も御説明されましたが、低所得世帯以外の世帯でも、今、生活に困窮している方々は多くいるはずです。こうした状況だと、総理の御説明というものが多くの国民の腑（ふ）に落ちていないのではないかというふうに感じております。より分かりやすいメッセージで、改めてその理由をお聞きたいと思います。

（岸田総理）

まず、所得減税のタイミングについては、今も申し上げましたが、今年7月に公表された内閣府の年央試算においても、来年度中には名目賃金の伸びが消費者物価に追いつくという試算が示されています。また、民間のエコノミストの意見をいろいろとお伺いする中で、実質賃金がプラスに転じるタイミング、2024年度あるいは2025年度と指摘されるエコノミストの方が多くと認識しています。

こういったことを考えますと、やはり来年度、これは賃金が物価に追いつく上で、デフレ脱却ができるかどうかということにおいて、これは正念場であると認識しています。ここに的を絞って、**デフレに後戻りさせないための一時的な措置として、所得税・住民税の定額減税を行うことを考えました。**

来年度の賃上げが大変重要であるという中において、減税のスタートの時期については、賃上げとの相乗効果を発揮できるタイミングを考えるべきだということで、**来年、ボーナス月である6月であれば、賃上げと定額減税、双方の効果を給与明細において目に見え**

る形で実感することができ、幅広い国民が所得の下支えを実感することができ、このように考えました。

そして、御指摘のように、低所得者層の方々に対しては給付で対応するというで、重点支援交付金を約1.6兆円追加する、さらには額だけではなく、よりきめ細かい支援を用意するというで、推奨事業メニュー0.5兆円で地域の実情に応じて生活者、事業者に対してきめ細かい支援を用意する、こういった工夫も行った。こういったことであります。これらは年内の実施開始を目指して努力することです。そして、それ以外にも、エネルギーの激変緩和措置など、国民生活と幅広い関わりのあるエネルギー分野における激変緩和措置は来年春まで延長する。こういった対策も引き続き続けてまいります。

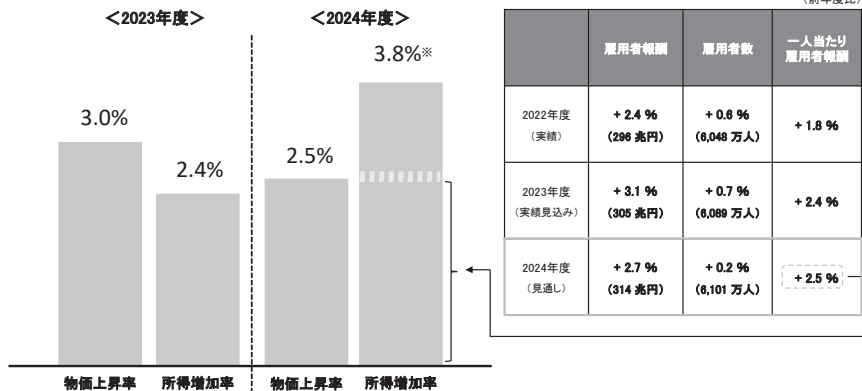
27

（参考）物価上昇率と所得増加率の関係

- ・ 成長の継続、労働需給の引き締め等を背景に、2024年度の賃金上昇率は、2023年度を上回ると見込む。
- ・ 賃金上昇に定額減税等の効果が加わり、物価上昇を上回る所得の増加が見込まれる。
- ・ ただし、資源価格の動向など、物価の先行きには不確実性があることに留意。

<経済財政諮問会議（2023年12月21日）提出資料>

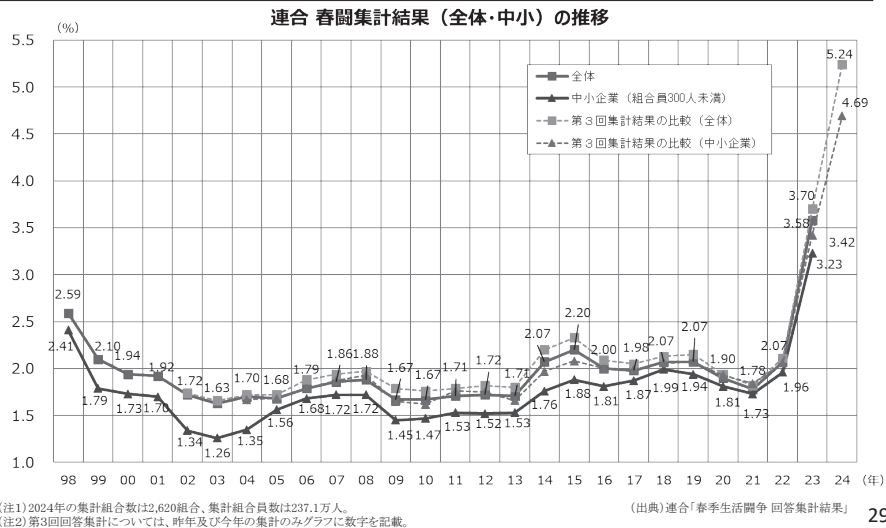
物価上昇率及び所得増加率（試算）



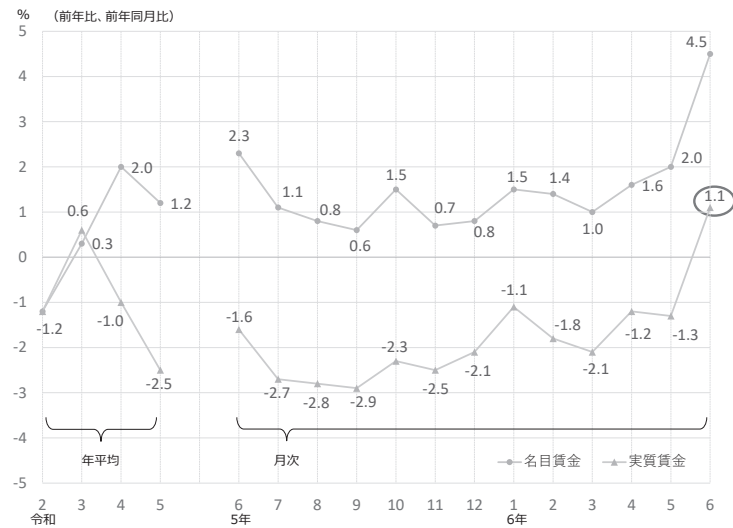
28

春闘による賃金引上げ率の推移（連合）

○ 連合の調査によれば、2024年の春闘における第3回集計の賃金引上げ率は（全体）5.24%（中小企業）4.69%
（昨年第3回集計：（全体）3.70%（中小企業）3.42%）



賃金指数の推移



(2) こども関係

31

「こども未来戦略」(抄)

令和5年12月22日
閣議決定

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(１) 児童手当の抜本的拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするともに、支給期間について高校生年代まで延長する(注)。

児童手当の多子加算については、こども３人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども３人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第３子以降３万円とする。

これら、児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施する。その際、児童手当の支払月を年３回から、隔月(偶数月)の年６回とする児童手当法(昭和46年法律第73号)の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とする。

(注) 中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえた高校生の扶養控除との関係の整理については、「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)による。

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と質上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

「加速化プランの実施が完了する2028年度までに、②の既定予算の最大限の活用等、③の歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6兆円程度の安定財源を確保する。

なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

32

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

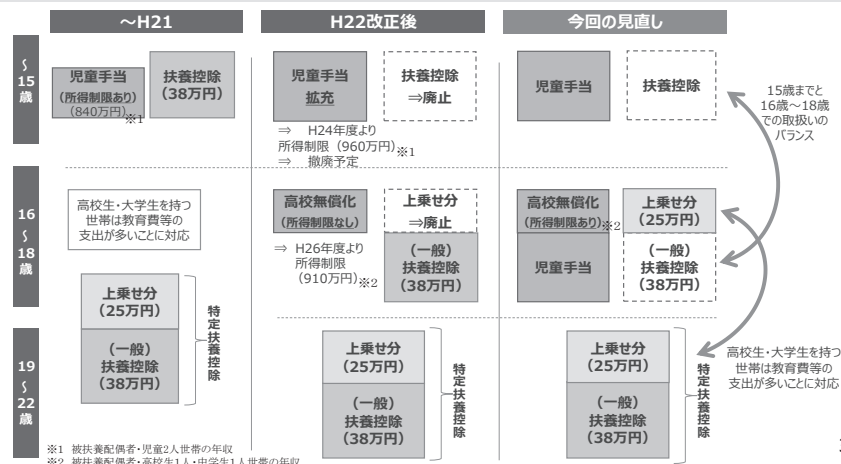
また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

33

「扶養控除」の見直しのイメージ【令和7年度税制改正において結論を得る】

- 16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元する。
- 高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図る。（令和8年から適用開始）



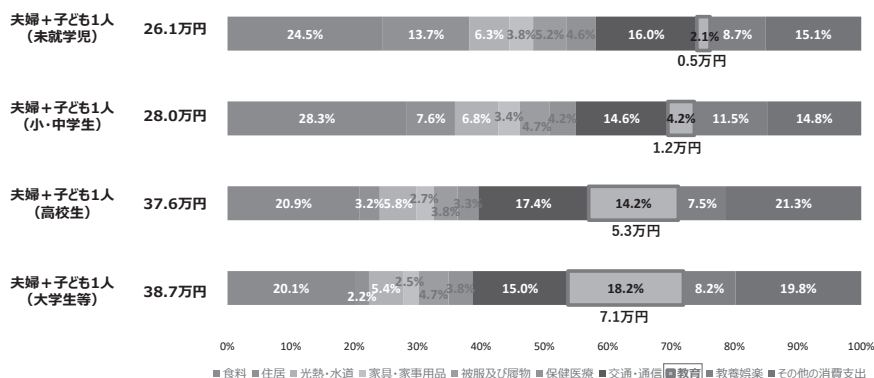
34

子どもの年齢別の世帯の支出構造

子どもの年齢別の世帯の支出構造を見ると、高校生・大学生をもつ世帯においては、中学生までの子どもをもつ世帯と比べて、教育費の支出が大きい。

世帯類型別消費支出の費目構成 <子ども1人の勤労者世帯の場合>

【世帯構成】【平均支出/月】



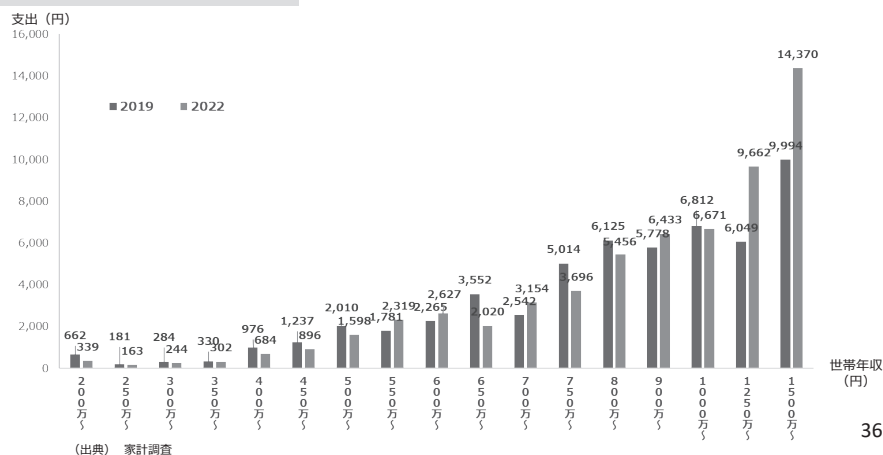
(出典) 2019年 全国家計構造調査

35

子育て世帯における教育費の世帯年収ごとの状況

- 義務教育等に加えて行われる補習教育（習い事、塾等）についての支出は、世帯年収で大きな差がある。
- 直近では、低・中所得者層では、補習教育に対する支出を減らしているが、高所得者層では支出を大きく増やしている。

補習教育の平均月額（世帯収入別）

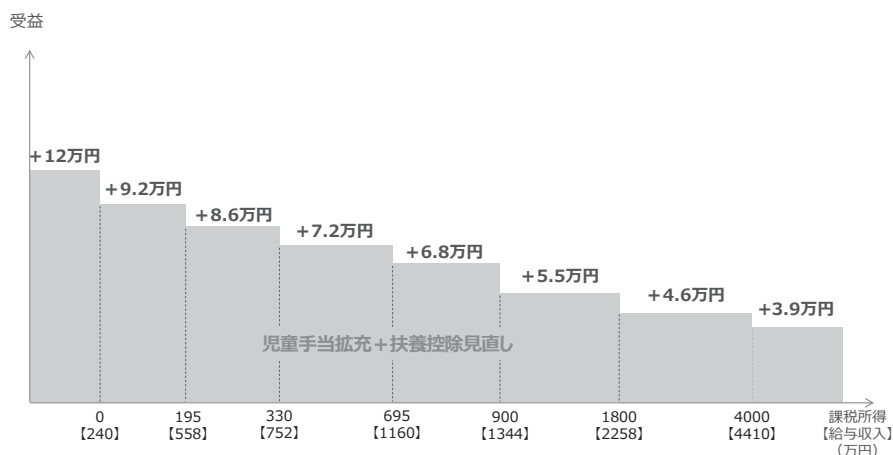


(出典) 家計調査

36

児童手当の拡充と扶養控除見直しによる受益のイメージ

〔令和7年度税制改正において結論を得る〕



37

「ひとり親控除」の拡充（案）

〔令和7年度税制改正において結論を得る〕

- ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、配偶者控除と同様の負担軽減を図る観点から、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。
- 同時に、ひとり親の就労や収入増加に対する税制の中立性を確保する観点から、ひとり親控除の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。〔令和8年分から適用開始〕

【制度の概要】

納税者が「ひとり親」に該当する場合には、「ひとり親控除」として所得控除ができる。

【控除額】

（現行）35万円 ⇒ （拡充案）38万円

【「ひとり親」の要件】

- ① 次のいずれかに該当すること
 - ・現に婚姻をしていない者
 - ・配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子^{（注1）}を有すること
- ③ （現行）合計所得金額500万円以下 ⇒ （拡充案）合計所得金額1,000万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者^{（注2）}がないこと

（注1）総所得金額等が48万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

（注2）住民票の続柄の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で判別

38

子育て支援に関する政策税制について

- 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、以下の①から③について、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。
- ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世帯の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

39

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和6年限りの措置として先行的に対応〕

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和6年・7年入居）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



〔改正後（令和6年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円
			4,000万円

（注） 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

40

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

〔令和6年限りの措置として先行的に対応〕

- 既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10%を税額控除）について、子育て世帯の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

対象工事	対象工事限度額	最大控除額（対象工事）
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円（350万円）	25万円（35万円）
三世代同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円）
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円（350万円）
子育て〔拡充〕	250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除



〔子育て対応改修工事〕

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

- ※ 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者
 ※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

41

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（案）

〔令和7年度税制改正において検討・結論〕

- 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠について、23歳未満の扶養親族を有する場合に、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せを行う。
 ○ 一時払保険料について適用から除外する適正化を実施する。

〔現行〕

新生命保険料	一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	4万円	4万円	4万円	12万円



〔拡充案〕

新生命保険料		一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	子育て世帯	6万円	4万円	4万円	12万円
	それ以外	4万円	4万円	4万円	12万円

（注） 子育て世帯：23歳未満の扶養親族を有する者

42

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

43

所得税額・住民税額等を活用している各府省所管制度（主なもの）

Ⅰ 税額を基準に料金等を決定しているもの

- ・ 0～2歳児の保育所・認定こども園等の保育料（全8段階を設定）
- ・ 幼稚園・保育所等における保育料の多子軽減の特例（同時入所・年齢制限）
- ・ 幼稚園・保育所等における副食費の免除対象（副食費徴収免除加算）
- ・ 障害福祉サービス等における利用の自己負担
- ・ 養護老人ホームの扶養義務者負担

等

Ⅱ 課税所得金額を基準に料金等を決定しているもの

- ・ 国民健康保険制度における医療費等の自己負担
- ・ 後期高齢者医療制度における医療費等の自己負担
- ・ 介護保険制度における介護サービス費の自己負担
- ・ 高等学校等就学支援金制度
- ・ 高等教育の修学支援新制度

等

Ⅲ 所得税・住民税所得割の非課税を制度の適用要件としているもの

- ・ 0～2歳児の保育所・認定こども園等の保育料の無償化
- ・ 病児保育事業における低所得者減免加算
- ・ 一時預かり事業における利用料の低所得者減免
- ・ 原爆被爆者に対する訪問介護利用時の自己負担分に対する助成事業の利用要件
- ・ 養護老人ホームへの入所要件

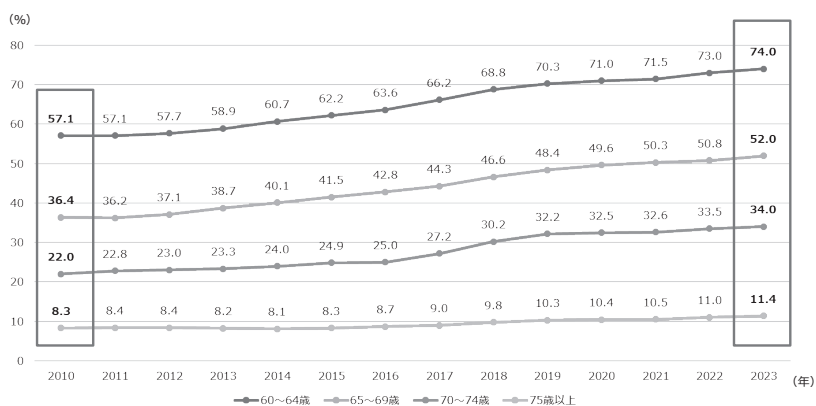
等

44

(3) 年金・退職金関係

高齢者の就業率推移

- 高齢者の就業率は上昇傾向。就業率の推移を見ると、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75歳以上では、2010年の就業率と比較して、2023年の就業率はそれぞれ16.9ポイント、15.6ポイント、12.0ポイント、3.1ポイント伸びている。



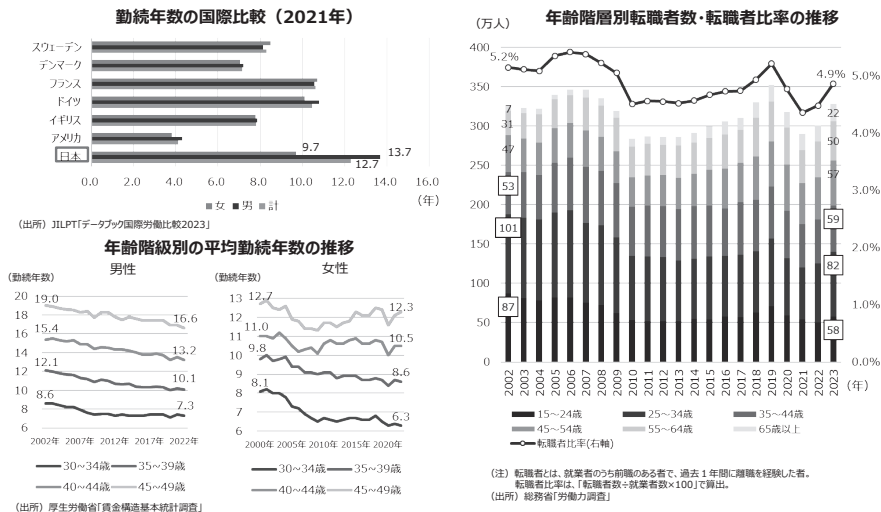
(出所) 総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

転職者の動向

○ 日本の勤続年数は、他国と比較して長い、特に男性は近年低下傾向にある。また、転職者数及び転職者比率はコロナ禍で落ち込みを見せたものの、再び増加傾向にある。



47

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抄）

自由民主党
公明党

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

(2) 今後の個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性及び経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

また、多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講ずることと結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

48

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

- ・ (収入金額－退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得の金額

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

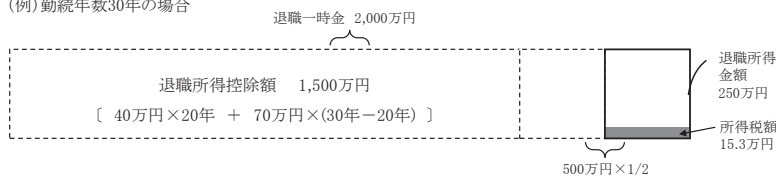
(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。(平成24年度税制改正)
勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しない。(令和3年度税制改正)

- ・ 退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

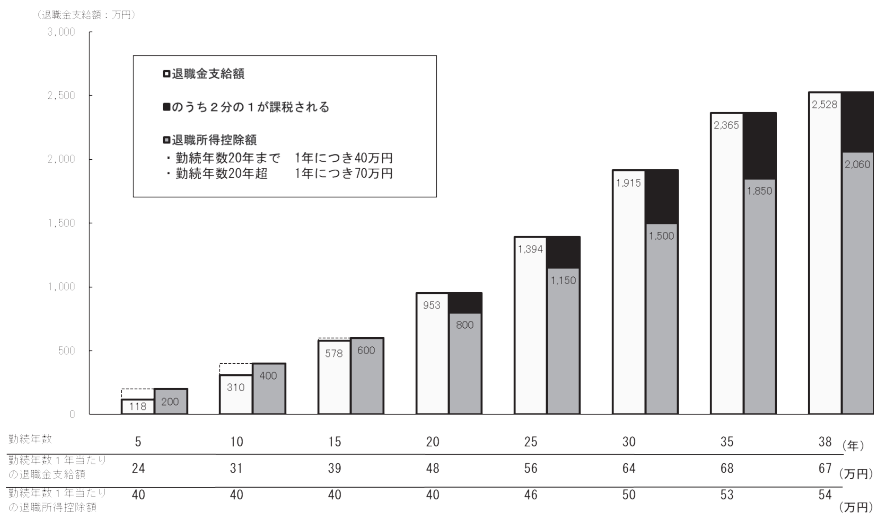
(備考) このほか、個人住民税が一律10%課される。

(例) 勤続年数30年の場合



(注) 確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に基づき支払われる退職一時金等は、退職手当等とみなし、退職所得として課税することとされている。

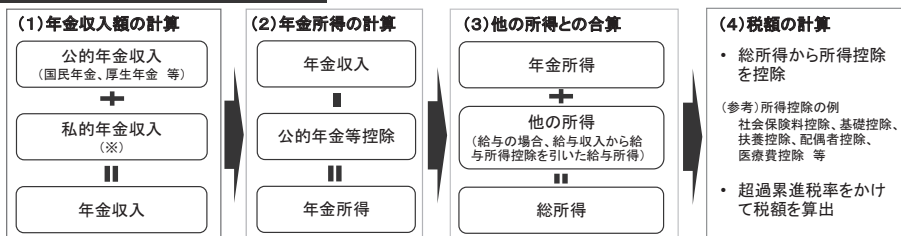
モデル退職金の支給状況と退職所得控除額



(出所) 中央労働委員会「令和3年 退職金 年金及び定年制事情調査」
(注) 上記のモデル退職金は、大卒卒、事務・技術労働者、総合職指給、会社都合による退職を前提としたものである。

年金課税の概要

年金収入にかかる所得税の計算方法



(※)厚生年金保険、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

公的年金等控除

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除 **40万円**

②定率控除

(50万円控除後の年金収入)

360万円までの部分 **25%**

720万円までの部分 **15%**

950万円までの部分 **5%**

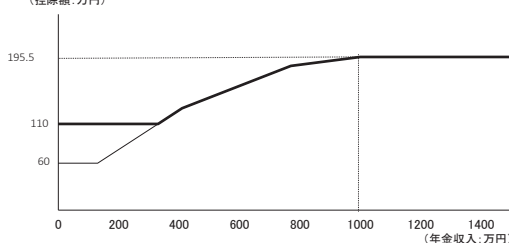
③最低保障額

65歳以上の者 **110万円**

65歳未満の者 **60万円**

(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

(控除額:万円)



51

確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態

厚生労働省資料

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が少額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金（併給）	8%	1%	1%
一時金	68%	94%	89%

(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就業条件総合調査」の特別集計により作成
確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査(平成30年度)を基に作成

52

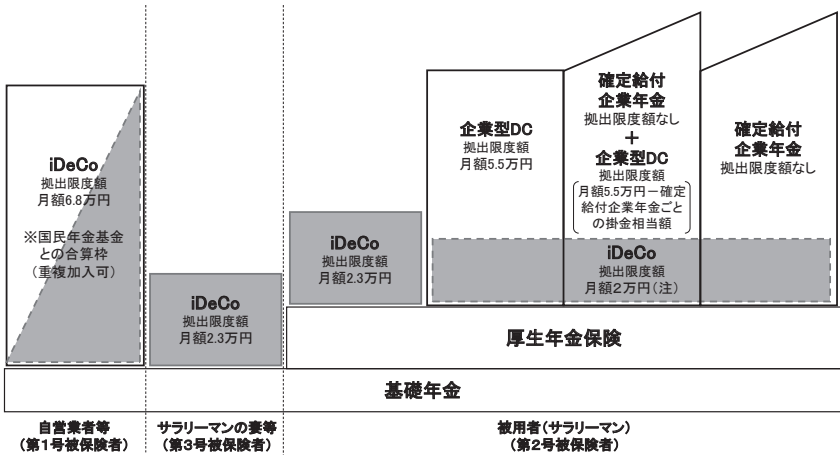
主な年金課税

	公的年金	企業年金・個人年金		
		確定給付年金	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
拠出時 (本人負担分)	全額所得控除	所得控除 控除限度額あり ※限度額を超えた拠出は課税	所得控除 拠出限度額あり ※限度額を超えた拠出は不可	所得控除 拠出限度額あり ※限度額を超えた拠出は不可
給付時の課税	公的年金等控除	(一時金受取の場合) みなし退職所得として退職所得課税		
		(年金受取の場合) 公的年金等控除		

53

企業年金・個人年金の拠出限度額

※個人型確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額は (令和6年12月～)



(注) 事業主掛金(企業型DCの事業主掛金額と確定給付企業年金ごとの掛金相当額)が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が通減。

54

各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）

	日本	英国	カナダ	米国
	企業従業員 個人事業主・フリーランス	企業従業員 個人事業主・フリーランス	企業従業員 個人事業主・フリーランス	企業従業員 個人事業主・フリーランス
拠出	DB型企業年金（原則事業主拠出） [EET] DC型企業年金（原則事業主・本人拠出） [EET] DC型個人年金等（原則本人拠出） [EET]	非課税拠出に共通の特あり <共通型> ※未使用の非課税枠は3年間繰越可能	非課税拠出に共通の特（コントリビューション・ルーム）あり <共通型> ※未使用の非課税枠は無期限に繰越可能	上限額あり 上限額あり <個人退職助定（IRA）> 上限額あり <調整型> 企業年金に加入している場合、所得額に応じてIRAの限度額が通減・消失
給付	一部課税 （公的年金等控除）	課税 （給付額の25%までは非課税）	課税 （一定の控除あり）	課税
投資・貯蓄推進 [TEE]	<NISA> 投資等上限額あり	<ISA>（注4） 投資等上限額あり	<非課税貯蓄口座（TFSA）> 投資等上限額あり	

（注1）上記における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制優遇の仕組みを指し、個人退職助定（IRA）等も含む。
 （注2）EはExempt（非課税）、TはTaxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。
 ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。
 （注3）米国では、DC型企業年金及びIRAの一種として、TEEのRIS（Roth）型も存在。
 （注4）中途引出し制限等付きのライフタイムISAあり。
 （注5）2019年政府税制調海外出地調査時の現地にアテを元に作成。

55

(4) 控除関係	
----------	--

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抄）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
- (2) 今後の個人所得課税のあり方
- ② 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

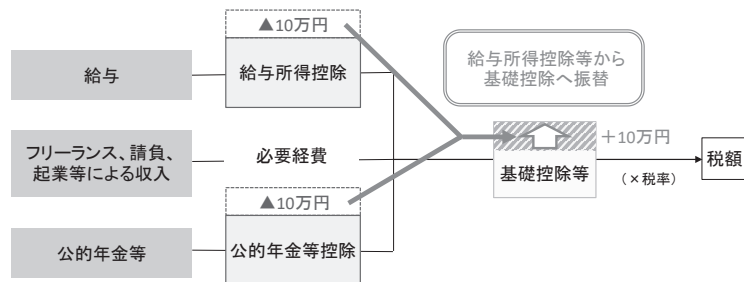
人的控除の種類及び概要

	改正年度 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
			所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	最高48万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が選減)
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が選減)
	一般の控除対象配偶者	昭和36年 (1961年)	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が選減)
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	最高48万円	最高38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が選減)
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が選減)
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	38万円	33万円	—
	一般の扶養親族	昭和25年 (1950年)	63万円	45万円	—
	特定扶養親族	昭和63年 (1988年)	48万円	38万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	—	—	—
	(同居老親等加算)	昭和64年 (1979年)	+10万円	+7万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	27万円	26万円	合計所得金額75万円以下かつ給 予所得等以外が10万円以下

基礎控除への振替（平成30年度改正）

- 我が国の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。
- 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになる。

[令和2年(2020年)分以後の所得税について適用]

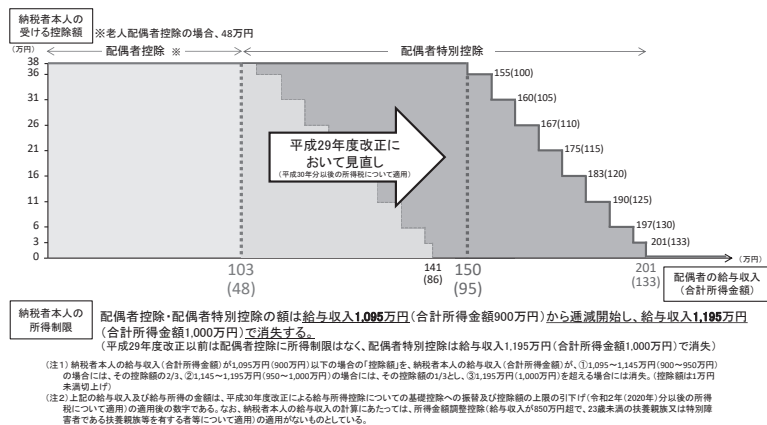


※ 給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

59

配偶者控除・配偶者特別控除の概要

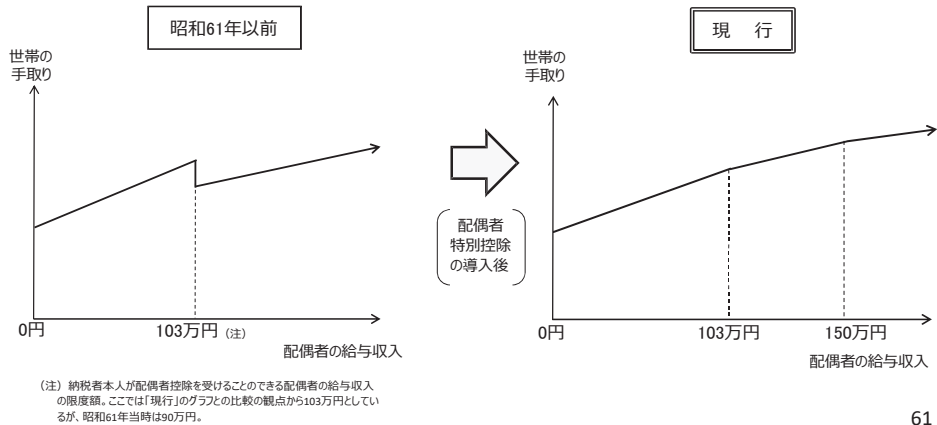
- ・ 平成29年度改正において、「103万円」が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、「103万円の壁」が心理的な壁として作用しているとの指摘があったことから、控除が満額適用される配偶者の給与収入を150万円に引き上げる見直しを実施。
- ・ また、納税者本人の所得制限を設けることにより、高所得者には控除が適用されない仕組みとしている。



60

いわゆる「103万円の壁」について

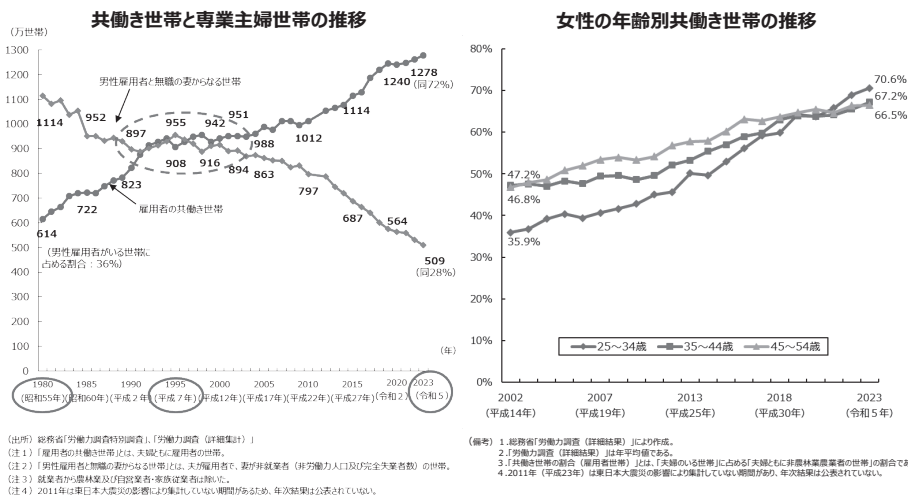
配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



61

共働き世帯等の推移

○ 共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2023年には72%にまで上昇している。



62

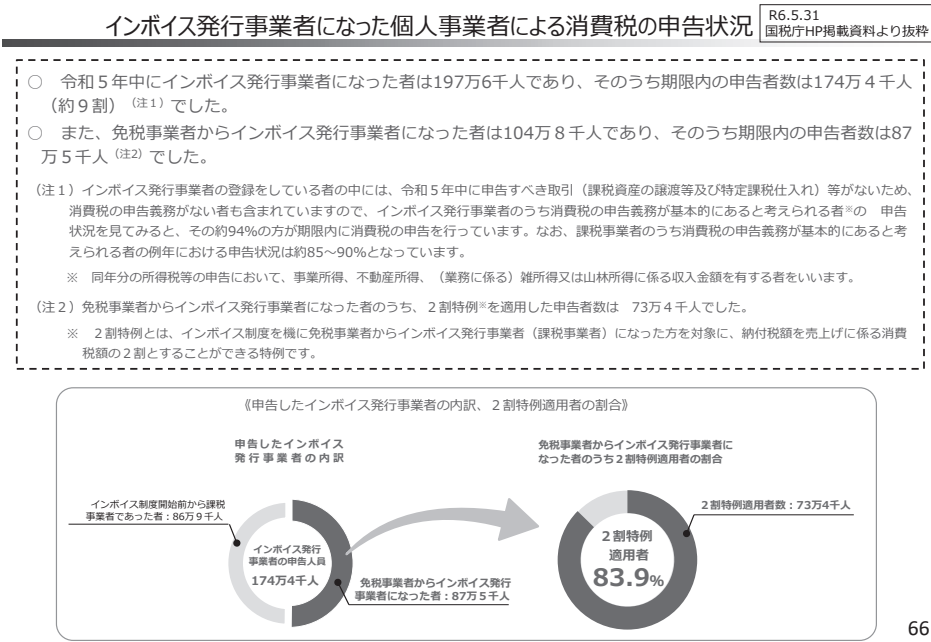
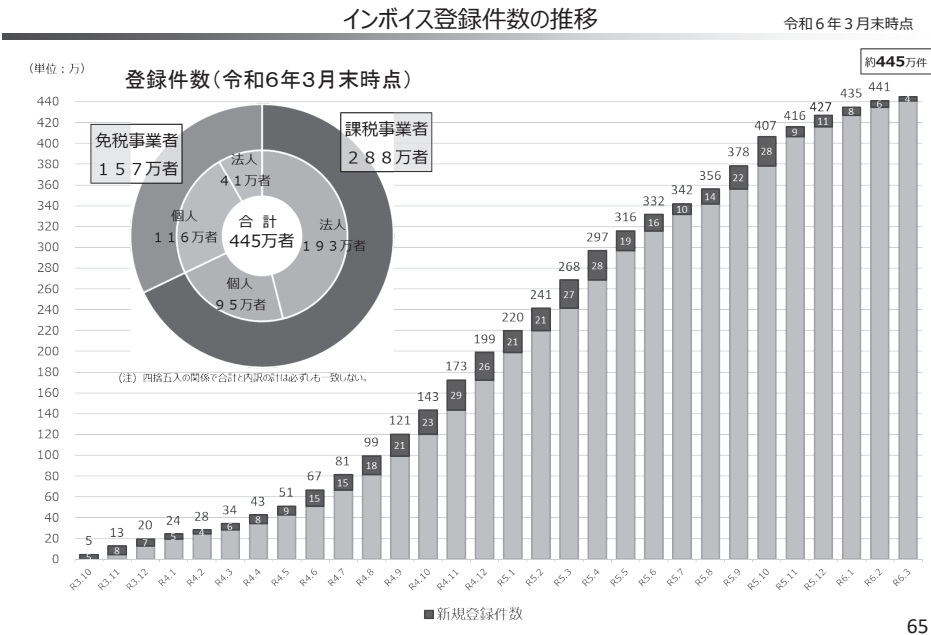
(63ページ)

2. (2) 消費税

(64ページ)

(1) インボイス

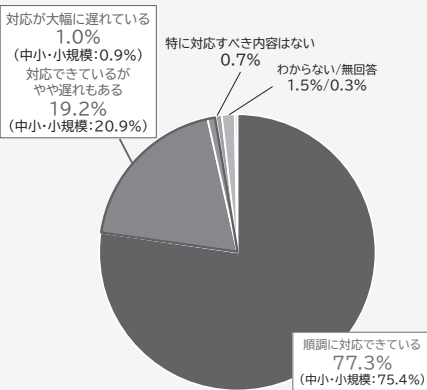
64



インボイス制度への対応状況に関する民間アンケート①

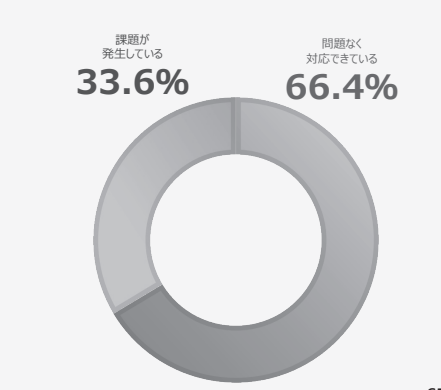
横浜市経済局による調査（2024.3公表）

■ 調査概要
調査企画：横浜市経済局
調査対象：横浜市内企業 745社回答
（従業員数5人以下の小規模事業者から資本金10億円以上の大企業まで様々な事業規模の事業者が対象）
調査期間：2024年1月30日～2月20日



Sansan(株)による調査（2024.1公表）

■ 調査概要
調査企画：Sansan株式会社※
※ 主にインボイス管理サービスといったDXサービスに係るシステム提供
調査対象：請求書を取り扱う業務を担当するビジネスパーソン1000名
（経理部門700名、経理以外の部門300名）
調査期間：2024年1月17日～18日



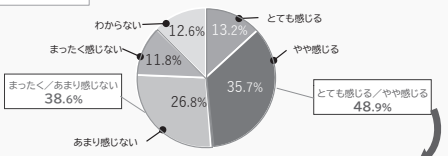
67

インボイス制度への対応状況に関する民間アンケート②

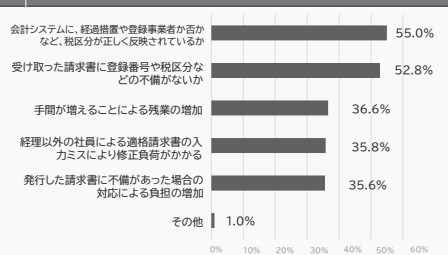
(株)TOKIUMによる調査（2024.3実施）

■ 調査概要
調査企画：株式会社TOKIUM（経費精算や請求書処理などの支出管理プラットフォームを提供）
調査対象：経理部門1,046名、経理以外の部門1,052名
調査期間：2024年3月8日～14日（令和6年3月22日結果公表）

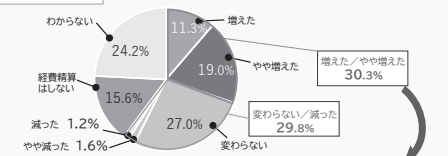
経理担当者 インボイス制度開始後の最初の決算への不安について 回答数1,046



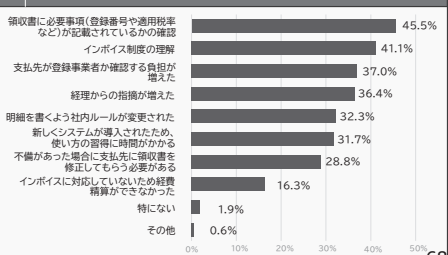
Q どのようなことに不安を感じていますか？ 回答数511



経理担当者以外 インボイス制度開始後の経費精算における負担について 回答数1,052



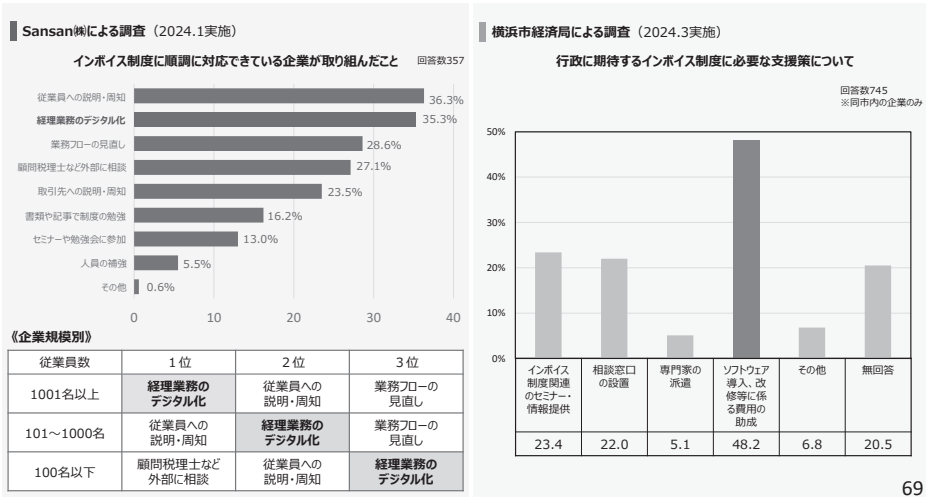
Q 経費精算業務において、増えた負担はどのようなものですか？ 回答数319



68

インボイス対応におけるシステム活用について

○ インボイス制度への効果的な対応には、**経理業務のデジタル化が有効**。アンケート調査においても、企業が行政に期待する必要な支援策としても、「システム導入・改修に係る費用の助成」が最も期待されていることが示されている。



インボイス制度に関して生じる懸念と対応

生じる懸念	対 応
○ 免税事業者側（主に受注側） 課税転換すると新たに税負担が生じる。	- 新たに生じる税負担は、適正な価格転嫁を検討していただくべきもの。他方で、課税転換した場合における税負担・事務負担の激変緩和を行うとともに、交渉を通じた価格転嫁を容易にする観点から、納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の特例を手当て（令5改正）。 ※ 終了後も簡易課税を利用すれば納税額は軽減される。
免税事業者のままでいると、一方的な取引停止・価格引下げがされる。	課税転換するか否かは各事業者の判断であり、課税転換しない事業者が不当な取扱いを受けないよう、公正取引委員会等による監視・対応を実施。 ※ 課税転換を求める場合、明示的な価格交渉が必要。一方的な価格の据え置きは独禁法等に違反。
○ 課税事業者側（主に発注側） 免税事業者がインボイスの登録に応じなければ、仕入税額控除ができ負担が生じる。	免税事業者からの仕入れであっても、6年間は一定割合※を控除できる経過措置を講じており、これによって発注側事業者への影響は軽減。 ※ 制度開始から3年間は8割、その後の3年間は5割
インボイスを受領する都度、登録番号が適正か確認する等の事務負担が生じる。	簡易課税・2割特例を適用することで、インボイスの保存なしで仕入税額控除が可能（買手として対応不要）。 - それ以外の事業者についても、必ずしもインボイスを受領する都度、適正性の確認はしなくてもよいとするなどの柔軟な対応を可能とする方針を公表。 - 制度定着までの更なる事務負担軽減のため、一定規模以下の事業者（現在の課税事業者の4分の3程度）は、1万円未満の仕入についてインボイスの保存を6年間は不要とする特例を手当て（令5改正）。
○ 登録手続関係 登録申請をしたものの、指定した登録希望日になっても登録番号が通知されず、インボイスを発行できない。	登録希望日になっても登録番号が通知されていない場合の柔軟な対応方法（例：登録番号のみ事後的にメール等で知らせる）を国税庁から公表済。

インボイス制度の円滑な実施と定着に向けた支援策

令和5年11月6日
第2回インボイス制度円滑
実施推進に関する関係閣僚会議

- 10月1日に導入されたインボイス制度については、大きな混乱は把握されていないが、引き続き事業者に安心して事業に従事していただくための環境整備に取り組むことが重要。
- 事業者の不安を解消するとともに、取引環境の改善や取引のデジタル化・自動処理推進につなげるよう、**各種支援策を今般の総合経済対策に盛り込む等、あらゆる政策ツールを総動員して必要な支援を実施**していく。
- あわせて、関係閣僚会議の枠組み等も活用して制度の施行状況等を引き続きフォローアップし、事業者の立場に立って一つ一つの課題にしっかりと対応していく。

1. インボイス制度に関連した事業者の不安解消

- ・ コールセンターの体制強化、初めて消費税申告する事業者からの相談にも丁寧に対応できるよう**確定申告期の相談体制**を拡充
- ・ 中小・小規模事業者によるインボイス対応の円滑化に向けて**税理士による無料オンライン相談**等を継続
- ・ インボイス制度等の外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、**支援機関における経営相談体制**を強化
- ・ 「文化芸術活動に関する法律相談窓口」によるインボイス制度・フリーランス法等に関する相談対応・情報発信を強化等

2. 取引環境の改善

- ・ 優越的地位の濫用の未然防止のための調査やインボイス導入に係る取引実態把握等のための調査を実施
- ・ インボイス制度等に関する取引環境整備の広報を強化、フリーランスに係る取引の適正化推進の周知広報を実施
- ・ 賃上げ促進税制に関して、免税事業者を含むマルチスデークホルダーとの適切な関係構築に向けた方策を実施等

3. 取引のデジタル化・自動処理の推進支援

- ・ インボイス制度に対応したITツールの導入を補助する「IT導入補助金」による支援を強化
- ・ 取引全体のデジタル化基盤の整備や海外市場の取り込みを通じたデジタルインボイス対応ツールの利便性の向上

4. 各業界における事業基盤の強化等

- ・ 「物流革新緊急パッケージ」に基づくトラックGメンと法執行機関等の連携強化により荷主・元請事業者への監視体制を強化
- ・ 生活衛生関係営業者に対して、税理士による税制等の相談支援も含めた伴走型支援を実施
- ・ 農業経営上の課題解決に向けて税理士等の専門家支援チームがアドバイス等を行うための都道府県による体制整備を支援
- ・ フリーランス法・インボイス制度への対応が必要なシルバー人材センターの事務処理体制を強化等

公正取引委員会による対応

公正取引委員会による
公表資料等を基に作成

公正取引委員会は、インボイス制度の実施に関連して、以下の取組を実施。

- ・ **独占禁止法違反につながるおそれのある事例**に対し、違反行為の未然防止の観点から、下記の事例を含む**41件の注意を実施**（令和6年6月末時点）。
- ・ **独占禁止法・下請法に関する各種書面調査**において、問題となり得る行為の積極的な情報収集を行う観点から、**インボイス制度の実施に関連した設問を追加**。

注意した主な事業者及びその取引の相手方

注意した事業者	取引の相手方
イラスト制作者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家
カルチャー教室運営事業者	カルチャー教室講師
造園工事業者	植木師・庭師
キャストینگ業者	司会者
社会保険労務士会	社会保険労務士
家庭教師派遣業者	家庭教師
芸能事務所	ナレーター
フードデリバリー業者	配達員
出版業者	執筆者
中小企業診断士協会	中小企業診断士
声優プロダクション	声優
イベント企画業者	イベントスタッフ

(注意事例の概要)

経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った。

インボイス関連の設問が追加された書面調査

I 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- ・ 令和5年5月、**11万名の発注者・受注者**に対し、調査票を発送。さらに同8月には、上記受注者からの回答結果を踏まえ、**調査すべき発注者(追加)**に対して調査票を発送。
- ⇒ 回答結果に基づいて**注意喚起文書の送付を実施**。
- ※ 令和6年6月、11万名の発注者・受注者に対し、調査票を発送。

II 下請法の定期書面調査（公取委の実施分）

- ・ **親事業者向けの調査**
令和5年6月に**8万名の親事業者**、同11月に**33万名の下請事業者**に対し、調査票を発送。
⇒ 回答結果に基づいて**指導を実施**。
- ※ 令和6年6月、9万名の親事業者に対し、調査票を発送。

III 荷主と物流事業者との取引に関する調査

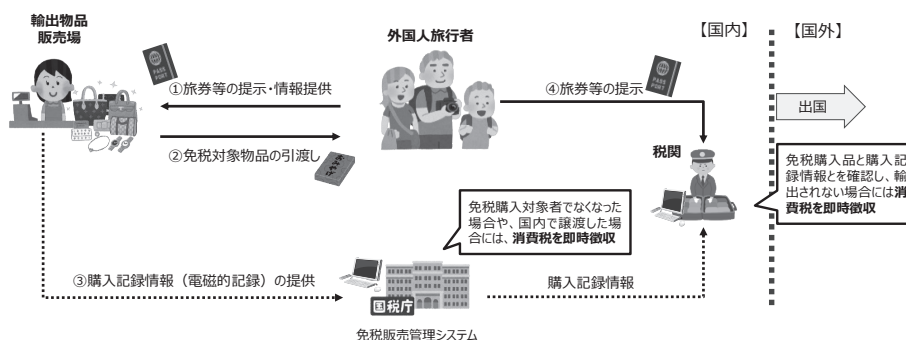
- ・ **荷主向けの調査**
令和5年9月、**3万名の荷主**に対し、調査票を発送。
- ・ **物流事業者向けの調査**
令和6年1月、**4万名の物流事業者**に対し、調査票を発送。

(2) 外国人旅行者向け免税制度の見直し

73

外国人旅行者向け免税制度の概要〔現行制度〕

- 外国人旅行者向け免税制度は、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場（いわゆる免税店）を営営する事業者が、免税購入対象者に対し、免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度。
- ※ 免税対象物品は、輸出するため購入される物品のうち通常生活の用に供する物品（金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は対象外）であり、以下の金額基準がある（同一の販売場 1 日あたりの基準）。
- ・ 一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》） 5 千円以上
 - ・ 消耗品（食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品） 5 千円以上 50 万円以下



74

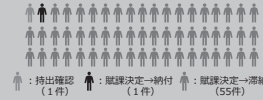
外国人旅行者向け免税制度の不正状況について

令和4年4月～令和5年3月における免税購入額について

購入金額層 (1人当たりの免税購入金額層)	免税購入出国者数	免税購入金額	構成比
100万円未満	3,664,494人	2,758億円	45.65%
100万円以上1,000万円未満	51,726人	1,105億円	18.28%
1,000万円以上1億円未満	1,838人	475億円	7.86%
1億円以上	374人	1,704億円	28.21%
合計	3,718,432人	6,042億円	-

1億円以上の購入者(374人)の
税関での賦課決定状況(R4年度)

○ 税関で捕捉し、検査を行った件数: 57件 (15.2%)



※ 賦課決定額: 約18.7億円 うち、滞納額: 約18.5億円

(注) 計表等は、対象期間に出国した者(又は出国と判定した者)に係る国税庁の免税販売管理システムに送信された購入記録情報を機械的に集計したもの。(人数は、延べ人数となる。)

【不正が疑われる者の出国時等における捕捉の課題】

- 免税購入者は、出国時に税関へ旅券を提示しなければならないが、多額の不正を行おうとする者は、**旅券提示を回避するなどにより、多くの者が税関検査を逃れているのが実態。**

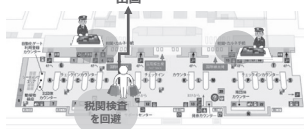
- そのため、税関においては、高額購入者を中心に航空会社との連携等により、免税購入者の捕捉に努めているところ。

※ 仮に捕捉できても、税関検査は任意であり、検査を受けないことを理由に出国を止めることができない。

- 特に、**1億円以上の高額購入者は、全てが不正を行っているとは言えないが、税関や国税当局で捕捉し、検査を行ったほぼ全ての者について、適正に国外へ持ち出している事実が確認されず、消費税が賦課決定されている。**

- また、これらの者の大宗は、納税資金を持ち合わせておらず、**ほぼ全てが滞納**となったまま、海外へ出国されている状況。

(イメージ)



75

免税店における税務リスクへの対応と外国人旅行者への影響について

- 免税店においては、疑わしい者への免税販売を避けるために、自主基準(※)を設ける業界や、やむを得ず免税販売自体を停止する事業者も出てきている。

(※) 購入商品の個数や、購入頻度等から、免税店が免税販売の可否の判断を行う基準を自主的に設定

- ⇒ **販売機会の逸失や現場トラブルに繋がっており、善良な旅行者にとっても利便性が損なわれる状況となっている。**

- 免税店の側からは、「免税店が不正利用防止の一義的な責任を負っているため、常に否認リスクを意識せざるを得ない。」「店頭での手続業務負担や心理的負担から、訪日客に対する販売サービスに専念できない。」といった声も寄せられている。

《疑わしい者への対応》

- ・ 毎日同じものを買っていて、転売目的?
- ・ 旅券の名義とお金を支払う者が違うから怪しい?



- 販売を断れば、トラブルに発展
- 販売した場合にも、税務署に否認されるリスク

- 税務リスク低減のため、窓口マニュアルを作成し、従業員教育を徹底
⇒ 現場のトラブルは増加、従業員教育にも限界あり
- 自主基準により、免税販売を抑制
⇒ 善良な旅行者の免税販売を断らざるを得ない一方で、基準を下回る水準で分割購入するなど、不正手口も巧妙化
⇒ やむを得ず免税販売を停止する免税店も存在

免税店の対応

《善良な旅行者への影響》

- ・ お土産として買いたのに免税で買えないの?
- ・ 免税でなかったため、買わなかった。
- ・ あっちの免税店では売ってくれたのに...



- 店舗によって免税購入の基準が異なりわかりづらく、トラブルにつながる
- 免税購入できず、買い物を楽しみに訪日した旅客の印象を損ねる
- ⇒ 旅行者の満足度の低下

旅行者の反応

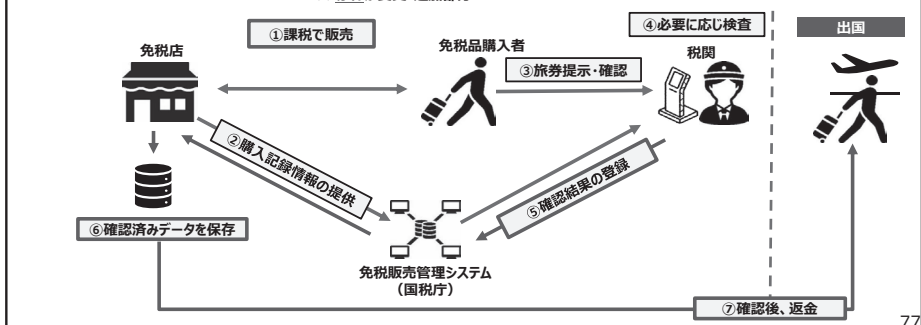
76

外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性

- 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性の向上を図ることによって、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- 他方で、免税品の横流し等の不正事例は後を絶たず、出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっており、制度の不正利用は看過できない状況。また、免税店にとっても税務リスクを抱えながら免税販売を行うことが業務負担となっている。
- こうした実態を踏まえ、早急に制度の抜本的な見直しを行う必要がある。具体的には、出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する制度（下図）に見直す。
- 検討にあたっては、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減、空港での混雑防止等にも十分留意することとし、令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得る。

持ち出し確認方式 具体的フロー（案）

※ 赤枠が変更・追加部分



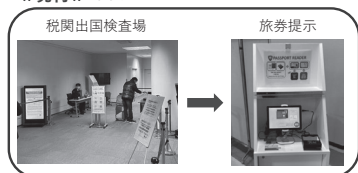
出国時における旅行者の空港での手続（案）

イメージ

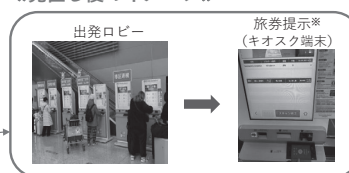
- 現行制度では空港の制限エリア内（税関出国検査場）において旅券提示※を受けた際に税関検査の要否を判定するが、「持ち出し確認方式」においては、諸外国での手続も参考にしながら、一般エリアにキオスク端末等を設置して手続を行うことを想定。
- 空港での手続による混雑緩和等の観点も含め、キオスク端末の台数の確保等について検討を進める。

※ 免税購入者は出国する際、税関長に旅券を提示しなければならない（消令18⑤）。

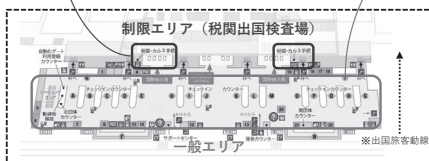
《現行》制限エリアのみ



《見直し後のイメージ》



※ 日本では免税購入記録が完全電子化されているため、欧州のようにレシート等を端末に読み込ませる手続は不要



※ 成田空港第二ターミナル出発ロビーの場合



諸外国の免税手続の概要

						
	フランス	ドイツ	オランダ	オーストラリア	UAE	韓国
税率	20%	19%	21%	10%	5%	10%
下限額	100.01ユーロ (約14,670円)	50.01ユーロ (約7,340円)	50ユーロ (約7,340円)	300ドル (約28,200円)	250ディルハム (約10,050円)	3万ウォン (約3,160円)
還付方法	現金 クレジットカード	現金 クレジットカード 銀行振込 電子決済アプリ	現金 クレジットカード 小切手	クレジットカード 銀行振込 小切手	現金 クレジットカード 電子決済アプリ	現金 クレジットカード
出国時の手続	キオスク端末で免税書類を読み取り、承認を受ける	税関に免税書類を提示し、承認を受ける ※非電子	税関に免税書類を提示し、承認を受ける ※アプリによる承認 手続を試験運用	税関に免税書類を提示し、承認を受ける ※Webやアプリで 事前申請可	キオスク端末で免税書類を読み取り、承認を受ける ※完全電子化	キオスク端末で免税書類を読み取り、承認を受ける
免税代行業者	Global Blue Detax SAS Euro Free Shopping Simply Tax Free Innova Tax Free を含め16社	Global Blue Planet Tax Free Germany Innova Tax Free のほか多数あり	Global Blue Planet Innova Tax Free が主	Global Blue ※クレジットカードの還付手続きのみ代行 Duty-Free Security Company ※特殊包装手続きを運営	Planetのみ ※免税手続きの一切（免税書類作成、税関における承認、購入物品の確認）を代行	Global Blue Global Tax Free Easy Tax Refund Cube Refund が主

出典：「新型コロナウイルス感染症収束を見据えた旅行者を対象とした消費免税制度及び手続に関する海外動向調査業務」

（令和5年3月/PwCコンサルティング合同会社）より作成

備考：1ユーロ＝146.7円、1豪ドル＝94.01円、1ディルハム＝40.2円、100ウォン＝10.53円で換算

79

2. (3) 法人税

80

成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現 (与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）

28改正

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

特に、生産性向上設備投資促進税制については、予定どおりの縮減を行うとともに、企業の投資判断の前倒しを促すよう、平成28年度末の適用期限をもって廃止するものとする。

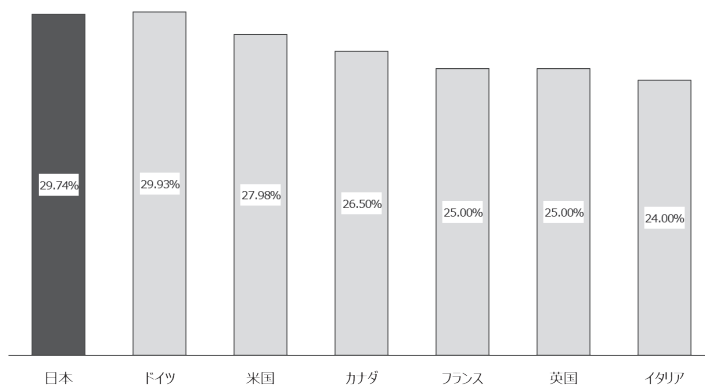
… 国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。さらに平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保（手元資金）の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保（手元資金）を活用して、投資拡大や賃上げ、さらには取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

83

諸外国における法人実効税率の比較

(2024年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。

なお、法人所得に対する割合の一部が税金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62%（2014年度（改革前））→32.11%（2015年度）、29.97%（2016・2017年度）→29.74%（2018年度～）となっている。

(注3) 英国については、最高税率（拡張利益（※）25万ポンド（4,650万円）超の企業に適用）を記載。拡張利益25万ポンド以下では計算式に基づき税率が遞減し、5万ポンド（930万円）以下は19%。

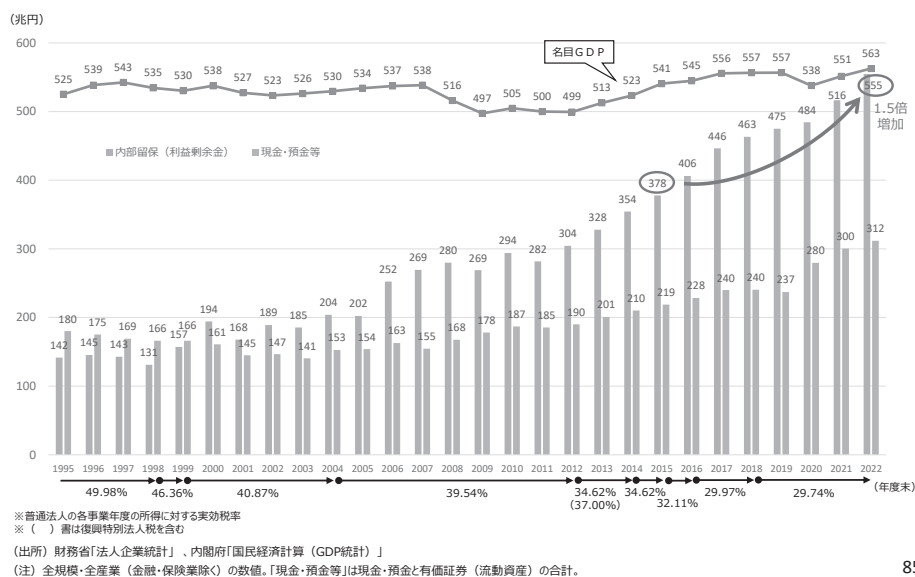
※拡張利益とは、課税対象となる利益に加えて他の会社（子会社等を除く）から受け取った適格な配当を含む額のことを指す。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝186円（裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。

(出典) 各国政府資料

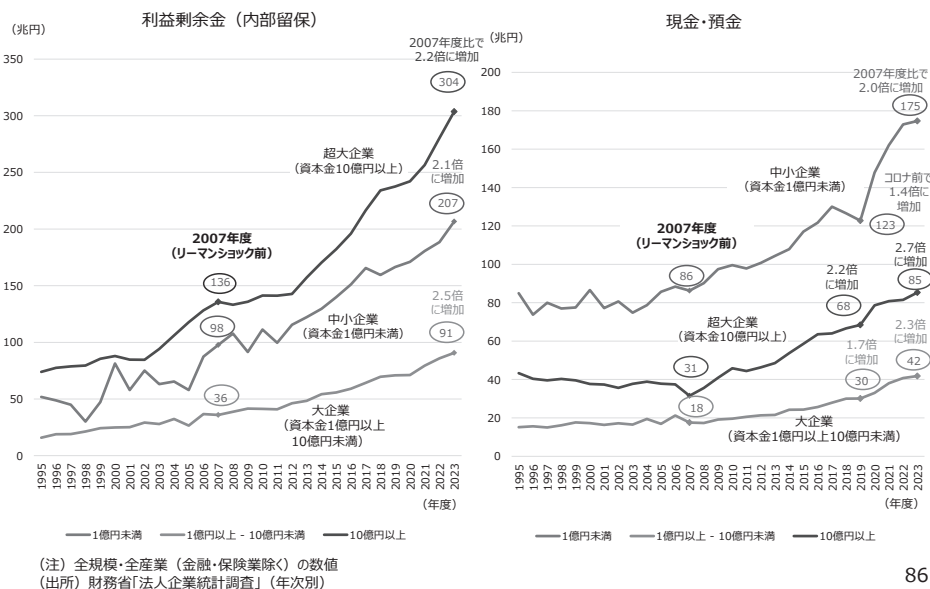
84

利益剰余金及び現金・預金等の推移



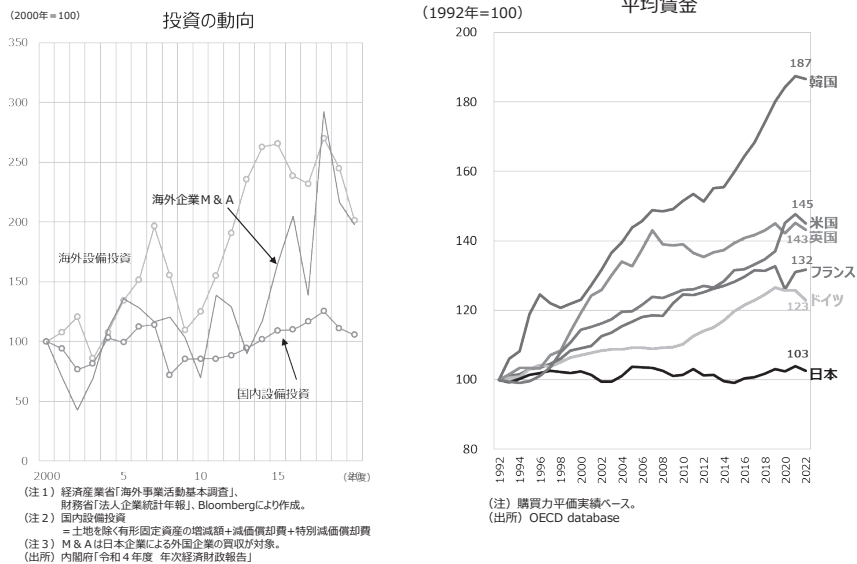
85

資本金規模別の利益剰余金と現預金の推移



86

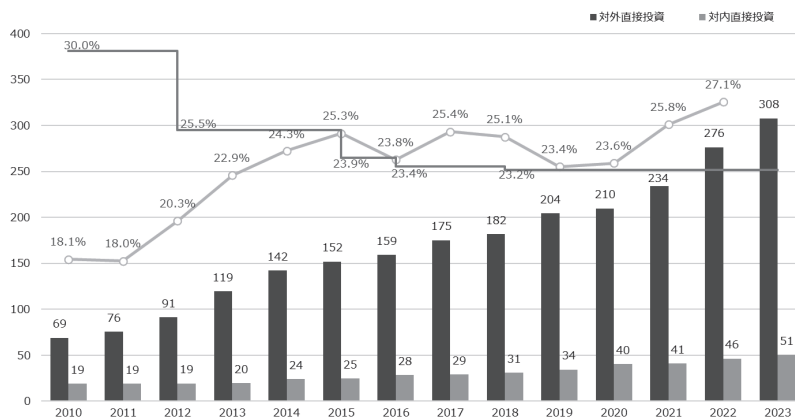
海外・国内別にみた投資の動向及び平均賃金の国際比較



87

法人税率と製造業の海外生産比率、対外・対内直接投資残高の推移

○ 法人税改革後も、製造業の海外生産比率は増加傾向にあり、対内直接投資残高よりも対外直接投資残高が圧倒的に増加している状況。



88

内閣府「日本経済レポート（2023年度）」（抜粋）

- 1990年代後半以降、有形固定資産の比率が低下するのとほぼ時期を同じくして投資有価証券の比率が上昇傾向で推移しており、2010年代後半には両者の比率が逆転するに至っている。このことは、過去四半世紀ほどの期間において、**企業部門は、国内での設備投資を抑制する一方で、より市場の拡大が見込まれる海外において、現地法人の設立やM&A等による生産・販売拠点の拡大に積極的に取り組んできたことを示している。**企業規模別にみると、こうした動きは主として大・中堅企業において顕著であり、**海外向け投資の拡大が、配当金を通じた営業外収益の増加という形で、経常利益を支えてきた面がある。**
- また、総資産に対する現金・預金の比率についても、2000年代半ばから上昇に転じている。企業規模別にみると、大・中堅企業においても緩やかに増加しているが、特に、1990年代後半以降の中小企業における現金・預金の蓄積が著しいことがわかる。規模が小さく経営資源に制約がある中小企業では、一般的に、大・中堅企業に比べて海外展開が難しく、したがって、投資有価証券よりは現金・預金での蓄積が進んだものと考えられる。こうした現金・預金の蓄積により、企業の短期的な支払能力を計る尺度である手元流動性も2000年代半ば以降上昇している。収益の増加に比して貸金や国内向け投資を抑制してきた結果であるほか、リーマンショックやコロナ禍によって売上が急減するなど経済的な危機を経験する中で、手元流動性を多く確保しておくといった企業行動も表れていると考えられる。
- このように、企業は**自己資本の増加を通じて財務基盤を強化**する中で、資金の運用面では、**海外投資（投資有価証券の増加）と現金・預金を拡大**させる一方、**国内向け設備投資（土地を除く有形固定資産）は総じて抑制**してきた。

89

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抜粋）

自由民主党
公明党**2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進****（4）税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」**

わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成28年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率20%台の実現を目指し、平成27年度から平成30年度にかけて実効税率ベースで4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て30年間横ばいと他の先進国と比べて低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比べて大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いコッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。

こうした状況に鑑みれば、**令和4年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。**わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り回けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。（中略）

OECD／G20「BEPs包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、**世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」（Race to the bottom）に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レバニー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。**

90

(2) EBPM

令和4年度 租税特別措置の適用実態調査報告書（令和6年通常国会提出）のポイント

対象措置数：81措置（令和3年度81措置）、適用法人数：146.2万法人（令和3年度142.4万法人）

措置の種類 (措置数)	適用件数 (前年度比)	適用額 (前年度比)	(参考) 増減要因となる 主な措置	適用額 (前年度比)	減収額試算	制度改正の状況
法人税率の特例 (2措置)	106.8万件 (+3.3万件)	4兆4,357億円 (+1,420億円)	中小法人等の軽減税率	4兆4,020億円 (+1,487億円)	1,761億円	—
税額控除 (17措置)	27.1万件 (+8.3万件)	1兆3,289億円 (+3,852億円)	賃上げ促進税制 (人材確保等促進税制等を含む)	5,150億円 (+2,720億円)	5,150億円	令和3年度改正：改組・縮減 令和4年度改正：改組・拡充
			研究開発税制	7,636億円 (+1,109億円)	7,636億円	令和3年度改正：縮減・拡充 令和4年度改正：縮減
			D X・C N投資促進税制 (一部)	78億円 (+74億円)	78億円	令和3年度改正：創設 令和4年度改正：縮減
			中小企業経営強化税制 (一部)	120億円 (+5億円)	120億円	令和3年度改正：縮減・拡充
			中小企業投資促進税制 (一部)	189億円 (+4億円)	189億円	令和3年度改正：縮減・拡充
特別償却 (27措置)	3.9万件 (▲0.4万件)	8,369億円 (+70億円)	中小企業経営強化税制 (一部)	5,005億円 (+120億円)	772億円	令和3年度改正：縮減・拡充
			特定船舶の特別償却	755億円 (+102億円)	44億円	令和3年度改正：縮減
			D X・C N投資促進税制 (一部)	12億円 (+12億円)	3億円	令和3年度改正：創設 令和4年度改正：縮減
			中小企業投資促進税制 (一部)	1,814億円 (▲120億円)	274億円	令和3年度改正：縮減・拡充
準備金 (11措置)	0.4万件 (+0.02件)	6,575億円 (+1,069億円)	保険会社等の異常危険準備金	2,541億円 (+462億円)	521億円	令和4年度改正：縮減・拡充

(注1) 対象措置数81措置は、上記の合計57措置に上記の種類に該当しない措置（土地税制等）35措置を加え、税額控除と特別償却の選択制の11措置を除いたもの。
(注2) 本報告書における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算した**全体の減収額は、2兆3,015億円程度**。

賃上げ促進税制の適用実績等

＜適用額実績＞

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)
全体	▲2,430億円	▲5,150億円
大企業 (見直し前)	▲711億円	▲2,494億円
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円

＜令和6年度改正後（平年度）＞

	改正後 (見込み)	改正増減収
全体	▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 (見直し後)	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

*上記の中小企業には個人事業主分を含む。

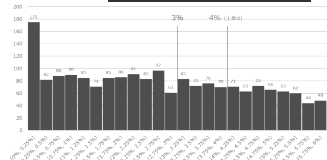
(注) 令和6年度改正では、見直し前の大企業（資本金1億円超）のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。

給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析・計量分析

公的統計

- 有識者の助言を得ながら、賃上げのインセンティブ効果を確認するために、給与総額の伸び率について法人数の分布（ヒストグラム）を作成。適用要件をぎりぎり満たすための給与総額の引上げ等を示唆する法人数の偏り（パンチング）が見られないかを確認。
- 法人企業統計（H30～R4）を用いたヒストグラムでは、一部、適用要件を超える位置でのパンチング（≒企業行動の変化）の可能性が見受けられた。
- 賃上げのインセンティブ効果確認のため、有識者の意見を踏まえ、利用可能な統計データを用いた計量分析を試行。
- 先行研究等を参考に、一定の仮定を置き、法人企業統計の個社データを用いた分析を実施。賃上げ税制の適用要件を満たす企業について、労働分配率が増加する傾向が見られたが、因果関係の特定には課題。
- マクロデータを用いた賃金の決定要因の分析において、賃上げ税制の制度創設前後の期間で賃金上昇率に違いが見られるかを簡易に測定。統計的に有意な差は確認できなかった。

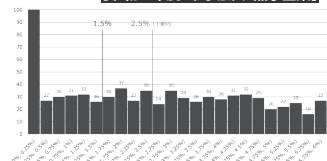
【令和4年度・大法人・黒字企業】



(注) 法人企業統計上、取得可能な資本金1億円超の黒字法人（5,499法人）のデータのうち、従業員給与と賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム ※データの制約上、全従業員の給与と賞与の伸び率で代替。

継続雇用者の給与総額：
(基本要件)
対前年度増加率 3%以上
(上乗せ要件)
対前年度増加率 4%以上

【令和4年度・中小法人・黒字企業】



(注) 法人企業統計上、取得可能な資本金1億円以下の黒字法人（3,142法人）のデータのうち、従業員給与と賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム

(出所) 財務省「法人企業統計調査（年報）」（金融・保険業を除く）を基に作成

全雇用者の給与総額：
(基本要件)
対前年度増加率 1.5%以上
(上乗せ要件)
対前年度増加率 2.5%以上

マクロデータによる賃金の決定要因分析

景気循環のほか、労働市場の変化等の
構造的要因が大きく影響

賃金上昇率 = $\alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$

説明変数	係数	t値
賃上げ税制の措置期間	0.23	0.35
物価上昇率（1期前）	0.19**	2.25
失業率（ギャップ）	-0.71***	-3.44
失業率の変化	-0.33	-1.60
労働生産性成長率	0.51**	2.50
パートタイム比率	-0.00	-0.23
パートタイム変化	-0.73***	-5.86

(注1) サンプル期間は1995Q1-2022Q2。
(注2) **,***はそれぞれ有意水準率10%,5%,1%を示す。
(注3) 賃上げ税制の措置期間はダミー変数による制度導入（2013年）前後の比較。
(注4) 上記変数の加えて消費増税、世界金融危機、コロナ危機のダミー変数を用いている。

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抜粋）

自由民主党
公明党

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

1. 構造的な賃上げの実現

（4）その他考慮すべき課題

租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、税制の「公平・中立・簡素」の基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。このため、新たな租税特別措置の創設や拡充を行う場合は、財源を確保することに加え、いたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮すべきである。具体的には、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うこととする。また、存置するものについては、各措置の政策意義、効果、性質等に応じ適切な適用期限を設定することとする。

こうした取組みの実効性を高めるためには、政策効果の検証の質的向上が不可欠であり、税制改正要望を行う省庁のみならず、税制当局においてもE B P Mの徹底に不断に取り組んでいくことが重要である。

とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆる「インセンティブ措置」については、従来にも増して厳格にその効果を立証することが求められる。政策税制が単なる事後的なメリットとして存置されている事態を回避し、真にインセンティブ措置として機能することを目指す観点から、客観的なデータに基づく分析・検証が行われるべきである。令和6年度税制改正においては、これまでの賃上げ促進税制の政策効果について統計的・計量的な分析がなされ、それに基づく改正の議論が行われ、改正内容にも反映されたところであるが、今後もこの取組みをさらに発展させ、データの充実を含めたE B P Mの取組みを着実に強化・進展させていく必要がある。税制調査会においては、その状況を毎年確認し、取組みを加速化させていくこととする。

95

令和6年度末までに適用期限が到来する法人税関係特別措置

- ・ 中小企業者等の法人税率の特例
- ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）
- ・ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の税額控除
- ・ 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（企業版ふるさと納税制度）
- ・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の税額控除（中小企業経営強化税制）
- ・ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（5G導入促進税制）
- ・ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除【D X 投資促進税制】
- ・ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
- ・ 特定事業継続力強化設備等の特別償却（計画の認定期限）
- ・ 共同利用施設の特別償却
- ・ 特定地域における産業振興機械等の特別償却【半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域に係る措置】
- ・ 医療用機器等の特別償却
- ・ 保険会社等の異常危険準備金【積立率の特例】
- ・ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金
- ・ 農業経営基盤強化準備金
- ・ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例
- ・ 沖縄関係税制：9項目
- 【①観光地形成促進地域（税額控除）、②情報通信産業振興地域（税額控除）、③情報通信産業特別地区（所得控除）、④産業イノベーション促進地域（税額控除・特別償却）、⑤国際物流拠点産業集積地域（税額控除・特別償却）、⑥国際物流拠点産業集積地域（所得控除）、⑦経済金融活性化特別地区（税額控除・特別償却）、⑧経済金融活性化特別地区（所得控除）、⑨沖縄の離島地域（特別償却）】

計 25項目

96

2. (4) 国際課税

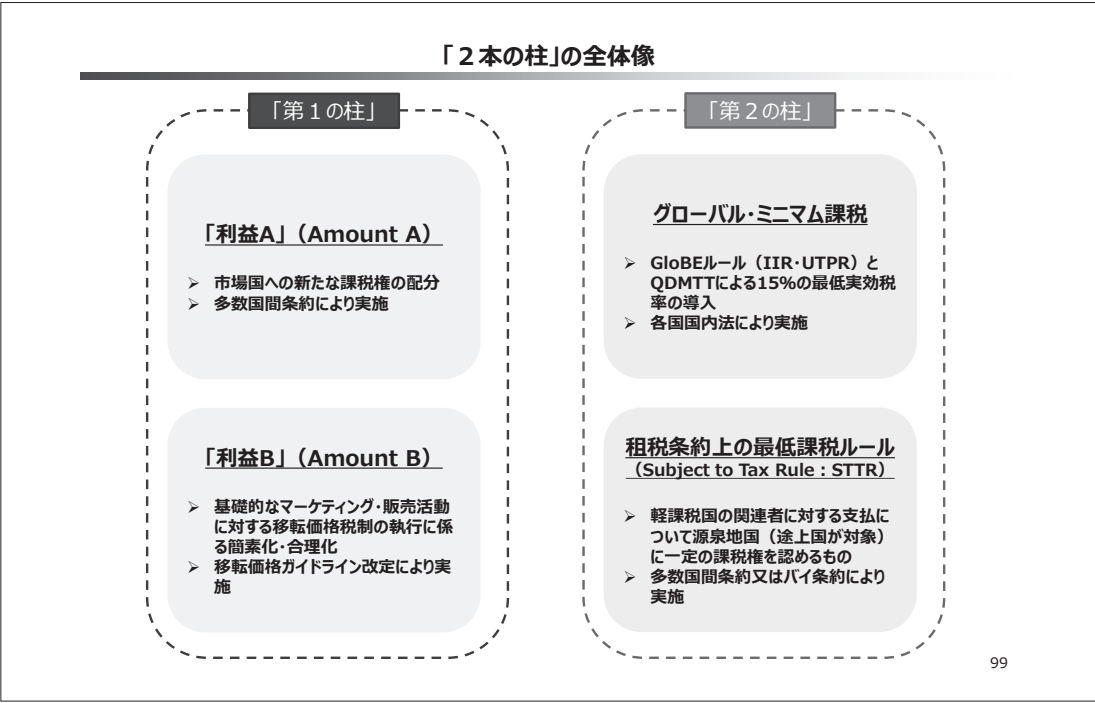
国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」2本の柱について

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は147か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月、2本の柱による解決策に合意。
- 2023年7月、交渉成果をアウトカム・ステートメントとして公表（142か国・地域が合意）。

現在の状況

- 「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）
 - 2023年10月、「第1の柱」の多数国間条約の案文を公表。
 - 早期署名開放を目指し、交渉が継続中。
- 「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）
 - 国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。
 - 日本においては、所得合算ルール（IIR）を法制化済。軽減税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）についても順次法制化を予定。



「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」の概要		
2024年7月25・26日開催のG20財務大臣・中央銀行総裁会議（議長国：ブラジル）において、「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」が採択された。宣言の主な内容は以下の通り。 1. 「2本の柱」の解決策の最終化及び迅速な実施へのコミットメントを確認。 2. 国際租税協力に関する国連枠組条約の交渉に向けた指針の議論にあたっての留意点として、広範なコンセンサスの重要性等を指摘。 3. 不平等を正を含む持続可能な開発目標（SDGs）達成のための方策として、国内資金動員（DRM）の向上、累進課税の強化、超富裕層への効果的な課税の促進^(注)等を提案。		
	基本的な考え方	今後の対応の方向性
2本の柱	「2本の柱」の解決策の最終化及び迅速な実施に向けたコミットメントを確認。 - 第1の柱の交渉は、多数国間条約の署名開放を可能とするため、移転価格税制の執行の簡素化・合理化（利益B）の枠組みの残る論点の解決により、迅速な妥結を奨励。 - 第2の柱の実施は、利益移転と法人税率引下げ競争の可能性を限定し、国際課税を取り巻く状況を安定化させる。	- 可能な限り早期に多数国間条約に署名するため、第1の柱の迅速な最終化に引き続きコミット。 - 第2の柱のグローバル・ミニマム課税（GloBE）ルールの実施を支援。
国連枠組条約交渉に向けた議論	他の国際機関における既存の成果、プロセス、進行中の作業を基礎とし、不必要な努力の重複を避けるよう努める。	①広範なコンセンサスに達することによる包括的で効果的な国際租税協力の促進、②合意に達しやすい課題を優先、③DRMの向上と能力開発に焦点を当てることの重要性を強調。
SDGs達成のための方策	- 累進課税は、国内の格差を是正し、SDGsの達成を促進するための重要な手段。国内税制改革と国際租税協力は、効果的で公平かつ累進的な税政策を推進するために重要。 - 租税回避や脱税は依然として課題であり、暗号資産や不動産に関連する情報を含め、税の透明性を高めることが重要。 - 各国は、税の能力開発の促進等による、税執行の有効性の向上のために取り組む。	- 各国の課税主権を尊重しつつ、超富裕層への効果的な課税^(注)のために協力し、G20等で議論を継続。 暗号資産の報告制度等の迅速な実施及び税目的の不動産関連の情報を自主的に交換する可能性をOECDで検討。 - 技術支援の強化はDRMの促進に不可欠であり、税の能力開発の枠組強化を求める。

(注) 仏経済学者ズクマン氏は、超富裕層に対するグローバル・ミニマム課税（世界総資産10億ドル超を保有する個人を対象とし、対資産額最低2%を課税）の導入を提案。

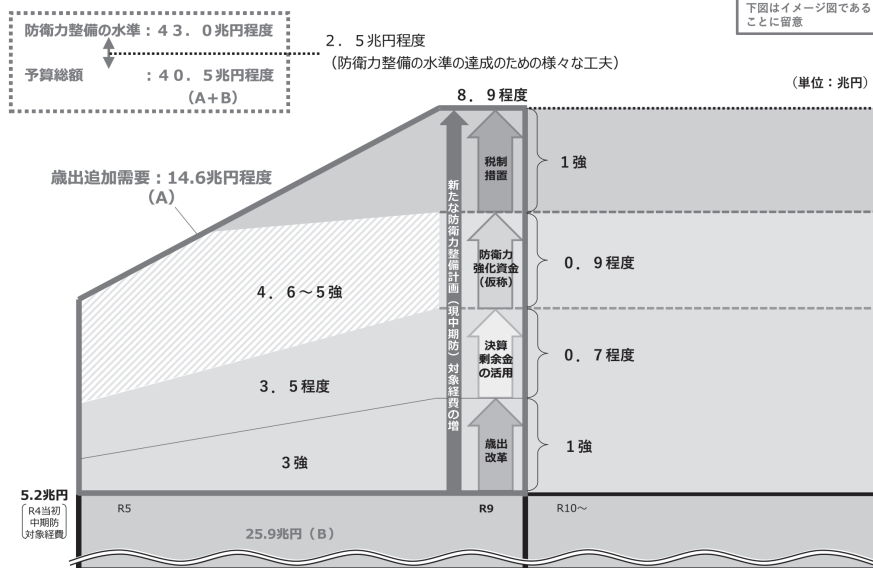
100

2. (5) 防衛財源

新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

令和4年12月16日 政府与党政策懇談会資料

下図はイメージ図である
ことに留意



令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年12月22日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和 5 年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、**たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし**、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。**その上で、国税のたばこ税率を引き上げることし**、課税の適正化による増収と合わせ、3 円／1 本相当の財源を確保することとする。

あわせて、令和 5 年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を**令和 6 年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。**

（参考）令和 5 年度税制改正の大綱（令和 4 年12月23日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和 9 年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和 9 年度において、1 兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率 4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率 1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を 1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3 円／1 本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。以上の措置の施行時期は、令和 6 年以降の適切な時期とする。

103

加熱式たばこの税負担割合等

商品例	小売定価	換算本数 (1000本換算)	たばこ税額	割合 (紙巻たばこ比)	消費税額	合計税額
商品A	580円	17.1本 (5.4g)	261.1円	86%	52.7円	313.8円
商品B	430円	15.1本 (5.9g)	229.7円	75%	39.1円	268.8円
商品C	500円	15.2本 (5.0g)	231.7円	76%	45.5円	277.1円
商品D	580円	14.3本 (3.1g)	217.3円	71%	52.7円	270.0円
【参考】 紙巻たばこ (メックス)	580円	1箱20本	304.9円	100%	52.7円	357.6円

（注）たばこ税額は、令和 6 年 4 月現在の税率による国たばこ税（たばこ税・たばこ特別税）と地方たばこ税の合計（国と地方のたばこ税の割合は 1：1）である。

3. 政府税制調査会

105

政府税制調査会への諮問（令和6年1月25日）

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したこれからの税制のあり方について審議を求める。



出典：首相官邸ホームページ

106

政府税制調査会 委員・特別委員

(令和6年4月1日現在)

【委員】

足立 泰美 甲南大学経済学部教授
 飯島 淳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
 翁 百合（会長） ㈱日本総合研究所理事長
 奥平 寛子 同志社大学大学院ビジネス研究科准教授
 笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 梶川 融 太陽有限責任監査法人会長
 國頭 英夫 日本赤十字社医療センター化学療法科部長
 熊谷 亮丸 ㈱大和総研副理事長
 權丈 善一 慶應義塾大学商学部教授
 清家 篤（会長代理） 日本赤十字社社長／慶應義塾学事顧問
 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
 刀祢館久雄 公益社団法人日本経済研究センター研究主幹
 中 空 麻奈 BNPパリバ証券㈱グローバルマーケット統括本部副会長
 矢田 俊彦 ㈱読売新聞グループ本社社長室総務
 吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科教授

【特別委員】

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
 秋池 玲子 ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表
 阿部 貴明 丸源飲料工業㈱代表取締役社長
 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授
 石山 志保 大野市長
 伊集守 直 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
 太田 直樹 税理士
 岡村 忠生 京都大学名誉教授
 河野 俊嗣 宮崎県知事
 櫻井 彩乃 一般社団法人GENCOURAGE代表
 佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
 佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科教授
 武田 洋子 ㈱三菱総合研究所執行役員 兼 研究理事 シンクタンク部門長
 寺井 公子 慶應義塾大学経済学部教授
 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授
 仲田 泰祐 東京大学大学院経済学研究科、公共政策大学院准教授
 増井 良啓 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
 宮永 俊一 三菱重工業㈱取締役会長
 諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授
 山口 利恵 東京大学大学院情報理工学系研究科准教授
 芳野 友子 日本労働組合総連合会会長

107

政府税制調査会における専門家会合

政府税制調査会で挙げられた意見等を踏まえ、今後の総会で扱うとされるテーマについて、総会における議論を効率的に行う観点等から、その議論の素材を整理するため、以下の専門家会合の設置・開催が6月4日に行われた第3回税制調査会において、提案され、了承された。

○『税制のEBPMに関する専門家会合』

(想定されるテーマ)

税制における客観的データに基づく有効性等の検証に関する議論

○『活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合』

(想定されるテーマ)

活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制の構築を目指す観点からの関連制度に関する議論

○『経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合』

(想定されるテーマ)

税務手続や適正・公平な課税・徴収のあり方や、経済社会のデジタル化を踏まえた税務・税制のあり方についての議論

108

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

地方財政・地方税制の現状と課題	93
目次	93
（1ページ）総論：地方財政・地方税制の現状と課題	94
（2ページ）令和7年度の地方財政の課題	94
（3ページ）令和7年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】	95
（4ページ）令和7年度地方交付税の姿（概算要求）	95
（5ページ）国税・地方税の税収内訳（令和6年度地方財政計画額）	96
（6ページ）令和5年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）	96
（7ページ）地方税収（地方財政計画ベース）の推移	97
（8ページ）各論①：個別地方税制の現状と課題	97
（9ページ）1. 地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築	98
（10ページ）地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築	98
（11ページ）地方税制の基本的考え方	99
（12ページ）地方団体の財政状況	99
（13ページ）人口一人当たりの税収額の指数（令和4年度決算額）	100
（14ページ）経済社会構造の変化①人口動態	100
（15ページ）経済社会構造の変化②経済情勢	101
（16ページ）与党税制改正大綱・骨太の方針における地方税体系に係る記述	101
（17ページ）2. ふるさと納税	102
（18ページ）ふるさと納税制度とは	102
（19ページ）ふるさと納税制度の見直し（指定制度の導入）について【令和元年6月～】	103
（20ページ）ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国計）	103
（21ページ）ふるさと納税の受入額及び受入件数（都道府県別）	104
（22ページ）ふるさと納税を募集する際の用途の選択	104
（23ページ）ふるさと納税の募集に要した費用（全団体合計額）	105
（24ページ）ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移（全国計）	105
（25ページ）ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況	106
（26ページ）（参考）令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体	106
（27ページ）（参考）令和6年度課税における市町村民税控除額の多い20団体	107
（28ページ）ふるさと納税の指定基準の見直し【令和6年6月28日付け告示第203号】	107
（29ページ）3. 車体課税	108
（30ページ）自動車に対する課税関係	108
（31ページ）車体課税の課税イメージ	109
（32ページ）車体課税（地方税）の税収推移	109
（33ページ）地方財源における車体課税	110
（34ページ）令和6年度与党税制改正大綱（抄）（自動車関係諸税部分）	110
（35ページ）自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税（車体課税＋燃料課税）の状況	111

(36ページ)	電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方	111
(37ページ)	各論②：地方税務手続の電子化	112
(38ページ)	地方税における税務手続のデジタル化	112
(39ページ)	地方税務手続のデジタル化のあゆみ	113
(40ページ)	eLTAX（エルタックス）について	113
(41ページ)	地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移	114
(42ページ)	eLTAXを通じた申告・申請等に係る対象手続の拡大	114
(43ページ)	地方税共通納税システムについて	115
(44ページ)	地方税統一QRコード（eL-QR）の活用による地方税の電子納付について	115
(45ページ)	地方公金に係るeLTAX経由での納付（令和6年度税制改正）	116
(46ページ)	地方税務手続の「デジタル完結」に向けて	116
(47ページ)	納税通知書等の電子的送付について	117
(48ページ)	源泉徴収票の提出方法等の見直し	117

地方財政・地方税制の現状と課題



第76回 租税研究大会

令和6年9月18日

総務省 自治税務局長 寺崎 秀俊

<目次>

総論：地方財政・地方税制の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

各論①：個別地方税制の現状と課題

1. 地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築・・・・・・ 9

2. ふるさと納税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

3. 車体課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

各論②：地方税務手続の電子化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37



総論：地方財政・地方税制の現状と課題

1

令和 7 年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 地域経済の好循環・持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、地方団体が、DX・GXの推進、人への投資、地方への人の流れの強化、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保等

- (1) 社会保障関係費や人件費等の増加が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「経済・財政新生計画」等を踏まえ、経済・物価動向等に配慮しながら、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) こども・子育て政策については、国と地方が車の両輪となって取り組むことができるよう、「こども未来戦略」等を踏まえ、引き続き地方財源を適切に確保。
- (3) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行を抑制。
- (4) 地方分権推進の基盤となる地方税の充実確保とともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組。

3. 地域DXの推進と財政マネジメントの強化

- (1) フロントヤード改革やマイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、自治体情報システムの標準化・共通化、情報セキュリティの強化、デジタル人材の確保、デジタル実装の全国展開などにより、地域DXを更に推進。
- (2) 複数団体での取組を含めた公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、水道・下水道の広域化・耐震化、公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

2

令和 7 年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(通算収支分)						(単位:億円)					
区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方	区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳入	地方税等	45.5	47.1	1.6	3.5	歳出	給与関係経費	20.2	20.8	0.6	2.9
	地方税	42.7	44.2	1.5	3.5		退職手当以外	19.2	19.7	0.6	3.1
	地方譲与税	2.7	2.9	0.1	4.5		退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0
	地方特例交付金等	1.1	0.2	△0.9	△83.0		一般行政経費	43.7	45.3	1.6	3.7
	地方交付税	18.7	19.0	0.3	1.7		補助	25.1	26.4	1.3	5.1
	国庫支出金	15.8	16.8	1.0	6.6		単独	15.4	15.7	0.3	2.0
	地方債	6.3	6.6	0.3	5.1		国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	1.9
	うち臨時財政対策債	0.5	0.8	0.3	70.4		デジタル田園都市国家構想事 業費	1.3	1.3	0.0	0.0
	その他	6.3	6.3	0.0	0.0		地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	計	93.6	96.0	2.3	2.5		地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0
うち一般財源	65.7	67.0	1.3	2.0	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0		
うち(水準超経費除き)	62.7	63.9	1.2	1.9	投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.0		
一般財源					直轄・補助	5.6	5.6	0.0	0.0		
					単独	6.4	6.4	0.0	0.0		
					維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.0		
					公営企業繰出金	2.3	2.3	△0.0	△0.1		
					公債費	10.9	10.9	0.0	0.4		
					水準超経費	3.0	3.1	0.1	2.3		
					計	93.6	96.0	2.3	2.5		
					うち一般歳出	78.5	80.7	2.2	2.8		

注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方については「令和7年度 地方交付税の概算要求の概要」とのとおりである。

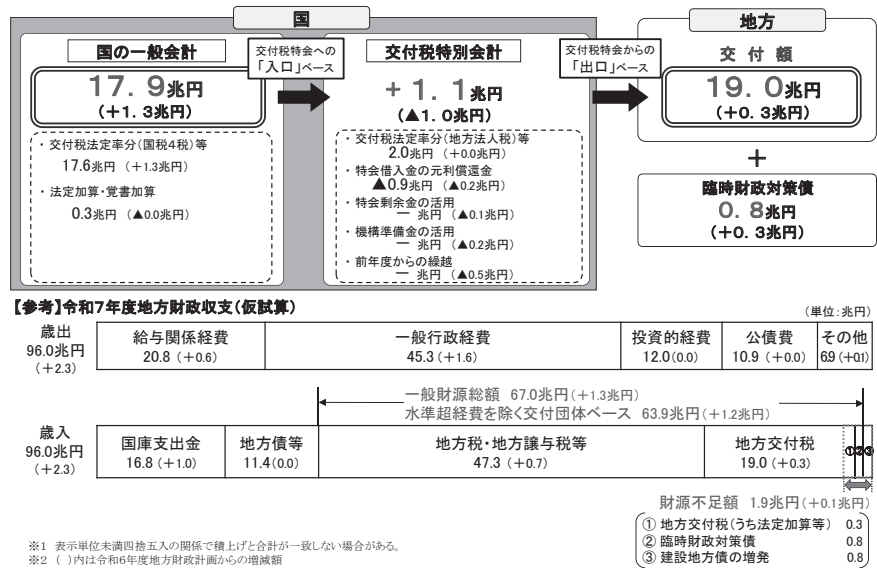
2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。

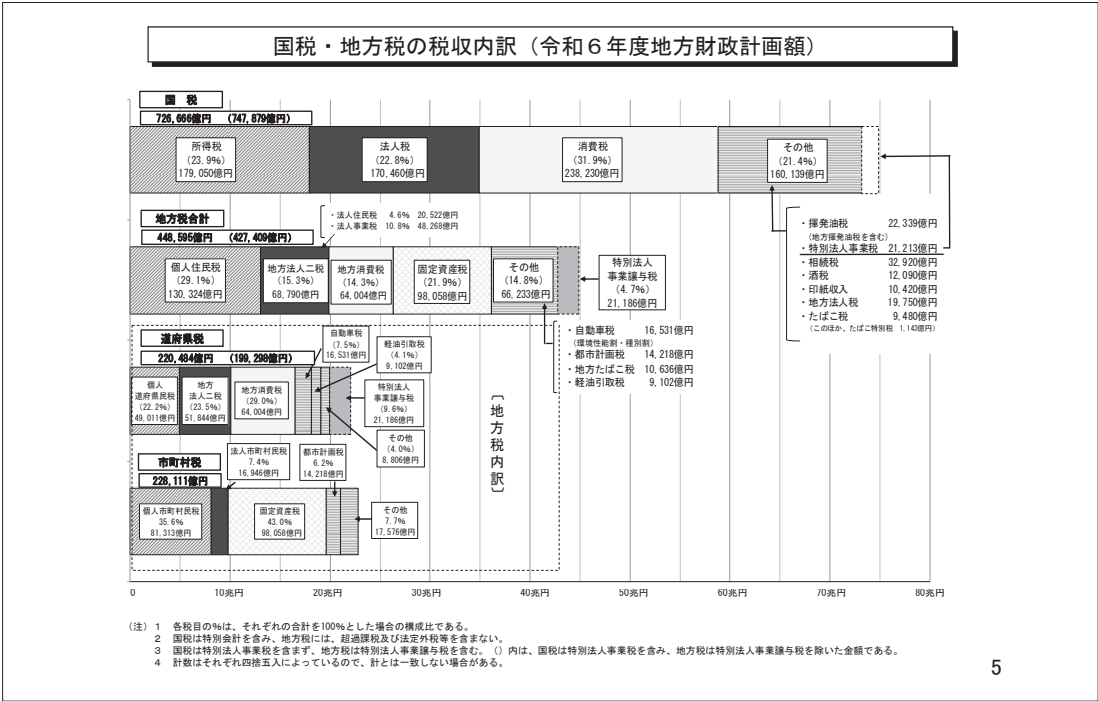
3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、地域デジタル社会推進費(マイナンバーカードの活用特別分)及び緊急夜速推進事業費の取扱いも含め、「令和7年度の地方財政の課題」、経済・物価動向、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

令和 7 年度 地方交付税の姿 (概算要求)

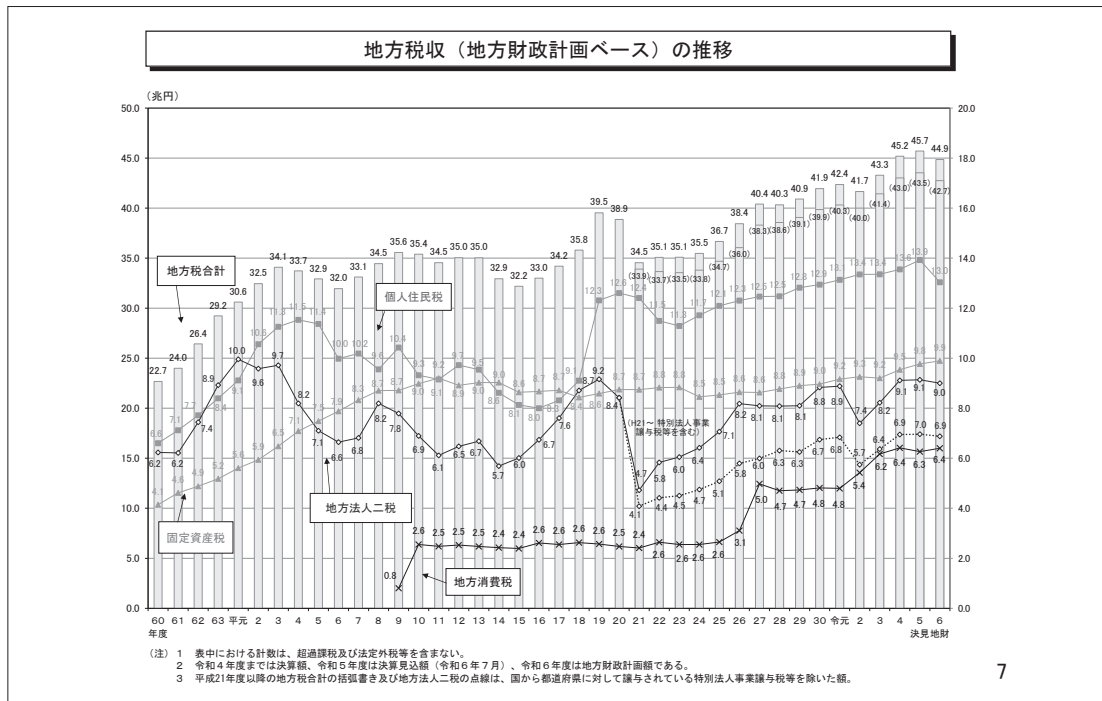




令和5年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）						
(単位:兆円)						
	令和4年度 決算額	令和5年度 地財計画額	令和5年度 決算見込額 (令和5年7月)			令和6年度 地財計画額
	①	②	③	対R4決算 (③-①)	対R5地財 (③-②)	
個人住民税	13.6	13.6	13.9	+0.4	+0.4	13.0
地方法人二税 (特別法人事業譲与税を含む)	9.1	8.7	9.1	+0.0	+0.5	9.0
うち特別法人 事業譲与税	2.2	2.0	2.2	+0.0	+0.2	2.1
地方消費税	6.4	6.6	6.3	▲0.2	▲0.3	6.4
固定資産税	9.5	9.7	9.8	+0.2	+0.1	9.8
その他	6.6	6.5	6.6	+0.0	+0.1	6.6
地方税計 (特別法人事業譲与税を含む)	45.2	45.0	45.7	+0.5	+0.8	44.9
地方税計 (特別法人事業譲与税を除く)	43.0	42.9	43.5	+0.5	+0.6	42.7

(注) 1. 令和5年度決算見込額(令和6年7月)は、地方公共団体からの速報値を集計したものである(最終的な決算額とは異同が生じることがある)。
2. 表中の計数は、超過課税分、法定外税等を含んでいない。
3. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

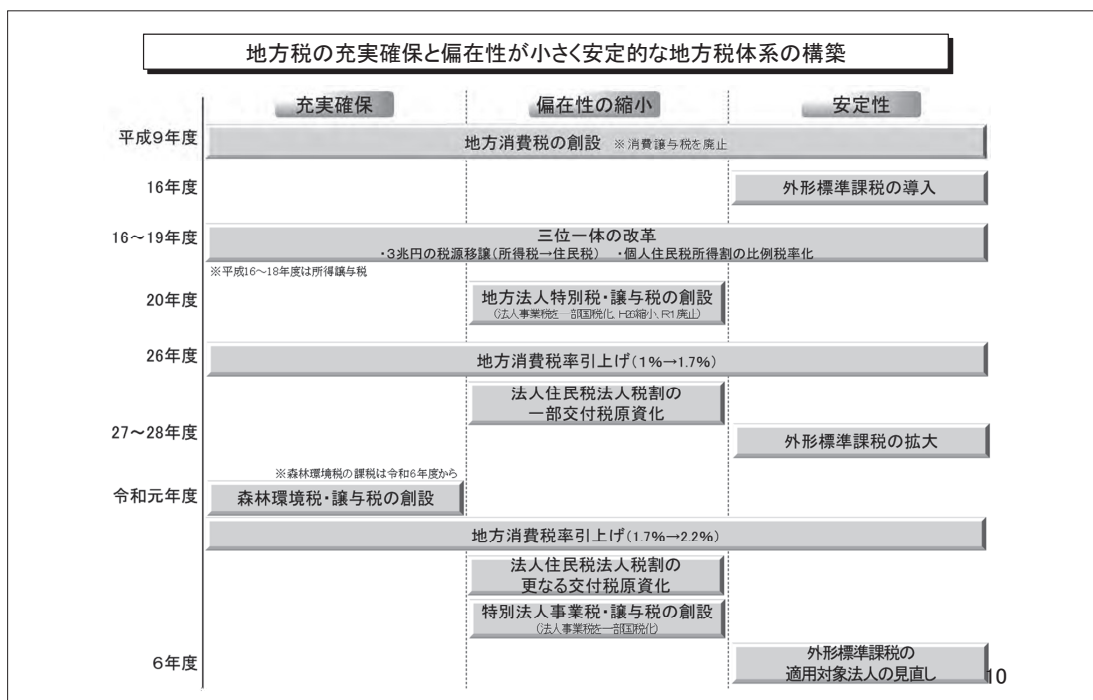
6



各論①：個別地方税制の現状と課題

1. 地方税の充実確保と偏在性が小さく 安定的な地方税体系の構築

9



地方税制の基本的考え方

○政府税制調査会答申『わが国税制の現状と課題』(抄)(令和5年6月30日)

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

I. 租税の役割と基本的考え方

4. 租税制度の基本原則 (地方税原則)

(前略) 地方公共団体は、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があることから、そうした経費を賄う**地方税は、税収が景気変動に左右されず、毎年度の税収が安定しており、また、税源が地域的に偏在することなく、普遍的に存在する方が望ましい**と言えます。(中略)

地方公共団体が地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営に必要となる一般財源を確保する必要があります。その際、できるだけ自らの財源である地方税によって必要となる財源を賄うことが理想であり、地方税の意義や役割等について広く地域住民の理解を得る必要があります。厳しい地方財政の状況を踏まれば、**引き続き、地方税の充実確保が求められます。一方、地域的に税源の偏在があれば、地方税の充実を図ると財政力格差が拡大することには留意が必要**です。したがって、これまでも当調査会の累次の答申で提言してきたとおり、**地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進め、持続可能な地方税財政基盤を構築することが必要**です。

11

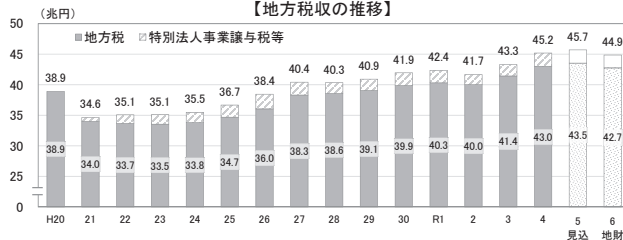
地方団体の財政状況

○リーマンショック以降、地方税収は増加基調で推移。

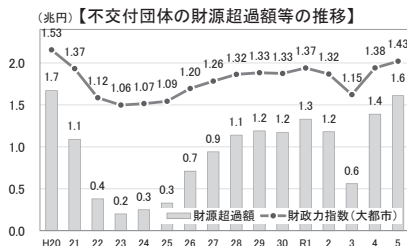
○地方税収の増加に伴い、不交付団体(都道府県)の財源超過額[※]及び基金残高も高い水準で推移。

※普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額

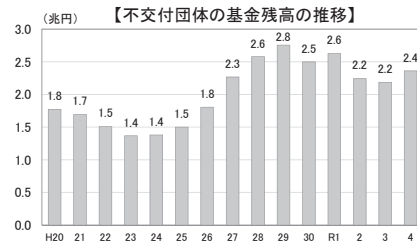
【地方税収の推移】



【不交付団体の財源超過額の推移】

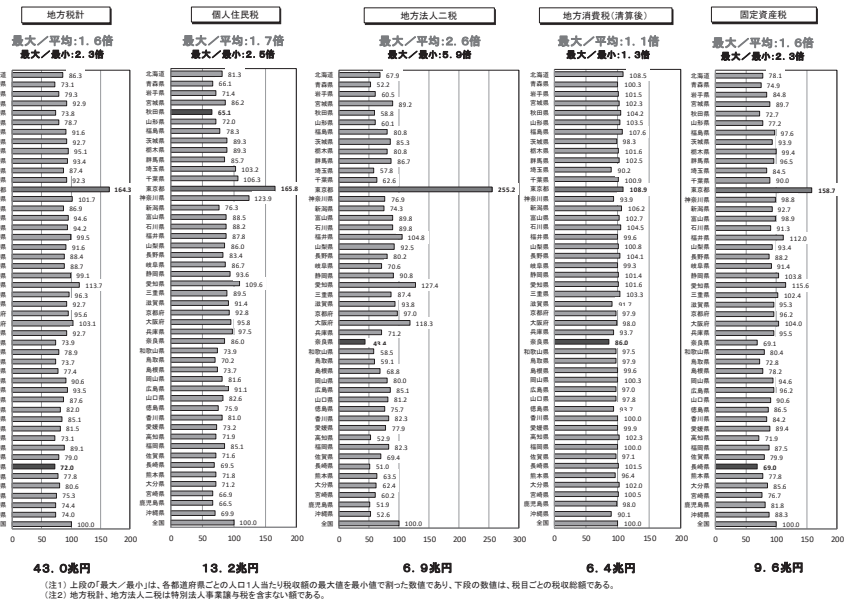


【不交付団体の基金残高の推移】



12

人口一人当たりの税収額の指数（令和4年度決算額）

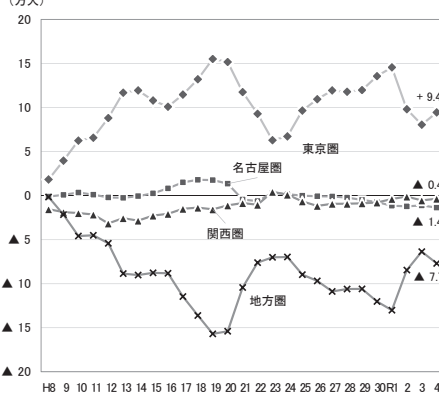


13

経済社会構造の変化 ①人口動態

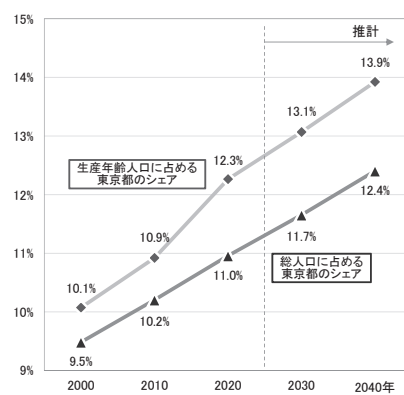
- 都市圏別の転入・転出超過数をみると、東京圏への転入超過は継続。他都市圏は全て転出超過。
- わが国の総人口が減少していく中で、総人口・生産年齢人口に占める東京都シェアは増加していく見込み。

【人口の転入超過数(日本人移動者)】



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

【東京都の人口シェアの推移】



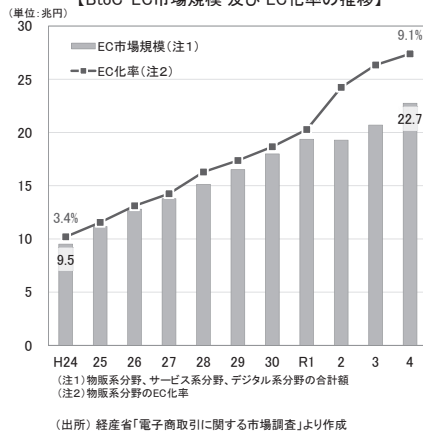
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所
「人口統計資料集(2023年改訂版)」より作成

14

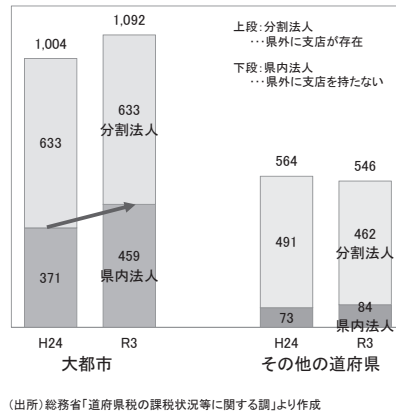
経済社会構造の変化 ②経済情勢

- インターネット取引等、店舗を必要としない事業形態が拡大。
- 大都市において、資本金100億円以上の大法人の本店等が増加。
その中でも、大都市外に支店を持たず当該団体のみに納税する法人（県内法人）が増加。

【BtoC-EC市場規模 及び EC化率の推移】



【大法人の本店等所在数の推移（資本金100億円以上）】



15

与党税制改正大綱・骨太の方針における地方税体系に係る記述

○ 令和6年度与党税制改正大綱(令和5年12月14日、自由民主党・公明党)

第一 令和6年度の税制改正の基本的考え方等

過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)

東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

16

2. ふるさと納税

ふるさと納税制度とは

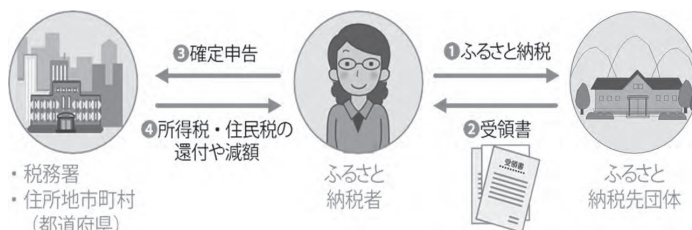
制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。

【ふるさと納税の流れ(イメージ)】



ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

法律改正前

- 地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、
住民税及び所得税から軽減
 - ・実質2,000円の負担で、納税先を
選択可能

返礼品競争
の過熱

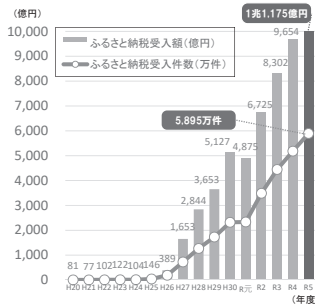
H29、H30の2度にわたる
総務大臣通知において
良識ある対応を要請

制度の
健全な発展を図る必要

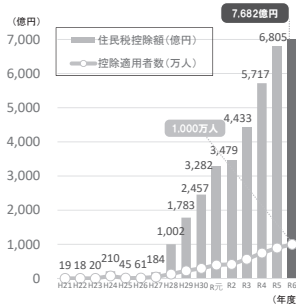
法律改正後(令和元年6月1日施行)

- ふるさと納税の対象となる地方団体を
総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、
ふるさと納税の対象外

○受入額及び受入件数の推移



○住民税控除額及び控除適用者の推移



○総務大臣による指定の基準

- 基準① 募集適正基準**
- ① 制度趣旨に沿った募集の方法
 - ② 経費総額5割以下
 - ③ 食品の産地名の適正な表示確保
- 基準② 返礼割合3割以下基準**
- 基準③ 地場産品基準**
- 基準④ 指定日前1年基準適合等基準**

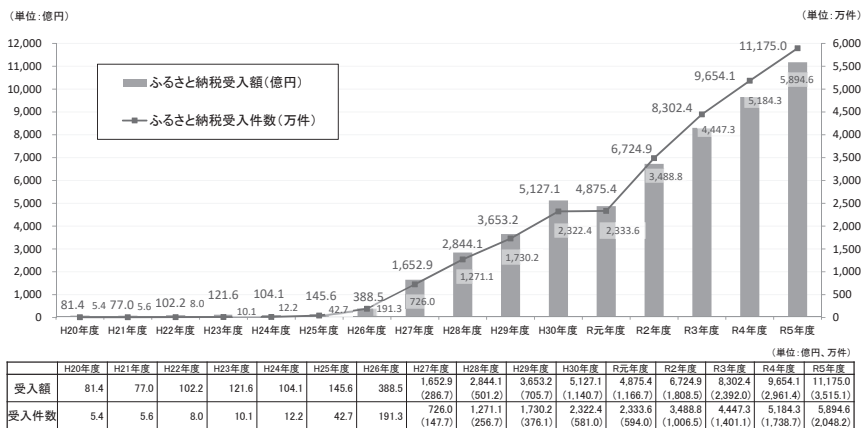
※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要
⇒ 基準のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときには、指定を取消し

19



ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和5年度の実績は、約1兆1,175億円(対前年度比:約1.2倍)、約5,895万件(同:約1.1倍)。



※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

20



ふるさと納税の受入額及び受入件数(都道府県別) ※都道府県分と市区町村分の合計

都道府県名	令和5年度		令和4年度		都道府県名	令和5年度		令和4年度	
	受入額	受入件数	受入額	受入件数		受入額	受入件数	受入額	受入件数
北海道	165,496	9,738,882	145,290	8,616,681	京都府	19,732	576,058	17,511	480,589
青森県	7,419	482,026	6,346	453,193	大阪府	37,019	1,736,388	32,378	1,427,176
岩手県	23,327	1,366,247	17,696	1,081,430	兵庫県	29,553	1,278,606	26,867	1,105,069
宮城県	26,361	1,469,097	18,660	951,306	奈良県	3,557	162,813	3,238	145,247
秋田県	9,974	425,035	8,672	424,210	和歌山県	21,998	1,604,590	20,753	1,721,544
山形県	42,633	2,571,764	40,463	2,462,816	鳥取県	7,247	406,858	6,504	341,832
福島県	9,029	333,199	6,207	232,721	島根県	6,015	212,437	5,149	198,288
茨城県	37,419	2,070,723	25,784	1,346,792	岡山県	10,283	490,115	8,000	379,054
栃木県	14,344	788,239	9,604	579,223	広島県	6,355	245,270	4,935	174,561
群馬県	11,148	476,134	10,140	379,134	山口県	4,521	202,701	3,198	152,018
埼玉県	8,814	313,681	7,298	241,307	徳島県	3,635	191,470	2,891	151,091
千葉県	21,471	1,044,798	16,028	921,134	香川県	9,537	539,025	8,260	474,087
東京都	7,863	124,250	5,257	95,645	愛媛県	12,740	881,176	8,810	615,117
神奈川県	16,959	459,648	16,311	475,619	高知県	16,034	1,190,502	14,796	1,097,857
新潟県	34,082	1,233,635	31,268	1,153,177	福岡県	61,504	4,187,459	55,089	3,905,364
富山県	3,872	152,801	2,874	105,374	佐賀県	40,508	2,454,584	41,643	2,715,845
石川県	11,316	646,437	5,190	144,954	長崎県	16,711	838,106	16,029	874,863
福井県	16,124	817,931	15,204	786,078	熊本県	29,888	2,014,579	28,773	2,111,557
山梨県	35,884	1,753,816	32,185	1,628,878	大分県	11,433	559,828	10,722	552,298
長野県	26,360	1,473,067	25,215	1,303,800	宮崎県	52,012	2,803,099	46,644	2,507,947
岐阜県	24,072	1,294,856	22,285	1,089,162	鹿児島県	44,329	2,434,499	42,464	2,389,695
静岡県	45,751	2,568,195	32,885	1,799,654	沖縄県	14,875	473,581	12,331	420,114
愛知県	32,983	1,039,687	25,097	867,633	合 計	1,117,500	58,945,616	965,406	51,842,914
三重県	10,864	426,907	9,775	410,216					
滋賀県	14,449	390,817	12,688	351,584					

21



ふるさと納税を募集する際の使途の選択

(%は全指定団体に占める割合を示す。)

○ ふるさと納税を募集する際の使途(ふるさと納税を財源として実施する事業等)の選択

・選択できる	1,745団体(97.7%)	＜昨年度の状況＞
・選択できない	41団体(2.3%)	1,745団体
		41団体

○ 上記で「選択できる」と回答した団体における選択できる範囲

・分野を選択できる	1,681団体(94.1%)	1,677団体
・具体的な事業を選択できる	479団体(26.8%)	431団体
うち、クラウドファンディング型の実施※	369団体(20.7%)	337団体

※「クラウドファンディング型」のふるさと納税とは、目標金額、募集期間等を定め、特定の事業にふるさと納税を募るもの
(プロジェクト総数:946事業、寄附金受入総額:16,712百万円)

○ 使途として選択可能な分野ごとの受入額、受入件数及び団体数

選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体	選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体
子ども・子育て	151,169百万円	8,191,673件	952団体	健康・医療・福祉	52,775百万円	2,875,034件	1,187団体
教育・人づくり	80,448百万円	4,223,340件	988団体	観光・交流・定住促進	31,438百万円	1,594,975件	730団体
地域・産業振興	78,676百万円	4,334,560件	1,097団体	スポーツ・文化振興	25,339百万円	1,053,168件	783団体
まちづくり・市民活動	57,813百万円	2,984,416件	866団体	安心・安全・防災	20,066百万円	988,965件	634団体
環境・衛生	55,768百万円	3,018,683件	1,029団体	災害支援・復興	9,237百万円	660,029件	343団体

※ その他、上記の複数分野に跨がるものや、寄附先団体に一任するもの等がある。

22



ふるさと納税の募集に要した費用(全団体合計額)

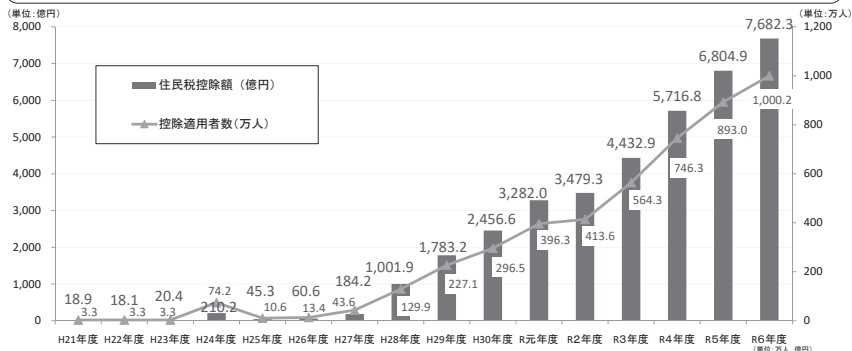
(単位:百万円)

区 分	金 額	受入額に占める割合	昨年度結果
返礼品の調達に係る費用	302,869	27.1%	27.8%
返礼品の送付に係る費用	80,138	7.2%	7.6%
広報に係る費用	6,801	0.6%	0.7%
決済等に係る費用	20,790	1.9%	2.0%
事務に係る費用等	132,315	11.8%	8.6%
合計	542,913	48.6%	46.8%



ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移(全国計)

- ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和6年度課税における控除額の実績は約7,682億円(対前年度比:約1.1倍)、控除適用者数は約1,000万人(同:約1.1倍)



課税年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,783.2 (448.1)	2,456.6 (649.4)	3,282.0 (964.0)	3,479.3 (1,086.1)	4,432.9 (1,535.0)	5,716.8 (2,056.6)	6,804.9 (2,563.1)	7,682.3 (2,992.3)
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9 (41.9)	227.1 (77.2)	296.5 (110.1)	396.3 (161.5)	413.6 (177.3)	564.3 (269.8)	746.3 (375.5)	893.0 (465.0)	1,000.2 (536.6)

※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和6年度については、令和5年1月1日～令和5年12月31日の間)のふるさと納税に係るその翌年度の控除の適用状況である。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。

※ 令和5年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、令和6年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。



ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況 ※都道府県分と市区町村分の合計

(単位:百万円、人)

都道府県名	令和6年度課税	
	住民税控除額	控除適用者数
北海道	20,395	318,769
青森県	2,493	42,533
岩手県	2,521	43,006
宮城県	8,682	131,770
秋田県	1,848	32,536
山形県	2,603	43,983
福島県	4,671	71,364
茨城県	11,759	171,315
栃木県	7,521	106,327
群馬県	7,358	108,271
埼玉県	44,544	625,845
千葉県	42,624	557,193
東京都	189,933	1,861,141
神奈川県	79,625	971,082
新潟県	6,119	99,020
富山県	3,556	59,914
石川県	4,639	75,271
福井県	2,705	46,970
山梨県	3,362	47,701
長野県	6,780	105,103
岐阜県	9,220	140,850
静岡県	16,846	244,783
愛知県	54,764	720,563
三重県	8,460	127,546
滋賀県	8,126	122,373

都道府県名	令和6年度課税	
	住民税控除額	控除適用者数
京都府	15,923	214,017
大阪府	61,400	840,028
兵庫県	36,575	490,545
奈良県	7,534	104,407
和歌山県	3,586	55,350
鳥取県	1,446	25,735
島根県	1,622	28,436
岡山県	7,796	123,544
広島県	12,852	188,674
山口県	4,532	72,006
徳島県	2,594	38,825
香川県	3,861	60,853
愛媛県	4,283	65,062
高知県	1,806	29,729
福岡県	25,488	369,392
佐賀県	2,276	42,434
長崎県	3,763	59,855
熊本県	5,217	82,956
大分県	3,338	52,392
宮崎県	2,929	48,184
鹿児島県	4,391	70,880
沖縄県	3,866	63,191
合計	768,231	10,001,724



(参考) 令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体

(単位:百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
宮崎県	都城市	19,384	1,012,796
北海道	紋別市	19,213	1,243,201
大阪府	泉佐野市	17,514	1,174,877
北海道	白糠町	16,778	1,074,349
北海道	別海町	13,903	923,046
北海道	根室市	12,554	532,138
愛知県	名古屋市	11,710	206,175
静岡県	焼津市	10,687	698,210
福岡県	飯塚市	10,513	872,784
京都府	京都市	10,006	217,224
茨城県	境町	9,938	659,070
宮城県	気仙沼市	9,489	670,375
岩手県	花巻市	9,060	610,680
山梨県	富士吉田市	8,809	389,913
宮崎県	宮崎市	8,192	432,387
福井県	敦賀市	7,986	455,106
佐賀県	上峰町	7,543	594,929
北海道	弟子屈町	7,045	363,152
茨城県	守谷市	6,905	328,590
鹿児島県	志布志市	6,765	313,224



(参考) 令和6年度課税における市町村民税控除額の多い20団体

(単位: 百万円、人)

団体名	市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県 横浜市	30,467	439,267
愛知県 名古屋市	17,654	255,163
大阪府 大阪市	16,655	279,922
神奈川県 川崎市	13,578	207,616
東京都 世田谷区	11,028	146,812
埼玉県 さいたま市	10,069	155,694
福岡県 福岡市	9,651	157,450
兵庫県 神戸市	9,264	149,692
北海道 札幌市	8,974	164,329
京都府 京都市	8,243	129,062
東京都 港区	8,186	55,717
千葉県 千葉市	6,653	93,789
広島県 広島市	5,750	98,944
東京都 大田区	5,631	105,718
東京都 江東区	5,402	89,474
東京都 杉並区	5,329	87,616
東京都 品川区	5,095	76,830
東京都 練馬区	4,987	98,669
宮城県 仙台市	4,923	86,071
東京都 渋谷区	4,921	43,061

27

ふるさと納税の指定基準の見直し【令和6年6月28日付け告示第203号】

○ ふるさと納税の適正な運用を確保する観点から、指定基準となる告示・Q&Aを改正。

募集適正基準〔平成31年告示第179号第2条第2号〕

地方団体による第一号寄附金〔ふるさと納税〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
ロ 寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者を通じた募集
ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ふるさと納税の返礼品として提供される食品について、産地名の表示を偽る事案が複数発生していることを踏まえ、令和5年12月に、消費者庁、農林水産省及び国税庁と連名で、地方団体に対し、ふるさと納税制度と食品表示法の適正な運用を行うよう通知を発出

地場産品基準〔平成31年告示第179号第5条〕

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。(略)

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

基準への適合性に疑義が生じている事例等

・ ポータルサイト等による寄附に伴うポイント付与に係る競争が過熱

・ ポータルサイトや返礼品取扱事業者等が返礼品等を強調した宣伝広告を実施

・ 区域内での工程が製品の企画立案等であり、実際の製造地は区域外であるもの

・ 全国展開している宿泊施設や飲食店の利用券等、当該地方団体との関連性が希薄なもの

見直し内容
〔R6.10～(一部R7.10～)〕

・ 寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止〔告示改正。R7.10～〕

・ 民間事業者等が行う返礼品等を強調した宣伝広告も禁止事項である旨を明確化〔告示改正〕

・ 食品返礼品の産地名の適正な表示を確保するため、必要な措置を講ずる旨、募集適正基準に明示〔告示改正〕

・ 製造者から、当該製品の価値の過半が当該区域内で生じていることについての証明がなされた場合に限定〔告示改正〕

・ 宿泊は、同一県内展開の宿泊施設に限る(以下は限定の対象外)
＞1人1泊5万円以下の宿泊
＞甚大な災害の被災地での宿泊(発災の次の指定期間)〔告示改正〕
・ 地域との関連性が希薄な役務は対象外である旨の明確化〔Q&A改正〕

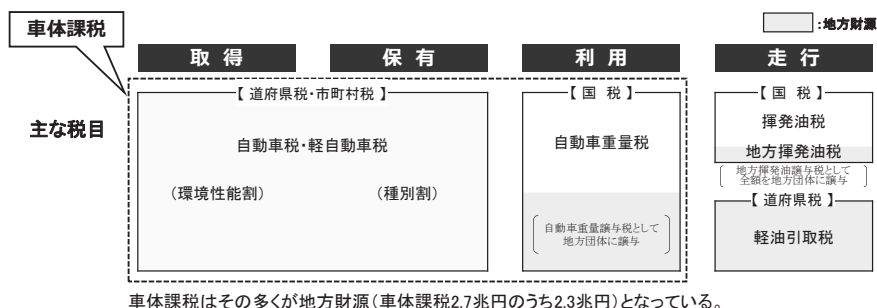
28

3. 車体課税

29

自動車に対する課税関係

○ 自動車に関しては、取得、保有、走行、各段階において総合的な課税を行うことにより、全体として適切な税負担が実現されている。

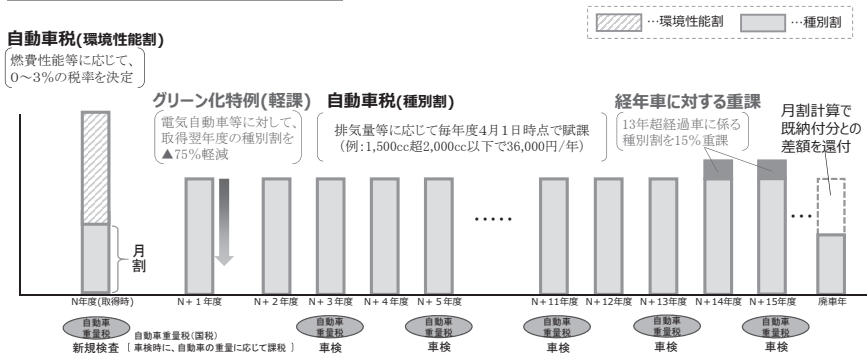


今後の税制のあり方についての答申 (H5.11、税制調査会) (抄)

(前略)現行の自動車関係諸税は、税目が多くかつ複雑であることから、これを簡素化すべきであるという指摘がある。この問題は、納税者の理解と協力を求める上で確かに重要であるが、現行の税体系は、自動車の取得、保有、燃料の消費に着目して各種の税を課すこととしており、これによって全体として適正な税負担が実現されること等から現行税制には理由があるものと考えられる。

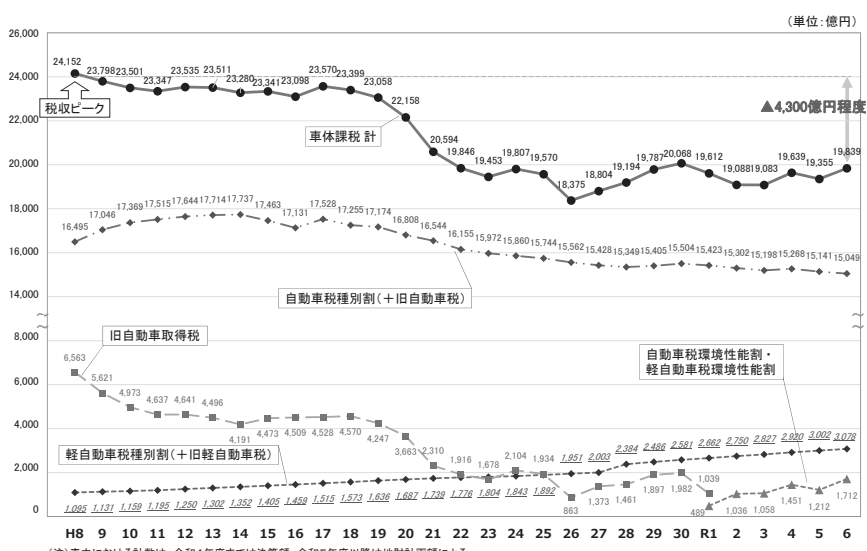
30

（例）自家用乗用車に対する課税のイメージ



31

○ 令和6年度においては1兆9,839億円、ピーク時の平成8年度と比較すると▲4,300億円程度の減と見込まれている。

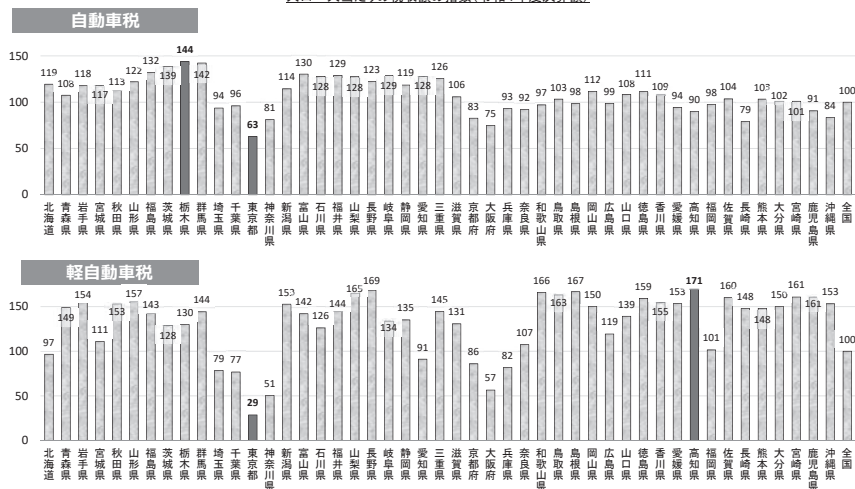


32

地方財源における車体課税

- 地方の車体課税は、収収が安定的で、また、地方部の方が都市部よりも人口一人当たり収収額が大きいことから、「偏在性が小さく収収が安定的な地方税体系の構築」を目指していく中で、重要な税となっている。

人口一人当たりの収収額の指数(令和4年度決算額)



33

令和6年度与党税制改正大綱(抄)(自動車関係諸税部分)

(令和5年12月14日)
自由民主党・公明党

第三 検討事項

- 5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「**2050年カーボンニュートラル**」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するための**インフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。**その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、**自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。**

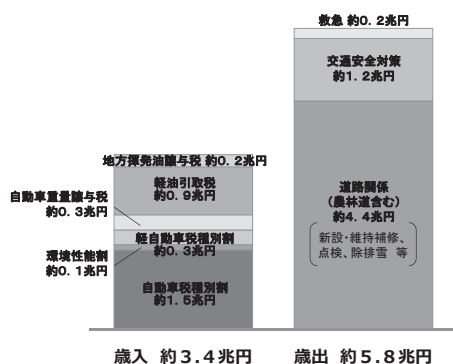
※ 令和5年度与党税制改正大綱においても同一の記載。

34

自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の状況

- 自動車に関する行政サービスに要する費用は、自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の税収を上回っている。
- 今後見込まれる道路や橋梁、トンネルなどの更新・老朽化対策や、防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は地方団体にとって極めて重要。

地方団体における自動車関係諸税の税収と
自動車に関する行政サービスに要する費用



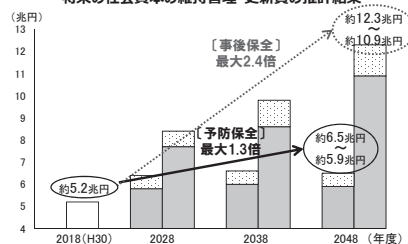
※歳入及び歳出については令和3年度決算額。
※端数処理の関係で合計が一致しない。

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	H30年3月	R5年3月	R15年3月
道路橋 (橋長2m以上)	約25%	約39%	約63%
トンネル	約20%	約27%	約42%

※ 国土交通省HP「インフラメンテナンス情報」を基に作成。

将来の社会資本の維持管理・更新費の推計結果



予防保全: 施設の機能等に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。
事後保全: 施設の機能等に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

※平成30年11月30日「経済・財政一体改革推進委員会 国と地方のシステムワーキング・グループ」(国土交通省提出資料等)を基に作成。

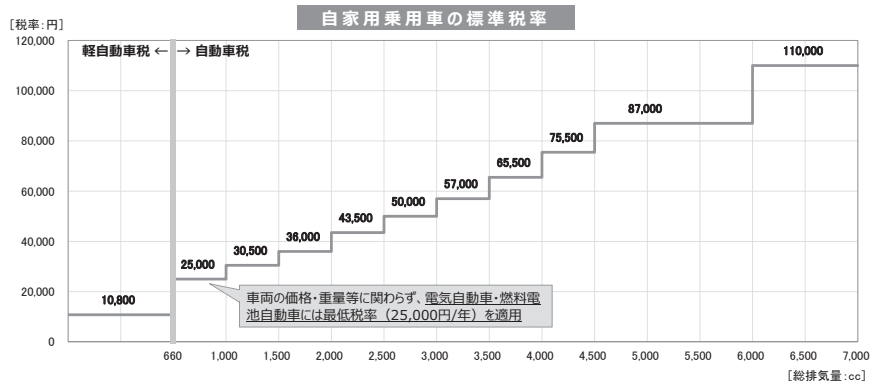
35

電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方

令和6年度与党税制改正大綱 (令和5年12月14日、自由民主党・公明党)

第三 検討事項

- 5 (略) 自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。



36



各論②：地方税務手続の電子化

37

地方税における税務手続のデジタル化

- デジタル技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)等を活用した全国統一的な地方税務手続のデジタル化を推進。

申告・申請等のデジタル化

- eLTAXにより、全ての地方団体に対し電子申告等が可能(H17.1 運用開始、H22 全地方団体が接続)
- 令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子申告等の対象を全ての申告・申請等の手続に拡大し、実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大
- eLTAX利用率は、年々増加(令和5年度実績:法人道府県民税・法人事業税 85.3% 等)

納付のデジタル化

- 令和元年10月より地方税共通納税システムの運用を開始、全ての地方団体に対し電子納付が可能に
- 令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子納付の対象を全ての税目に拡大
- 令和5年4月から、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付の仕組みを導入
- 納付に係るeLTAXの利用件数は、eL-QRの導入により大きく増加(令和5年度実績:前年度比約6.7倍)

地方税関係通知のデジタル化

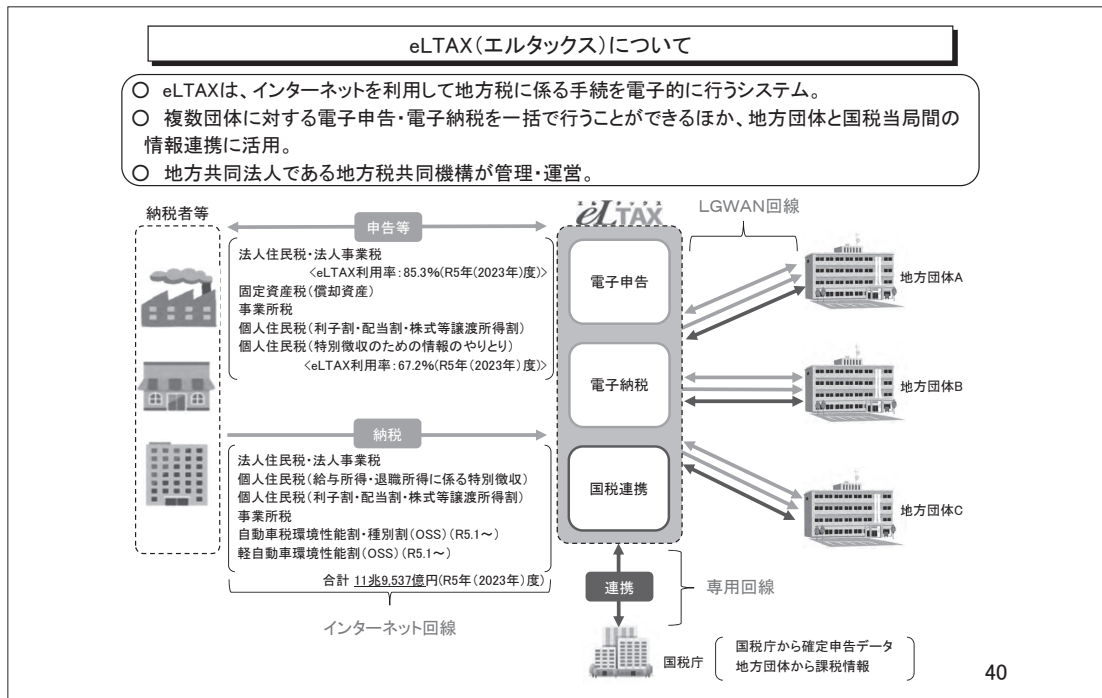
- 地方団体から納税者等に送付する「地方税関係通知」のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める

※ 個人住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用、納税義務者用)については、既に電子的な送受信が可能。

38

地方税務手続のデジタル化のあゆみ				
	電子申告・申請等	電子納付	通知の電子化	国税との情報連携・その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSIによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ [R3.1]		特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始 [H28.1]	法定調書、扶養正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始 [H27.4] 源泉徴収票、給与支払報告書の電子的提出の一元化 [H29.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目		固定資産税等に係る登記所との情報連携開始 [R2.1] 法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除 [R2.3] 財務諸表提出の一元化 [R2.4]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]			
4年度	法制上、全ての申告・申請等の手続へ対象拡大 [R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始 [R5.1]
5年度	地方たばこ税等の電子申告開始 [R5.10]	地方税統一QRコードを用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大(クレジットカード、スマホ決済アプリ等)	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始 [R6.1]	
6年度以降	軽油引取税の電子申告 [R6.10]、個人住民税の電子申告 [R7年末] ※全ての税目の申告手続を令和7年末までに順次、電子化対応			基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

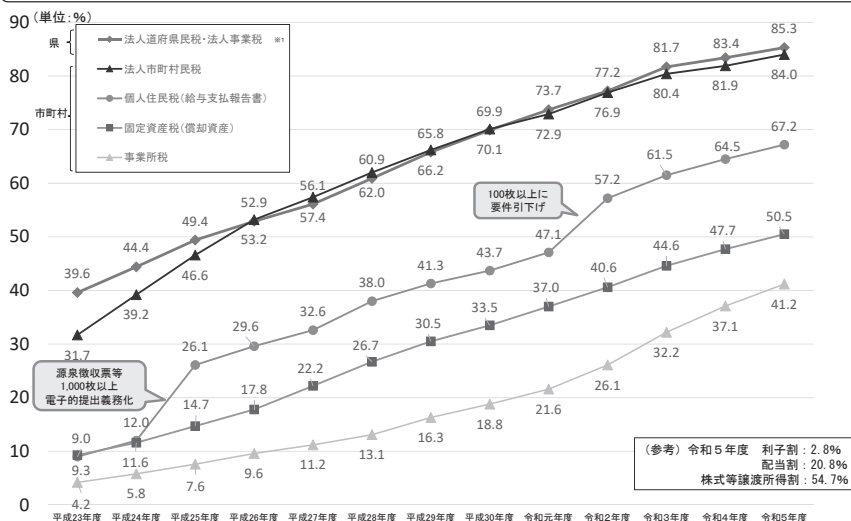
39



40

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

○ eLTAXを通じた電子申告利用率は、年々、上昇している。

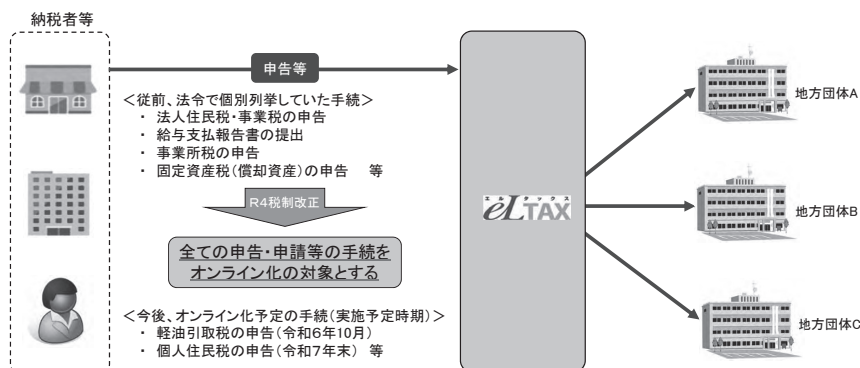


41

eLTAXを通じた申告・申請等に係る対象手続の拡大

○ eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた申告・申請等は、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大。従前、地方税法令上、対象手続を個別に規定していたが、令和4年度税制改正において、全ての申告・申請等の手続について、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講じた。

○ 実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大し、納税者の利便性等を向上。



42

地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 令和5年4月から、対象税目を全税目に制度拡大。あわせて納付手段についても従来の金融機関経由のインターネットバンキング及びダイレクト納付(口座引落し)に加え、クレジットカードや地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能となった。

<主なメリット>

納税者

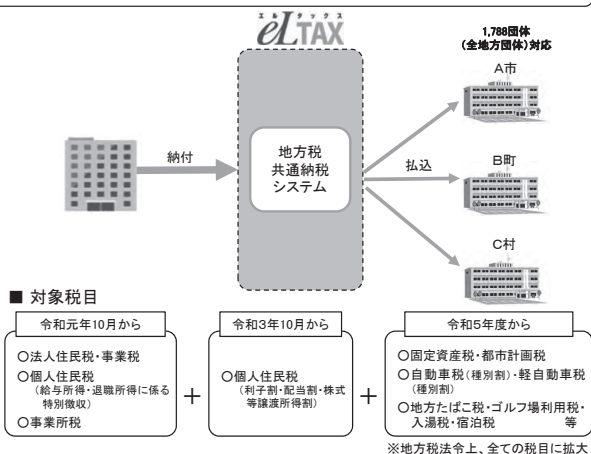
- 対象税目について、全ての地方団体に対して、様々な納付手段による電子納税が可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減
- eL-QR対応金融機関であれば、全地方団体のeL-QR付納付書の取扱いが可能

地方団体

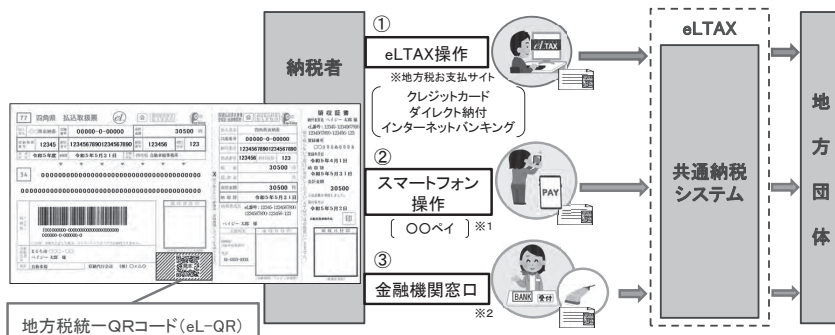
- 納付・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため消込作業の効率が向上
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能



43

地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、個人の納税者に馴染みの深い賦課課税税目(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割※)の納付に「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入。
※ 不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)など他の税目についても、可能な限り活用
- 納付手段についても、金融機関経由のダイレクト納付(口座引き落とし)やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。
- 金融機関窓口における納付受付後の事務処理においても、eL-QRによる処理ができるようになり、事務が簡素化・効率化。



※1: 利用可能なスマートフォン決済アプリ: R5.12月時点で、23のアプリが対応
 ※2: eL-QR対応可能金融機関: 都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫等485機関(R6.4月時点)
 ※3: eL-QR活用地方団体: 1,779団体(47都道府県、1,732市区町村)(R6.1.1時点)

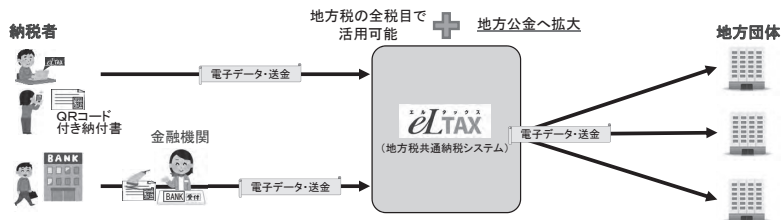
44

地方公金に係るeLTAX経由での納付(令和6年度税制改正)

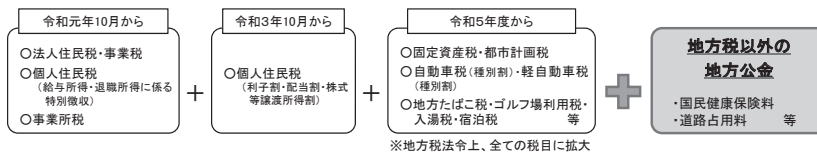
- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置を講ずる。

※ 地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から適用。

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



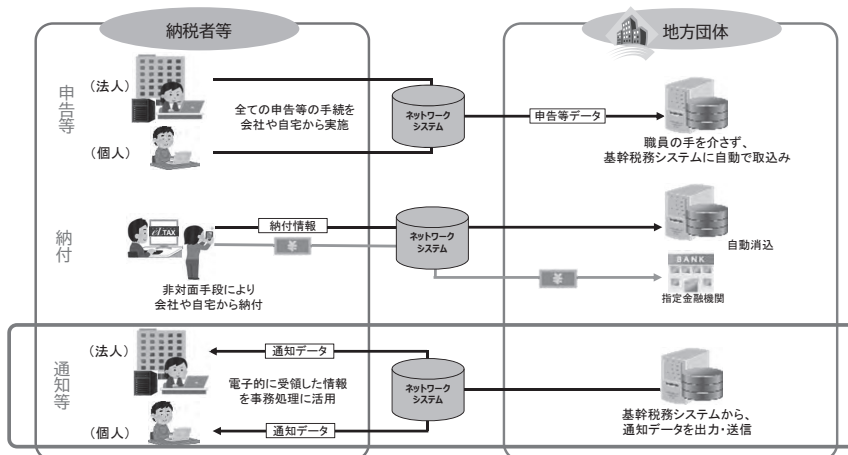
■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



※ 地方税法令上、全ての税目に拡大

地方税務手続の「デジタル完結」に向けて

- 納税者等の利便性向上のため、全ての申告等・納付の手続を対象として、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXでの対応を拡大しており、デジタル化が進展している。
- 今後、地方税関係通知(納税通知書等)についてeLTAXやマイナポータルを活用した電子の送付を実現し、地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。

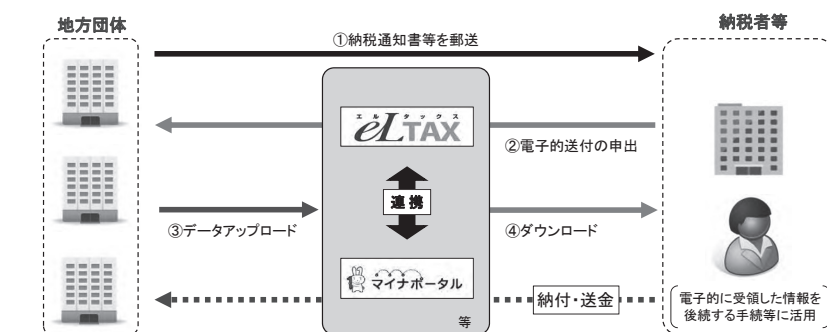


納税通知書等の電子的送付について

【令和6年度与党税制改正大綱(令和5年12月14日自由民主党・公明党)「抄」】

- 地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

■納税通知書等の電子的送付(イメージ)

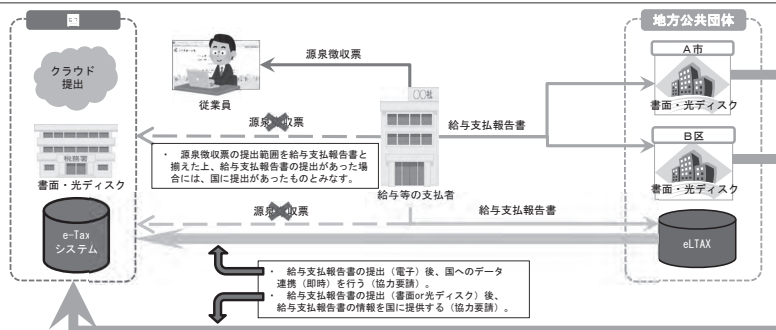


※「納税通知書等」は、納税通知書(課税明細書を含む)及びそれに付随する納付書

47

源泉徴収票の提出方法等の見直し

- 給与等の支払者は次の書類をそれぞれ次の者に提出しなければならないこととされている。
- ① 給与所得の源泉徴収票：国(具体的には、給与等の支払者を所轄する税務署)及び従業員
- ② 給与支払報告書：従業員の居住地の地方公共団体
- 給与所得の源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書に揃えて拡大した上で、地方公共団体に給与支払報告書の提出があった場合には、その従業員について、国への給与所得の源泉徴収票の提出があったものとみなすこととし、地方公共団体は、提出された給与支払報告書データ(書面又は光ディスクに係るもの)を、国へデータ連携する(協力要請)。(eLTA提出分は国税へ即時連携を行う。)(令和5年度税制改正)
- ※ 上記の年金等についても同様とされる。
- ※ 上記の年見直しは、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用する。



48